

豊島区子どもプラン

次世代育成支援行動計画

平成17年3月

豊 島 区

はじめに

子どもに関する心痛む悲しいニュースが連日のように報道されています。

少子化、核家族化の中で育った子どもが保護者になっている時代を迎え、これまでの子育て支援では、解決できない課題が表面化し、子ども家庭施策の抜本的な見直しが必要になってきています。

少子化に加え、パソコン・インターネット・携帯電話などのメディアの普及や地域・子ども関連施設の治安の悪化など、子どもをとりまく環境は大きく変化しています。

少子化の流れを変えるため、国は、これまでの施策に加え、男性を含めた働き方の見直しや地域における子育て支援にも重点を置いた「次世代育成支援に関する当面の取組方針(少子化対策プラスワン)」をとりまとめました。さらに、平成15年7月、「少子化対策プラスワン」を推進するため、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び一定の事業主に、次世代育成支援のための行動計画(平成17年度を初年度とする)の策定を義務付けました。

「豊島区子どもプラン - 次世代育成支援行動計画 - 」は、平成9年3月に策定された「子ども・家庭支援豊島プラン - 豊島区児童福祉計画 - 」を引き継ぐ計画として、また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として策定したものです。策定にあたっては、「豊島区青少年問題協議会専門委員会」及び「豊島区次世代育成支援行動計画検討会」の2つの検討組織が連携をとりながら審議を重ねてきました。

地域・家庭・行政がそれぞれの役割を問い直し、これまでの子ども家庭施策の枠を超えた次世代を育成する新たな支援策が盛り込まれています。

計画の推進を図り、地域に子どもの歓声が響き渡る豊島区にしたいと考えております。

区民の皆様をはじめ、関係者の方々のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 17 年 3 月

豊島区長 高野 之夫

目 次

1 計画策定の背景

- (1) 子どもと家庭をとりまく社会状況 1
- (2) 少子化に対する国の施策 2
- (3) 豊島区における子ども家庭施策の現状と到達点 3
- (4) 豊島区の財政状況と施策の再編成 8

2 計画に関する基本的な考え方

- (1) 計画策定の目的と理念(ねがい) 9

- 権利の主体としての子どもの視点に立った施策の展開
- 家庭での子育ての充実と、その喜びの共有
- 保育所、幼稚園、学校での生活の充実と各施設の有効活用
- 地域ぐるみの子どもたちの成長への関わりと子育て支援

- (2) 計画の目標 10

- < >子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいきいきと自分らしく育つ
『としま』を実現します
- < >安心して子どもを産み育て、家庭で子育ての喜びを共有できる
『としま』を実現します
- < >楽しく充実した保育・教育機関で子どもを育てる
『としま』を実現します
- < >地域ぐるみの人々の共生と協働により子どもの成長と子育てを支援する
『としま』を実現します

- (3) 区政全体の中での本計画の位置づけ 12

- (4) 計画の推進を図るために大切にしたい観点 14

- 豊島区としての特色ある施策の展開
- 区政におけるサービス向上と効率的運営体制の構築
- 子どもと家庭・地域に関する施策の体系化・総合化
- 区民ニーズの把握と施策への反映
- 多様な区民ニーズに対応した公民協働体制の構築
- 国・都への働きかけ
- 施策に関する点検と評価

- (5) 計画の実施期間と見直しの時期 16

3 計画に基づく主な取り組み

□ 権利の主体としての子どもの視点に立った施策の展開

< >子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいきいきと自分らしく育つ『としま』を実現します

- (1) 子どもの権利尊重、意見表明と参加の促進 17
 - 「子どもの権利条例(仮称)」の制定
 - 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置
 - 「子どもが参画したとしま区政」の推進
- (2) 子どもの屋外遊び場所の充実 18
 - プレーパークの充実
 - 公園・児童遊園の整備

□ 家庭での子育ての充実と、その喜びの共有

< >安心して子どもを産み育て、家庭で子育ての喜びを共有できる『としま』を実現します

- (1) 家庭教育の充実 19
 - 父親の育児参加の促進
 - ・子育て講座の開催
 - ・家事に関する父親用マニュアルの作成
 - ・保育所における一日保育の体験
 - 母親学級等の充実
- (2) 子ども家庭支援センター事業の充実 20

□ 保育所、幼稚園、学校での生活の充実と各施設の有効活用

< >楽しく充実した保育・教育機関で子どもを育てる『としま』を実現します

- (1) 幼児教育機関の充実 20
 - 公私協働による保育所の充実
 - 幼稚園におけるサポート保育(預かり保育)の拡充
- (2) 幼稚園と保育所の連携 21
 - 幼稚園教諭と保育士との研修の合同実施
 - 行事・事業の共同開催、相互交流
 - 幼保一体化の総合施設の整備
- (3) 子ども家庭関連施設の再構築の中での保育所の役割 22
- (4) 学校教育の充実 23
 - 生きる力を育む教育の推進
 - 魅力ある学校づくり
 - 教育環境の整備

□ 地域ぐるみの子どもたちの成長への関わりと子育て支援

< > 地域ぐるみの人々の共生と協働により子どもの成長と子育てを支援する『としま』を実現します

- (1) 個々の子どもや家庭の必要に応じた施策の展開 24
 - 子どもの安全確保
 - 児童虐待の予防、早期発見、支援のための仕組みづくり
 - 障害のある子どもへの保育・教育の充実
 - 不登校・ひきこもりの子どもに対する支援の充実
 - 外国人の子どもへの支援
- (2) 幼稚園、保育所による地域の子育て支援活動の推進 26
- (3) 子ども家庭関連施設の再構築 26
- (4) 「地域区民ひろば」構想の展開 26
 - 児童館の再構築
 - ・「子育てひろば」の開設(23か所)
 - ・「子どもスキップ」の開設(23か所)
- (5) 中高生のための施策の展開 30
 - 「十代倶楽部」の整備
 - 中学生・高校生と乳幼児との交流促進
 - 文化・芸術の基礎づくり
- (6) 地域の教育力の再構築のための活動支援 31
- (7) 区民の自主的活動に対する支援の強化 31

4 計画の体系と具体策

- (1) 計画の体系 32
- (2) 具体的な施策 33
- (3) 計画事業の主な目標事業量 79

- < 資料 > 83

1 計画策定の背景

(1) 子どもと家庭をとりまく社会状況

日本の総人口が増え続けている中、東京都の人口は減少していましたが、平成9年から増加に転じています。豊島区も平成10年から緩やかな増加傾向が続きましたが、平成16年には若干減少しました（P84 資料1 参照）。一方、年少人口（0～14歳）は、国、東京都、豊島区とも減少傾向が続き、年少人口比率（総人口に占める年少人口の割合）も低下しています。ここ数年、東京都、豊島区の年少人口・年少人口比率は下げ止まり傾向にあります。東京都の0～14歳年少人口比率は全国値よりも2ポイント低く、豊島区はさらに3ポイント低い値にあります。対象年齢17歳までの比較でも、同様のことが言えます（P85.86 資料2・3 参照）。

このような年少人口比率の低下にみられるように、少子化の進行は特に深刻であり、1970年代から下降し始めた出生率は、その後30年経過した現在も回復することなく、下がり続けています（P87 資料4 参照）。全国の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均）の低下については、平成元年（1989年）には1.57となり、「1.57ショック」という言葉を生み出しました。平成15年（2003年）には更に、過去最低を更新し、「1.29ショック」と、話題になりました。

豊島区において、この合計特殊出生率は全国のそれよりもはるかに低い状況にあります。平成元年（1989年）には1.02でしたが、平成8年（1996年）には0.82になり、さらに、平成15年（2003年）には、0.76となっています（P88 資料5 参照）。

将来推計人口は低い値を示しており、このまま少子化が進めば、社会保障制度を始めとする既存の社会システムが成り立たなくなるという危機的な状況にあります（P89 資料6 参照）。

少子化は、子どもの成育にもさまざまな影響を与えています。幼児期は、異年齢児もまじえた友だちと戸外で群れて遊ぶことが大事な時期ですが、友だちと遊びたいと思っても地域に子どもが少ない状況にあります。また、昨今の子どもにまつわる痛ましい事件に見られるように、戸外での遊びに生命の危険をとまなう場合も少なくありません。このような状況のもとにあって、子どもは家庭で過ごすことが多くなりがちです。

しかし、家の中においても、兄弟、姉妹は少なく、遊びといえば一人遊びが主で、ゲームやパソコンをやっている子どもも多く、家庭へのひきこもり現象の増加にも注意する必要があります。

このように、少子化は、子どもたちの自主的な集団あそびを減少させ、「人と関わる力」や「生きる力」の育ちを阻む要因となっています。

さらに、子どもをめぐる状況は、児童虐待の急増、少年犯罪の増加・凶悪化など、ますます事態が深刻化しています。

少子化の原因として、晩婚化、未婚率の上昇に加え、夫婦出生力の低下という新たな現象もみられるようになってきています。さらに、子育てに関する負担の重さが増していることも見逃せません。それとともに、核家族化が進む中、子育ての困難さが強調され、子どもを産み育てることへの消極的姿勢が増大していることにも目を向ける必要があります。

また、核家族化や地域コミュニティの崩壊により、家庭や地域の「子育て力」「教育力」の低下も指摘されています。

このような状況のもと、家庭・学校・地域・行政が連携して、社会全体で子どもを育む取り組みが必要となっています。

(2) 少子化に対する国の施策

少子化の進行に対して、国政レベルでは関係省庁をあげた総合的な子育て支援対策への取り組みが求められ、平成6年12月、文部・厚生・労働・建設の四大臣合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン P105 用語解説参照)」が策定されました。あわせて、この施策の具体化の一環として、「緊急保育対策等5ヵ年計画」が発表されました。これは、保育ニーズの多様化に対応し、緊急に保育対策を推進するために、大蔵・厚生・自治の三大臣が合意した内容に基づくものです。この計画では、平成7年度から5年間の事業の整備目標などが定められました。

平成11年12月には、「少子化対策推進関係閣僚会議」において、先の「緊急保育対策等5ヵ年計画」に続く政府の中長期的な総合的少子化対策の指針として、「少子化対策推進基本方針」が策定されました。この方針に基づき、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治六大臣の合意による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン P106 用語解説参照)」が策定され、平成16年度までの目標値を設定しました。さらに、政府は、平成13年7月に「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(P106 用語解説参照)を閣議決定し、民間活力の導入による「(保育所入所)待機児ゼロ作戦」等に着手しました。

しかし、このような取り組みにもかかわらず、依然として少子化は進行し、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」によると、現状の

ままでは今後も一層少子化が進むものと予測されています。平成14年9月、厚生労働省は、このような少子化の流れを変えるため、これまでの保育施策など、仕事と家庭の両立支援に加え、男性を含めた働き方の見直しや地域における子育て支援にも重点を置いた「次世代育成支援に関する当面の取組方針(少子化対策プラスワン)」をとりまとめました。

平成15年7月には、「少子化対策プラスワン」を推進するため、「次世代育成支援対策推進法」(P107用語解説参照)が成立し、あわせて「児童福祉法」も改正されました。「次世代育成支援対策推進法」では、地方公共団体及び一定の事業主に、次世代育成支援のための行動計画(平成17年度を初年度とする)の策定が義務付けられています。これは、少子化に対応するため、総合的な推進体制の整備を進めるとともに、具体的な個別施策の推進(地域における子育て支援の取り組みの強化)を図り、社会全体で少子化の問題に取り組む体制を整えることを目的とするものです。

平成15年9月施行の「少子化社会対策基本法」(P107用語解説参照)では、少子化に対処するための総合的かつ長期的な施策の大綱を定めることをうたっています。これにより、平成16年6月には「少子化社会対策大綱」(P108用語解説参照)が策定されました。大綱では、子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換が緊急の課題であるとしています。その上で基本的な考え方を示し、重点課題に取り組むための具体的な行動を28項目あげて、これを実践するとしています。そして、平成16年12月24日には具体的実施計画として「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画」(子ども・子育て応援プラン)が「少子化社会対策会議」で決定されました。このプランは、平成17年度から21年度までの5か年計画であり、これまでの新エンゼルプランが各種の保育対策等の子育てと仕事の両立支援に主眼が置かれていたのに対し、これらに加えて子どもの育ちの視点や、子どもの育つ環境という視点にも重きを置き、より幅の広いものとなっています。

(3) 豊島区における子ども家庭施策の現状と到達点

豊島区では、少子化の状況や国の動きを受け、平成9年3月、「子ども・家庭支援豊島プラン - 豊島区児童福祉計画 - 」を策定しました。これは、福祉をはじめ、教育、保健・医療、住宅など、子どもと子育て中の家庭にかかわる諸施策を統合し、児童福祉を推進することを目的としたものです。この計画は、「豊島区基本計画」の子ども家庭分野を補完するための計画です。と同時に、平成6年12月に発表された「エンゼルプラン」に基づき、国が地方公共団体に策定を呼びかけた「地方版エンゼルプラン」の性格も併せ持つものです。計画には118の事業を盛り込み、施策の推進を図ってきました。

一方、平成13年3月に「豊島区青少年問題協議会」からは「青少年の社会参画の方策について」の答申を受け、具体的な事業の中で、その答申の趣旨の実現を図ってきました。さらに平成15年2月には「権利の主体としての青少年の成長を支援する方策について」の答申を受け、子どもを権利の主体としてとらえる視点から施策の見直しを始めました。これにより、放課後対策事業の総合的展開(子どもスキップ)や青少年の活動の拠点(十代倶楽部)、親と乳幼児の情報交換・交流の場(子育てひろば)の整備等の推進を決定しました。また、子どもの権利条例(仮称)の制定に向けて準備中です。

区では、以上の計画や答申に基づき、子ども家庭施策の充実に努めてきました。児童館の開館時間・学童クラブ保育時間の延長、ファミリー・サポート・センターの開設、子ども家庭支援センターの開設等、新たな事業展開の実現を果たし、きめ細かなサービスの充実に努めてきました。

しかし、計画策定から8年が経過し、計画通りに達成したものがある反面、未着手のものもあります。時代の変化にともない、区民ニーズも変わってきていることから、これらの成果を継承しながら現状を踏まえて見直し、この「豊島区子どもプラン - 次世代育成支援行動計画 - 」に引き継ぎます。

「子ども・家庭支援豊島プラン - 豊島区児童福祉計画 - (平成9年策定)」の実施状況及び計画策定後に開始した新規事業

計画の目標が達成できた主な事業

* 事業名及び事業の目標は児童福祉計画に掲載された内容です。

事業名	事業の目標	実施状況
開館時間の延長	児童館が地域の子どもたちにとって、遊びの拠点となる運営ができるように、子どもたちの実態に合わせ開館時間を延長します。	9時～17時までの開館時間を、全館とも10時から18時までと変更しました。(平成15年4月から全館実施)これにともない、学童クラブの保育時間も延長しました。
ファミリー・サポート・センターの開設	仕事と育児の両立支援を目指し、保育所の送迎、急な残業など、変則的・変動的ニーズに対応できるよう、会員制の相互援助活動を社会福祉法人等に委託するなどして行います。	「子育ての手助けをしてほしい区民」と「子育ての手助けができる区民」からなる会員組織として、平成10年12月に運営を開始し、区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中で子育てを支援しています。
子ども家庭支援センターの設置	子ども・家庭に関する総合相談サービスの提供(トワイライトステイ、ショートステイ等) サービスの調整地域の組織化の拠点としての子ども家庭支援センターを設置していきます。	平成13年度に東・西2か所の子ども家庭支援センターを開設しました。平成16年度からは、東部子ども家庭支援センターが先駆型センターとなり、児童虐待にも対応できるよう、機能の充実に努めました。

事業名	事業の目標	実施状況
乳児保育	出産後早い時期から働かなければならない保護者の要望に応えて、出産後8週間経過後又は4ヶ月経過後から特別保育として実施している乳児保育を充実していきます。	0歳児保育を、区立保育園全園、私立保育園5園で実施しています。
長時間保育	安心して働き続けることができるように、保護者の状況にあった保育の提供として、特例保育や延長保育等の多様な保育時間を設定し柔軟な保育を進めます。私立保育園で実施している夜間保育について検討します。	午後10時まで開所の保育園は1園（平成18年度より2園）、午後8時まで開所が3園、午後7時まで開所が25園あり、保護者の状況にあった対応をしています。
一時保育	保護者の就労形態により、家庭での保育が断続的に困難となる児童に対し、一時保育を実施します。また、普段は家庭で保育されている幼児を、保護者の希望によって一時保育を実施し、保護者の社会参加を支援します。	保護者の通院、PTA、仕事、リフレッシュ、その他の理由で家庭での保育が一時的に困難になるとき、乳幼児を時間単位で有料で預かり、保育する事業を平成10年8月から実施しています。（3か所で実施、平成17年度から5か所で実施予定）
障害児保育	障害のある乳幼児を保育園で保育し、集団の中で生活することによる成長を図るとともに、保護者の育児負担の軽減を図ります。	区立保育所、私立保育所全園で受け入れ、それぞれの子どもに応じたきめ細かな保育を実施しています。
外国人児童の保育	言葉や習慣の違いから保育への不安を持っている、区内在住の外国人の乳幼児を積極的に受け入れ、保護者が安心して働ける環境を作ります。	区立保育所、私立保育所全園で希望者を受け入れ、習慣の違い等に対応した保育を実施しています。

計画の目標が達成できなかった主な事業

* 事業名及び事業の目標は児童福祉計画に掲載された内容です。

事業名	事業の目標	今後の対応
チルドレンズ・ミュージアムの設置	子どもたちが手に触れ、作り、体験・学習のできるミニ「ミュージアム」を、児童館等を活用して非常設で設置します。将来的には、専門の施設も検討します。	現状では設置の必要性が薄れています。
1年生児童への放課後保育	小学校入学後も、1年生に限っては保育園でも放課後保育を実施し、児童館の学童クラブとの選択を可能にします。	児童館内または子どもスキップ内学童クラブでの対応といたします。
トワイライトステイ事業	1歳から低学齢児の保護者が、残業その他の理由で、保育の延長が必要になった場合に、午後10時ごろまで保育を行います。	利用者のニーズを把握し、他の事業での対応も考慮して検討します。
ショートステイ事業	保護者が病気の時など、児童を養育することが困難な場合に、専門の監督者のもとで一定の日数の範囲、児童が宿泊できる生活の場を提供します。	平成17年4月より、施設1か所、受託家庭1世帯で実施予定です。

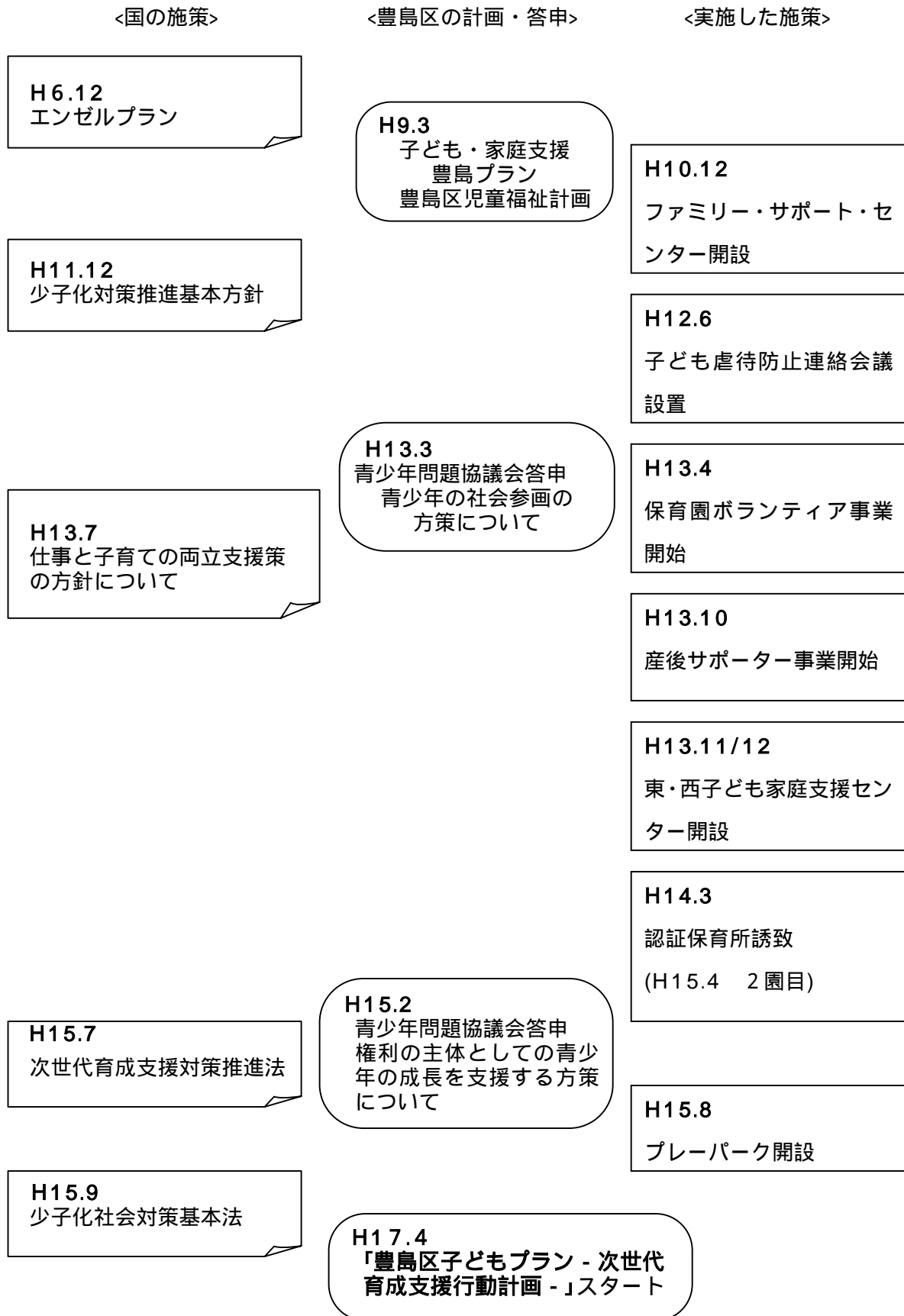
事業名	事業の目標	今後の対応
病後保育 *現在の名称は「病後児保育」	健康が回復するまでは家庭での保育となっている、病後の乳幼児について、医師、看護師等の指導のもとに、早い時期から保育し、保護者が働ける環境を整備します。	平成18年度に1か所開設予定です。
区立母子寮の建設 *現在の名称は「母子生活支援施設」	入所による指導や援助を必要とする子どもと家庭のニーズに応えるため、区立母子寮を建設し、母子世帯に対する援助と、虐待を受けて保護の必要な子どものショートステイ等、母子寮の機能を活かしたサービスの提供を図ります。	資金等の問題があり、現状では建設は困難です。他の機関との連携を図る中で対応していきます。

計画策定後に実施した新規事業

* 下記事業は児童福祉計画には掲載されていません。

事業名	実施状況
認証保育所の誘致 (P109 用語解説参照)	認可保育所に準じる施設として東京都の認証を受けた認証保育所を区内2か所に誘致しました。(1園目 平成14年3月誘致、2園目 平成15年4月誘致)
プレーパークの開設 (P109 用語解説参照)	子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ冒険遊び場「プレーパーク」を平成15年8月に開設しました。地域のボランティアの方々が中心となり、区との協働で運営しています。
産後サポーター事業	産後の母体の肉体的、精神的回復のため昼間援助の手のない方を対象に、有償ボランティアが家事や育児のお手伝いをするサービスを平成13年10月から開始しました。
子ども虐待防止連絡会議	児童虐待防止に関する関係機関の役割やあり方等を明確にし、日常的なネットワークを構築することにより、早期発見、迅速な対応、発生防止を図ることを目的として平成12年6月に設置しました。
保育園ボランティア	子どもとの交流を通して保育の楽しさを知り、社会参加の意義、重要性の認識を深めるため、区立保育園でのボランティア受け入れを平成13年4月から開始しました。

国の施策の展開と豊島区の計画・答申の流れ及び主な子ども家庭施策実施時期



(4) 豊島区の財政状況と施策の再編成

政府が推進を図っている「三位一体の改革」は、国庫補助負担金の廃止・縮減と税源移譲及び地方交付税制度の見直しを同時に進めていくものです。児童関連施策としては、児童福祉法が改正され、公立保育所運営費負担金の一般財源化などの変更が行われました。これにより、全国一律の画一的な施策を転換し、住民の負担に見合った効率的な行政の実現と創意工夫にあふれた自由なサービスを展開することが必要となってきます。

また、本区においては、極めて厳しい財政状況の中、財政構造の悪化を克服するため、平成13年度を初年度とする「新生としま改革プラン」「財政健全化計画」に取り組んできました。しかし、平成16年度予算編成段階での黒字への転換という目標達成は困難となり、財政健全化へのより厳しい取り組みが求められています。このため、平成16年9月には「豊島区行財政改革プラン2004(案)」を発表し、平成17年度以降5年間に取り組むべき行財政改革及び区政の重要施策についてその具体的な方針を示しました。

このような状況下、子ども家庭施策についても、より抜本的な見直しの必要に迫られています。そのためには、関係部局の連携を強化しつつ、区民の方々との協働を進めていくことが不可欠です。そして、福祉に係るサービス料の受益者負担の観点から応益負担の考え方を加味することも有力な選択肢です。

区が行財政改革推進本部では、公共施設のあり方について、平成15年10月に「公共施設の再構築・区有財産の活用案」を提案しました。これは、子ども家庭施設全般にも大きな転換を求めるものとなっており、現在の施設偏重の体系から脱却するとともに、運営形態や活動内容を再編成する一方、各施設間での連携を強化し、広範かつ重層的なネットワークを構築していく必要が提起されています。さらに、財政負担を抑えながらサービスの質を維持・向上させていくことが求められています。今後、区では、区民への説明責任を果たしながら、区民各層の多様な意見を踏まえた検討を行う方針です。

2 計画に関する基本的な考え方

(1) 計画策定の目的と理念(ねがい)

「豊島区子どもプラン - 次世代育成支援行動計画 - 」は、今日の子どもと家庭をとりまく諸条件を視野に入れ、以下に掲げる理念(ねがい)のもとに策定をするものです。これは、平成9年に策定された「子ども・家庭支援豊島プラン - 豊島区児童福祉計画 - 」を見直し、あわせて豊島区における具体的な諸施策について体系化し、目標数値を示し、それを実現していくことを目的としています。

□ 権利の主体としての子どもの視点に立った施策の展開

子どもを権利行使の主体と位置付けている「児童の権利に関する条約」の遵守のもと、子どもの最善の利益を確保しなければなりません。児童虐待件数が増加する中、権利の主体としての子どもの視点に立った環境づくりは未だ不十分な状態にとどまっています。子どもの権利保障の視点からすべての事業を再点検し、効果的な施策を展開していきます。

また、子どもの権利保障は、子どもが日常を過ごす場において実現されるべきものであると考えます。子どもが父母その他の保護者や地域の人に見守られながら、自分らしく育っていくことに最大限の関心を払い、家庭・地域への効果的な働きかけを推進していきます。

□ 家庭での子育ての充実と、その喜びの共有

今日の社会情勢のもとにあっては、育児に携わる親たち(特に母親)が孤立しやすい状況があります。父親の育児参加をより積極的に勤めるとともに、それが可能となる条件づくりに努力し、男女協力し合って子育てを行い、子育てに伴う喜びを実感できるような環境が整えられることが大切です。

また、子育ては、その過程において子育てを行う者自身も成長させるという貴重な体験を含むものでもあります。しかし、現代の子育ては社会環境の変化やあふれる情報と多様な価値観の中で、迷いや不安の連続です。子育て中の家庭に対して、親たちの相互援助を促し、子育ての喜びを共に経験できるように支援します。

□ 保育所、幼稚園、学校での生活の充実と各施設の有効活用

少子化、それに伴う子どもの交友関係や生活時間の変化、保護者の仕事と働く時間の多様化、保育・教育内容の進展など、保育・教育機関のおかれている状況には、大きな変化が生まれています。子どもたち本人、保護者、地域からの要望や期待もさまざまな広がりを見せています。一方で、教育行政の規制緩和、教育予算の逼迫などの条件も見据えなければなりません。このような状況の中で保育・教育施設の、より有効な活用、相互の機関の連携などは大きな課題です。子どもたちが生活時間のかなりの部分を過ごすこれらの施設・機関の整備・充実を図ることは、子ども施策にとって大変重要です。

□ 地域ぐるみの子どもたちの成長への関わりと子育て支援

子どもの成長には、さまざまな大人の支援が必要ですが、昨今では核家族化や少子化により、多面的な人との関わりが減少してきています。

地域においては、子育てに関する活動を行うさまざまな団体がありますが、これまで、子どもの成長や子育てを見守ってきた地域は変容し、公園など戸外で、友だちと体を思いきり動かして遊ぶ子どもの姿は見られなくなり、屋内でパソコンやゲーム等で受け身的な遊びをする子どもが増えてきています。

また、家庭における子育てが、それぞれの家庭の中だけで行われるようになり、外部から見えにくくなってきていて、このような子育ての孤立化が子どもの健やかな育ちを阻む要因となっています。

地域における子育て支援のための知恵や工夫、人手などを有機的に結びつけ、ネットワークとして機能するようにしていくことが必要です。

地域の子どもとして、地域社会全体で子育て・子育て支援を行う体制を作る等、子どもに身近な地域で施策の展開を図っていきます。

(2) 計画の目標

(1) で述べた目的と理念(ねがい)を基に、つぎのように「目標」として具体化しました。その実現に向けて、事業施策を展開します。

**< >子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいきいきと
自分らしく育つ『としま』を実現します**

子どもが人として尊ばれ、社会の一員として心身ともに健やかに育っていくためには、子どもの最善の利益を考えた取り組みが必要です。遊び、体験、交流の場の整備、地域社会の一員としての活動場所の提供などにより、自主性、自立性を発揮できる個性豊かな成長を促進していきます。

また、いじめや虐待などをなくすため、子どもの権利条約をあらゆる場で遵守し、子どもの権利を尊重します。

**< >安心して子どもを産み育て、家庭で子育ての喜びを
共有できる『としま』を実現します**

少子化・核家族化などにより、子育てに関する不安や悩みを持つ保護者が増えています。相談体制の確立、交流・情報交換の場の提供、多様な保育サービスの展開、生活環境の整備により、安心して子育てができるようにします。身近なところで乳幼児親子が交流をし、情報交換や不安解消を図り、楽しみながら子育てができるようにします。

**< >楽しく充実した保育・教育機関で子どもを育てる
『としま』を実現します**

家庭、地域と並んで、保育・教育機関での生活の充実は子どもの成長にとって欠かすことのできない条件です。また、これらの施設や機関の連携、再編・再活用などを図りながら、子どもと保護者の多様な要望や必要に応じられる施策を講じます。

＜ ＞ 地域ぐるみの人々の共生と協働により子どもの成長と子育てを支援する『としま』を実現します

家庭は子どもにとって最も重要な生活の場ですが、日常生活を送るために必要な能力は社会全体で培われるものです。年齢・性別・国籍を超えてあらゆる人々の共生をめざして家庭、地域、学校、行政が相互理解のもとに協力関係を築き、協働して子育て・子育てを総合的に支援していきます。

（３）区政全体の中での本計画の位置づけ

豊島区基本構想に基づき、「子どもを共に育むまち」づくりを推進することにより、「安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまち」の実現をめざす、豊島区基本計画の子ども福祉分野の計画として位置づけられます。

* 豊島区基本計画は平成 17 年 3 月現在、策定中です。

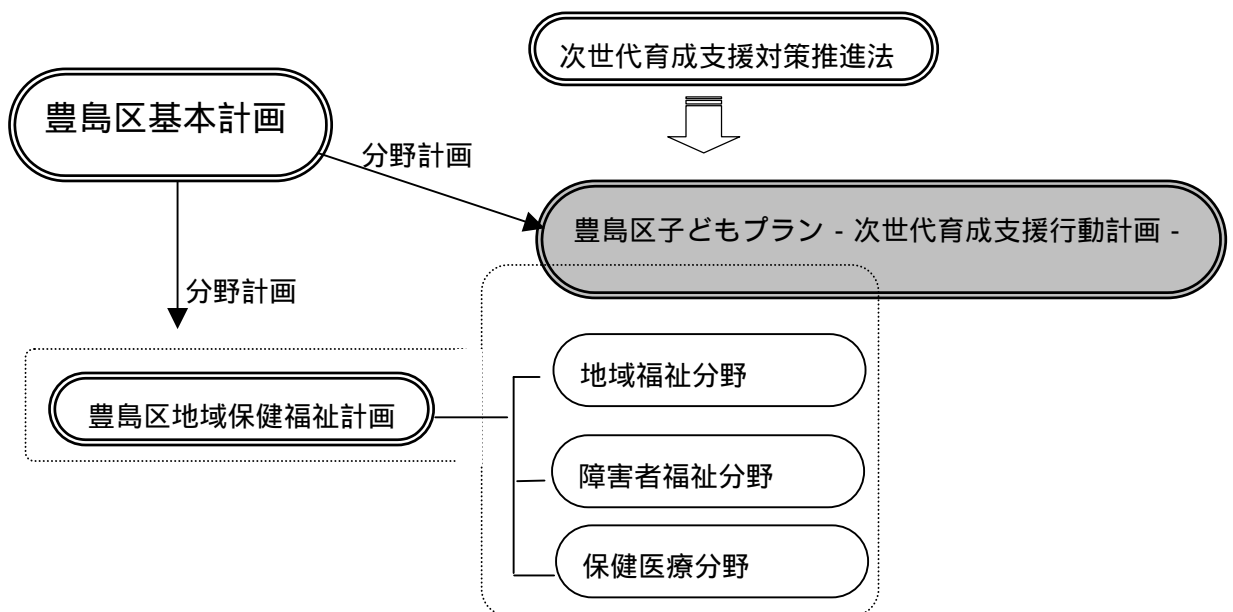
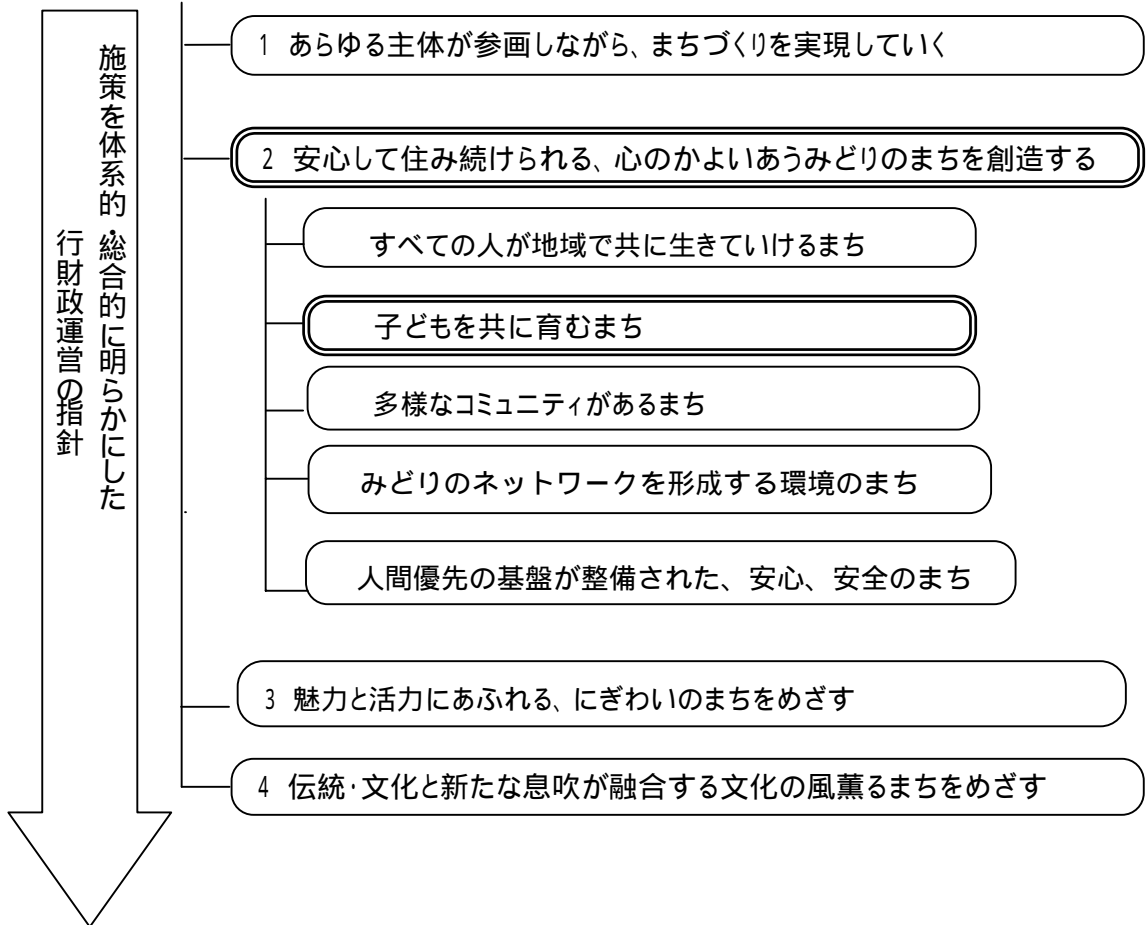
平成 9 年に策定された「子ども・家庭支援豊島プラン - 豊島区児童福祉計画 - 」の成果を継承しつつ、現状を踏まえて見直し引き継ぐ計画となります。

平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく、豊島区の行動計画です。

社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども福祉分野の計画として位置づけられます。

豊島区基本構想(計画期間 21世紀の第1四半期)

基本方針(4つの柱)



*平成18年度からは、高齢者保健福祉・介護保険事業計画も一体化となる予定

(4) 計画の推進を図るために大切にしたい観点

計画を推進するにあたっては、つぎのような観点を大切にしたいと考えます。

豊島区としての特色ある施策の展開

文化は、長い歴史の中で育まれていきます。次世代を担う子どもたちが、豊島区の都市的、庶民的、国際的などの多様な側面をもった独特の文化を感じとったり、主体的に文化活動に触れられる環境を整備していきます。

文化施策の中で、特に芸術面においては、聴衆を育てることが大事だと言われています。子どもの頃から、生の芸術に触れる機会を多く持つために、豊島区内の大学等の協力を得ながら、生活の中に芸術が根づく基盤作りを行います。

また、地球の温暖化等に見られるように、環境問題が国レベルでも大きな課題となっています。豊島区は、交通、商業、娯楽などの面で都内でも有数の活気とエネルギーに満ちた街である反面、子どもたちの生活環境のうえでは多くの課題を持っています。よりよい環境づくりのために地域や行政が力を注ぐと同時に、子どもたち自身も環境問題を真剣に考え、自分たちにできることに取り組める態勢づくりを推進します。

区政におけるサービス向上と効率的運営体制の構築

多様な区民の要望を考慮し、区の現状を踏まえ、施設の有効活用、人員配置等の適正化を図り、サービスの向上を目指し、新たな体制を整備します。

子どもと家庭・地域に関する施策の体系化・総合化

子ども家庭施策は多くの分野にわたるため、その推進方法も年齢で区切ったり、時間で区分する等さまざまで、縦割り行政の中での限界が指摘されています。子どもの生活を発達の筋道にそった24時間の流れの中で捉えた施策の展開が大事です。

本計画では、保健・医療・福祉・教育等の分野が連携をとりながら、子どもの視点に立った施策の体系化・総合化を図ります。

区民ニーズの把握と施策への反映

区民ニーズに的確に対応した施策を展開することを目指します。そのためには、区民の声を反映していく必要があります。施策に対する意見集約、パブリック・コメント(P109 用語解説参照)の実施などにより、計画策定段階からの住民参画を促進します。

多様な区民ニーズに対応した公民協働体制の構築

区民の生活様式の多様化に伴い、子育て支援にかかるニーズも多様化しており、総合的な施策を推進していくことが必要になっています。地域コミュニティを基盤に、区民、大学生、一般事業者、NPO、団体など、地域の多様な主体の参加・協働(P108 用語解説参照)による子ども施策の展開を図ります。

国・都への働きかけ

社会状況の変化に伴って、子ども施策の変革が求められ、規制緩和、保育の自由化、幼保の一体化、地域の子育て支援、保育の評価など新しい政策がうち出され実施に移されています。

これらの施策の実現には、受身に追随するのではなく、「子どもの豊かな育ち」の視点に立った関係者の主体的な取り組みが必要です。

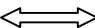
区が行う事業に関しても、国や東京都に制度の充実や財政的な支援などを働きかけ、連携を強化していきます。

施策に関する点検と評価

本プランで計画されている諸施策については、計画の進捗状況を公表し、広く区民や適切な評価機関による評価を受け、絶えず点検・修正を加えながら施策の推進を図っていきます。

(5) 計画の実施期間と見直しの時期

この計画の実施期間は、平成17(2005)年度から平成26(2014)年度までの10か年です。前期を平成17～21年度、後期を平成22～26年度とし、中間にあたる平成21年度に見直しを行う予定です。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
豊島区子どもプラン - 次世代育成支援行動計画 - 前期(平成17～21年度)					 見直し	豊島区子どもプラン - 次世代育成支援行動計画 - 後期(平成22～26年度)				

3 計画に基づく主な取り組み

(は重点推進施策)

□ 権利の主体としての子どもの視点に立った施策の展開

＜ ＞子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいきいきと自分らしく育つ『としま』を実現します

(1) 子どもの権利尊重、意見表明と参加の促進

「子どもの権利条約」(P105 用語解説参照) が 1989 年 11 月 20 日に国際連合において採択され、日本は 1994 年 4 月 22 日に批准しました。

本条約第 6 条の「生きる権利・育つ権利」、第 12 条の「意見を表す権利」、第 13 条の「表現の自由」などは、権利の柱となっています。

子どもの権利条約の普及に力を注ぐとともに、「としま子ども会議」の開催など子どもの意見表明の場や機会を十分確保し、区政への参加を進める施策や事業を積極的に展開していきます。

「子どもの権利条例（仮称）」の制定

これからの子ども施策の中で「子どもの権利保障」こそが、子育て・子育て支援の理念として尊重されなければなりません。条例は、自治体はその自治権に基づいて制定する法律です。子どもの権利条約を遵守し、具体化するために子どもの権利条例を制定し、子ども参画と権利擁護の強化を図り、施策全般に子どもの権利の視点を明確にします。平成 17 年度の制定に向けて子どもの権利について広く周知し、パブリックコメントなどを実施して、意見を反映した条例を制定します。

また、子どもたち自身に「子どもの権利条例（仮称）」が理解され、実生活に活かされるよう繰り返し啓発していきます。

「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置

子どもの権利の保障を推進するため、子どもがいつでも身近な場所で安心して相談ができるよう、子どもの権利擁護委員（仮称）を配置した「子どもの権利擁護センター（仮称）」を平成 18 年度を目途に設置します。

センターでは、虐待やいじめなど、子ども自身からの相談に応じ、子どもの権利侵害を予防、救済すると共に関係部局・機関の連携、情報提供を推進します。

「子どもが参画したとしま区政」の推進

子ども施策や区政全般について、子どもの意見・要望を採り入れ、諸行事、諸事業の企画や運営段階における子どもの参加・参画を推進し、「子どもが参画したとしま区政」を目標にして、その実現を図ります。

(2) 子どもの屋外遊び場所の充実

子どもは、主体的な「遊び」を通してさまざまなことを経験することにより「学ぶ力」を身につけていきます。特に屋外で全身を使って、友達とのびのびと遊ぶことは子どもにとって、たいへん重要です。豊島区は、区面積に対する公園面積の割合が1.33%、区民一人あたりの公園面積が0.76㎡と、いずれも特別区の中で最下位となっています(平成16年4月1日現在)。また、最近は、治安の悪化などにより、安心して屋外で遊ぶ機会が減少してきました。子どもが屋外で安心して自由に遊べる環境をつくるため、プレーパークを充実させるとともに、公園、児童遊園等を整備します。

プレーパークの充実

平成15年8月に、子どもが自分の責任で自由に遊ぶ冒険遊び場「プレーパーク」を開設しました。池袋本町プレーパークの会と区との協働により運営し、開園日にはプレーリーダーが子どもの遊び仲間として配置され、いろいろな遊びが行われています。平成18年度には、池袋本町プレーパークの会の活動を区が補助し、団体の自立支援を進め、活動の発展と協働を充実します。

また、新たなプレーパークの開設に向けて調整を図り、青少年団体やボランティアの大学生などの参加により、地域主体の運営によるプレーパーク事業を展開していきます。

公園・児童遊園の整備

地域に点在している公園ですが、区民への調査の回答では、「不審者が多い」「遊具が使いにくい」「狭い」など、不満の声があがっています。気軽に親子や友だちどうしで遊ぶことができるように、公園の整備を行います。

□ 家庭での子育ての充実と、その喜びの共有

＜ ＞ 安心して子どもを産み育て、家庭で子育ての喜びを共有できる
『としま』を実現します

(1) 家庭教育の充実

家庭は、子どもにとって最も重要な生活の場です。家族の愛情の中で、人格形成の土台づくりを行い、信頼感や倫理観を培っていきます。

少子化時代に育った子どもが親となっている社会の中で、家庭の役割、あり方について再考し、家庭教育を支援する取り組みを展開します。

父親の育児参加の促進

子育てについての第一義的責任を有するのは父母であり、子どものいる男女が仕事と家庭生活の両立をしながら、子どもと関わるのが重要です。統計的にも子どもと関わる時間は、母親よりも父親の方が短いため、父親の育児参加の促進を図る必要があります。今まで実施してきた両親学級のほか、父親を対象とした事業を増やし、育児参加を促進します。

・子育て講座の開催

子育てをより身近なものに感じてもらうよう「トイレット・トレーニング」「言葉と発達」などの子育て講座を父親対象に実施します。

・家事に関する父親用マニュアルの作成

すぐできる家事について、父親向けにわかりやすい内容でマニュアルを作成し、子ども家庭支援センターや「子育てひろば」への来所者に配布します。

・保育所における一日保育の体験

自分の子どもたちが実際に保育所においてどのような保育を受けているか身をもって体験することにより、今後の子育てに活かせるようにします。

母親学級等の充実

子育て支援は、妊娠・出産から始まります。安全で快適なお産ができ、主体的な子育ての準備ができるよう、妊婦の健康管理のみならず、子どもの発達などについても

学べる講座を、母親・両親向けに開催します。

また、出産後も子育て期の母親学級等を開催し、「発達」「食育」「遊び」など、広く子育てに関する内容を盛り込み、子育て方法全般について学び、相談できる機会を設けます。

(2) 子ども家庭支援センター事業の充実

すべての子どもとその家族が地域の中で健康で楽しく生き生きと暮らしていけるように、総合的な子育て、子育て支援の更なる充実を図ります。

子どもやその家族、子育てに関わる人からの相談や必要なサービスの調整を図るとともに、地域の「子育てひろば」への支援や、子育てネットワークの構築を行っていきます。

心身に障害がある子ども、また、発達に心配のある子どもに対して相談や通所による指導を行い、子どもの発達を支援していきます。

また、増加傾向にある虐待については、早期発見から支援までの仕組みを充実するとともに、虐待防止支援訪問事業や豊島区子ども虐待防止連絡会議による関係機関のネットワークを活用することにより、予防にも力を入れていきます。

さらに、子どもの権利擁護に関する機能の充実を図っていきます。

保育所、幼稚園、学校での生活の充実と各施設の有効活用

< > 楽しく充実した保育・教育機関で子どもを育てる『としま』を実現します

(1) 幼児教育機関の充実

幼児期は主体的な遊びや友だち関係、情操、身体、運動、芸術、言語、自然観察などの諸活動を通して、自主性や創造性を育み、人格形成の基礎を培う大切な時期です。

そのような大切な時期の教育を充実させることは、子ども施策の中心的なテーマの一つです。従って、各幼児教育機関の充実が図られなければなりません。そのために、「豊島区幼児教育振興計画」に沿って、将来にわたり幼児教育の充実を図っていきます。

公私協働による保育所の充実

多様化し、高度化・複雑化した保育需要や在宅の親の育児不安など新たな子育て支援需要に公私協働で対応していくために、区立保育所の一定数について、民営化を進めていきます。区立保育所の民営化を契機に、区立・私立保育所が相互の保育知識・技術をより緊密に交換しあうことにより、豊島区の保育水準全体のレベルアップを図っていきます。また、子育て支援施策の面でも、民間部門の柔軟性を生かしたより多様な保育サービスを展開していきます。

また、区立保育所・私立保育所いずれも、養護と教育が一体となった保育を通して、健康で情緒の安定した子どもの育成を図るとともに、地域の子育てセンターとして地域の子育て支援にも取り組みます。

幼稚園におけるサポート保育（預かり保育）の拡充

幼稚園におけるサポート保育（預かり保育）の需要に応じた拡充は「幼児教育振興プログラム（平成13年3月29日文科科学大臣決定）」によって、子育て支援策の一つとして打ち出されています。

幼稚園におけるサポート保育（預かり保育）拡充についての困難点として、実施のための職員体制や施設維持費の確保等があげられますが、需要は増加しており、拡充していく必要があります。実施方法等について検討するとともに、関係機関との調整を図ります。

（２）幼稚園と保育所の連携

幼稚園と保育所との連携は、両施設における幼児教育の特質や長所を、互いに理解し合い学びあうという観点からも、また、地域の子育て支援に両者が協力していく観点からも、その意義は大きく、可能なかぎり積極的に推進していきます。

幼稚園教諭と保育士との研修の合同実施

現在、民間部門の主催する研修プログラムには、幼稚園教諭及び保育士が領域を超えて参加することが一般的に行われていますが、自治体が所属職員に実施する研修は、教育委員会と子ども福祉関係で研修体系が分けられており、合同実施においては一定の実務的な調整が必要となりますが、子ども理解、時代に即した保育を実践する上でも効果的です。

行事・事業の共同開催、相互交流

節分、七夕などの季節の行事や、運動会、発表会など各種事業の合同開催等により相互交流を深めることは、子どもの成長にもよい意味で刺激になるなど、その効果も大きいことから、就学前の子どもたちの交流の機会を増やします。

幼保一体化の総合施設の整備

幼稚園と保育所という制度の違う二つの事業を一つの施設で実施するという方法は、全国各地で試みられています。

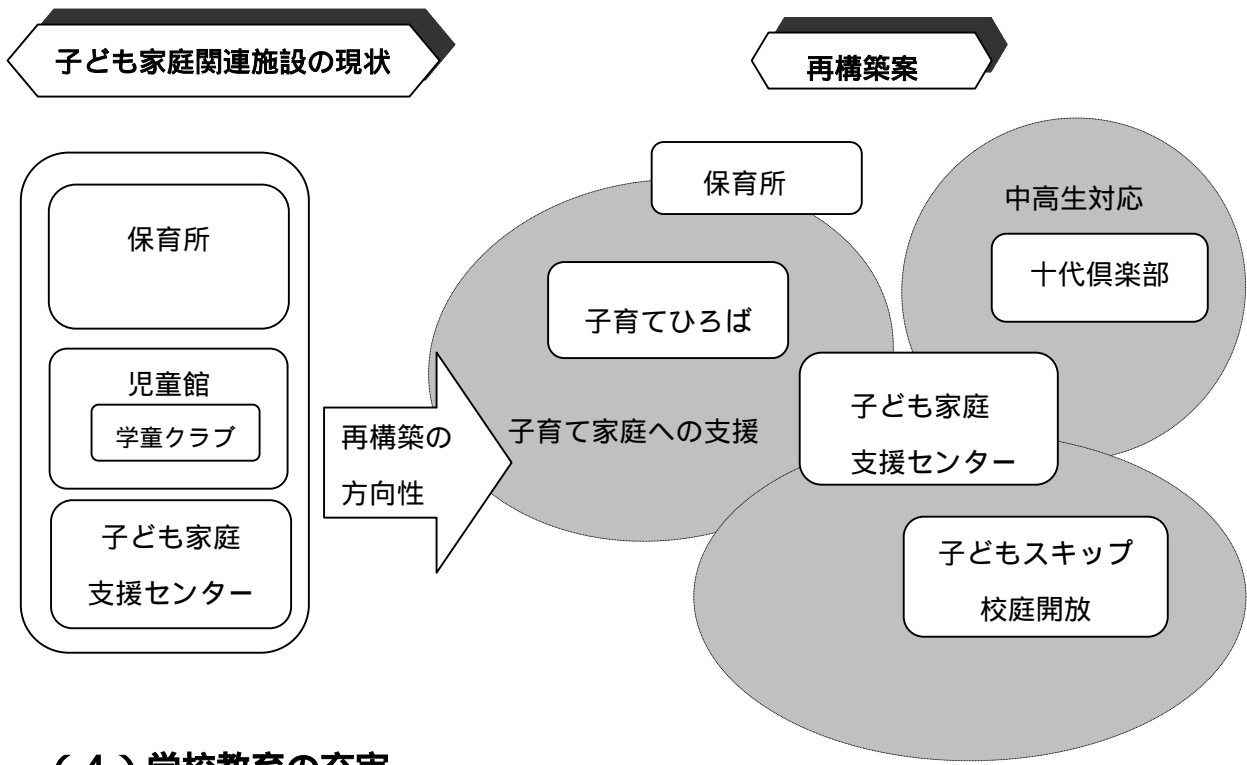
年齢と時間帯に応じたカリキュラムの編成と保育料の設定、職員配置の調整等の課題がありますが、国の乳幼児に関する総合施設についての検討の進捗状況を視野に入れながら、子育て支援・幼児教育環境双方の充実を図るためにも、幼保一体化の総合施設の整備に向けた検討を行います。

(3) 子ども家庭関連施設の再構築の中での保育所の役割

現在の子ども家庭施策は、施設ごとの各種事業の間で重複している部分があります。事業体系について、ニーズに応じた効果的な再編を行います。

その再編にあたって、保育所の機能や役割に、次ページの図のような全体的枠組の中で、新たな視点からの位置付けがされることとなります。これからの保育所の働きは、所内の子どもを対象とするものに限らず、広く地域の子育て全体にも関わるものへと変化します。

なお、子ども家庭関連施設の再構築案は□(3)において詳しく述べられています。再構築のうち、子ども家庭支援センターについては□(2)に、説明がされています。また、「子育てひろば」と「子どもスキップ」については、□(4)において取り上げます。



(4) 学校教育の充実

将来の社会を担う大切な子どもたちの現状をしっかりと把握し、子どもたちが自信をもって、生き生きと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます。子どもたちの知・徳・体それぞれの能力がはぐくまれ、人間性豊かな社会人の育成という、将来展望のもと、平成16年度「21世紀の学校づくり懇話会」の提言も踏まえ、子どもたちや保護者にとって魅力のある区立学校づくりを推進します。

生きる力を育む教育の推進

子どもの主体的な「学び」を支援し、基礎的・基本的な内容の着実な定着を図るとともに、発達段階に応じた創造性や協調性を育成するため、教育内容の充実を図ります。ティームティーチング（P109 用語解説参照）や少人数・習熟度別指導の充実、英語教育、読書教育、キャリア教育（P108 用語解説参照）等を効果的に実施していきます。

魅力ある学校づくり

少子化が進展するなか、学校に対する効果的な支援策を展開し、子どもたちや保護者にとって魅力ある学校づくりを進めます。また、学校を支援する仕組みとして、地域や大学・企業・NPOなどからの人材活用など、外部の教育力を活用した支援システムづくりを進めます。学校のニーズに応じて学校教育のバリエーションを広

げ、魅力を高めていきます。

教育環境の整備

多様化しつつある教育内容・方法に柔軟に対応し、教育効果の向上を図るとともに、子どもの安全を確保し、健やかな学習・生活環境を保持するため、老朽化した校舎等の計画的な改築・改修や設備の充実を進めるなど教育環境の整備に努めます。

□ 地域ぐるみの子どもたちの成長への関わりと子育て支援

< > 地域ぐるみの人々の共生と協働により子どもの成長と子育てを支援する『としま』を実現します

(1) 個々の子どもや家庭の必要に応じた施策の展開

子どもの安全確保

子どもが犯罪などの被害にまきこまれないようにするため、地域で子どもを見守るシステムとして、防犯ブザーの配付やパトロールを行っていますが、今後も地域パトロールや委託パトロールを強化するほか、子ども110番の充実を図り、メールシステムの導入も行います。また、学校や子ども施設等における安全確保のための環境整備や指導強化を図るとともに、保護者向けの親子コミュニケーションスキル出前講座なども実施します。また、通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進します。

児童虐待の予防、早期発見、支援のための仕組みづくり

平成16年4月に改正された児童虐待防止法では、児童虐待の発見から児童虐待を受けた子どもの自立支援まで一貫した対応が求められています。また、平成16年11月改正、平成17年4月施行の児童福祉法では、区市町村が児童相談の窓口として位置づけられ、児童虐待に対する対応も求められています。

豊島区では、平成12年に子ども虐待防止連絡会議を設置し、関係機関のネットワークを構築してきました。マルトリートメント（大人からの不適切な関わり）の相談通報は平成13年度121件、14年度142件、15年度160件と増加しています。これまでも、保育所や児童館、学校など子どもに関わる機関が児童虐待の発見について重要な役割を担ってきましたが、今後も今まで以上の対応が必要で

す。平成17年度からは、小学校区ごとにできる「子育てひろば」もこの役割を果たすこととなります。

そして、子ども家庭支援センターは、児童虐待の相談窓口であり、先駆型支援センターへ移行した東部子ども家庭支援センターは、関係機関のネットワークの核としての役割を担っています。今後は子どもの権利擁護センター（仮称）の開設と共に、虐待の予防、早期発見から支援までの態勢整備を進めていきます。

障害のある子どもへの保育・教育の充実

これまで、保育園・幼稚園・学童クラブにおいて障害児保育を、小・中学校において心身障害教育を実施してきました。

平成17年度に予定されている学校教育法等の改正により、今までの特殊教育（心身障害教育）が特別支援教育に転換します。学校教育では、現在の心身障害学級、通級指導学級、通級学級の役割を見直し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行えるようにしていきます。

そのために、特別支援教育検討委員会を設置して、子どもの視点に立ち、障害のある子どもの保育・教育のための総合的な施策を構築していきます。

不登校・ひきこもりの子どもに対する支援の充実

教育委員会、学校などの努力により不登校児童は減少の方向にあります。しかし、ひきこもりは、20代、30代にいたるまで、幅広い年代にわたっているため、今後も不登校児童の発達保障ならびに改善の方策を講じることがひきこもり防止策として重要であると考えます。

豊島区では、教育センターに適応指導教室がありますが、小中学生のみが対象です。年齢に関係なく安心して過ごせる、不登校・ひきこもりの子どものための居場所の整備を検討します。

また、ひきこもりの子どもへの行政の施策は不十分な状況にありますので、地域の自主的活動団体への支援を行うとともに、協働を図ります。

外国人の子どもへの支援

豊島区には、外国人が多く住んでいます。小学校に通う子どもの数も多く、意思の疎通や地域社会への適応を円滑にするための対応が必要です。日本語の基礎的会話を習得し、生活習慣・社会システムなどを学習する日本語学級を設け支援します。

(2) 幼稚園、保育所による地域の子育て支援活動の推進

子育て相談や就学相談、子どもの遊びに関する親への援助等、地域の子育て支援活動については、幼稚園、保育所双方がそれぞれ蓄えてきた経験や知識を地域に還元していくためにも極めて有益な連携施策です。

(3) 子ども家庭関連施設の再構築

現在の子ども家庭施策は、施設ごとの各種事業の間で重複している部分があります。事業体系について、ニーズに応じた効果的な再編を行います。

再構築を必要とする背景

家庭・地域の子育て環境の変容...公園等の治安の悪化、核家族化による子育ての孤立化等が子どもの成育を阻む要因となっている。

少子化...下校後、遊び相手が見つけにくくなっている。

学校週5日制...放課後時間が短くなり、児童館、校庭開放の利便性が低下している。

統廃合...学校や児童館の統廃合により、利用距離が長くなっている地域がある。

その他

対応が必要な課題

地域、家庭を視野に入れた子ども施策の体系化...「地域区民ひろば」の中での子育て・子育て支援の取り組み

乳幼児と保護者...地域の子育て家庭への支援強化

小学生...全員の子どもの交流の場の確保、成長に応じたケア

中高生...参加・参画を基本とした活動の場の整備

視点

- ・公私立保育所、公私立幼稚園との連携の強化
- ・学校との連携の強化
- ・地域とのパートナーシップによる連携の強化

(4) 「地域区民ひろば」構想の展開

各小学校区ごとに既存の施設を活用し、「いきいきひろば」「子育てひろば」「活動ひろば」「学習ひろば」「子どもスキップ(放課後対策事業)」の5つの機能をもつ「地域区民ひろば」を整備します。これによって世代間の交流を図り、「地域の力」と行政が

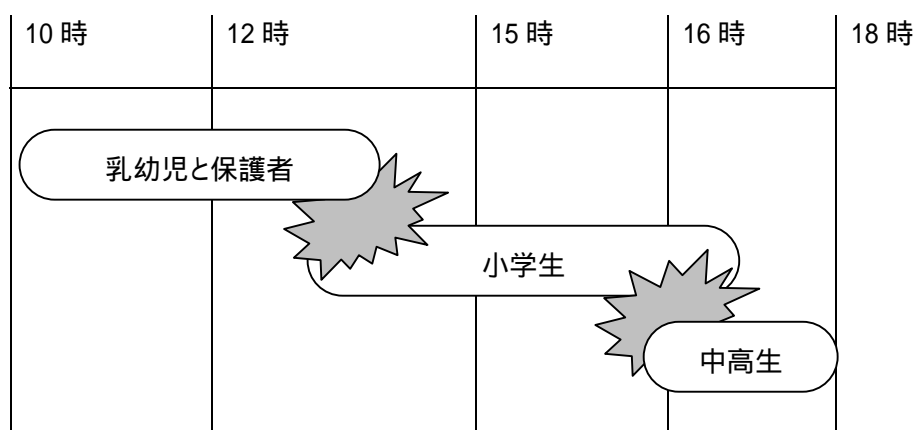
協働し合い、元気で豊かな地域社会を築いていきます。

「地域区民ひろば」は、地域の特性を踏まえた区民の主体的な取り組みの中で、子育て・子育て支援を行い、乳幼児から中高生まで、広く子どもたちが、「地域の子ども」として育つ環境づくりを進めます。

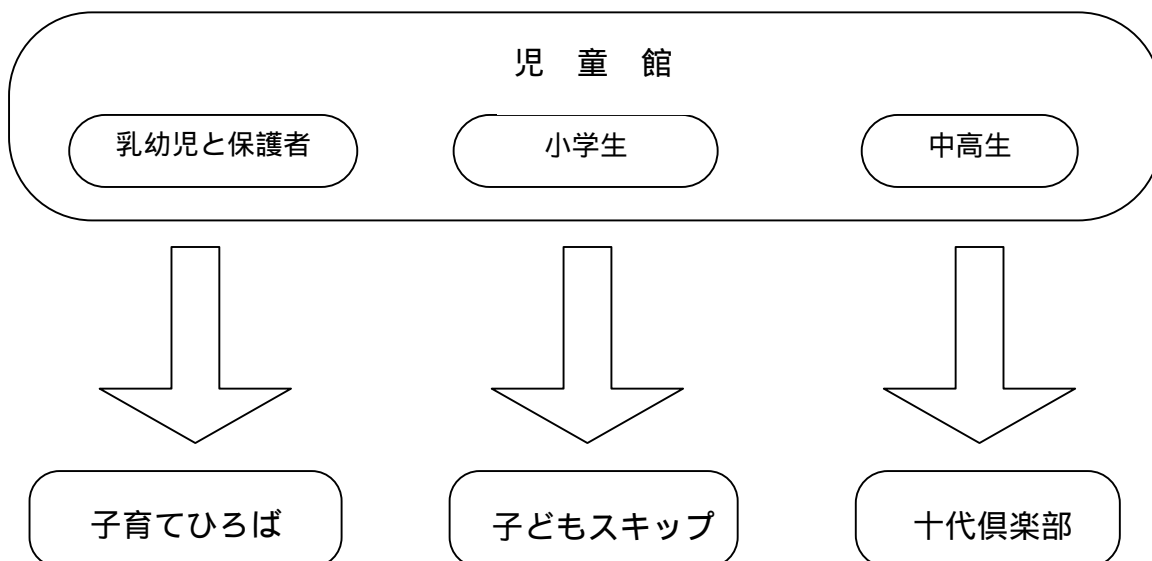
運営は地域の各種団体や個人のみなさんの参加による運営協議会が当たります。

児童館の再構築

児童館は、下図のように異なる利用層の利用時間が重なるため、互いに利用しづらい施設になってきています。



就学前の子どもたちの年齢は0歳～6歳まで、小学生も1年生～6年生まで、中高生も同様に6年間の年齢差があります。それぞれの年齢層の異年齢交流での育ちを支援しながら、発達に応じた子育て・子育て環境を整備するため、児童館事業の運営方法について大幅な見直しを行い、担ってきた機能は維持し、次のような新たな展開を図ります。



地域区民ひろばの機能の中で、特に子ども家庭施策に関わる「子育てひろば」「子どもスキップ」については、重点推進施策として、以下のとおり事業の推進を図ります。

・「子育てひろば」の開設（23か所）

少子化、核家族化や近隣関係の希薄化等により、子育ての悩みを相談できずに育児不安を抱える親が増えています。孤立化を防ぎ、子育てについての不安を解消する視点に立ち、地域の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として「子育てひろば」を開設します。

「子育てひろば」では、子ども家庭支援センターの親子遊び広場に準じる事業を行い、保護者からの子育てについての相談に応じたり、必要な情報提供を行い、子育て家庭への支援を行います。また、必要に応じて子ども家庭支援センターや保育園と情報交換を行うなど、連携を保つ中で支援をしていきます。

・「子どもスキップ」の開設（23か所）

学校施設を活用した小学生の放課後対策事業として「子どもスキップ」を開設します。小学校は、小学生にとって親しみがあり、利用しやすい施設です。学童クラブの機能は維持したまま、一般児童も一緒に活動するため、放課後の子どもの遊びと交流の機会が確保できます。また、校庭の利用により外遊びのできる空間もあり、安全を確保する指導員を配置し、子どもの自由な遊びを保障します。一般児童もいったん帰宅することなく利用できるため、往復の交通事故等のリスクが減り、昨今の治安悪化による危険を回避できるメリットもあります。

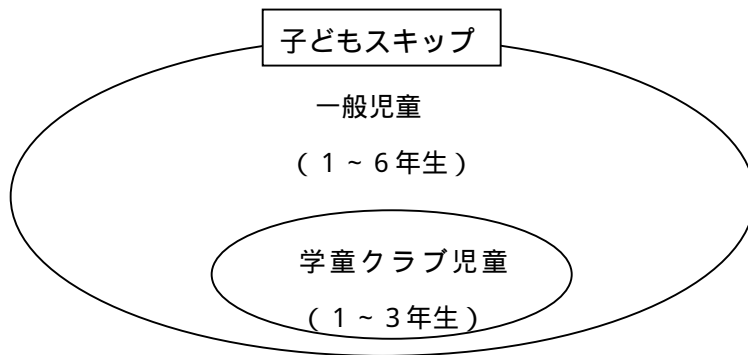
子どもスキップとは

小学校施設を活用して 全児童を対象とする育成事業と 学童クラブを 総合的に展開する事業です。

全児童を対象とする育成事業...保護者の就労の有無に関りなく、放課後や学校休業日等の活動の場を提供していく事業であり、緩やかな見守りのシステムの下での児童の自主・自発的な参加を基本とした運営です。

学童クラブ...保護者の就労等の理由により放課後等に適切な保護を受けられない、主に小学校低学年の児童を対象として健全育成を図るための事業です。

総合的展開とは、 と を並立させるのではなく、前者に後者の機能を可能な限り融合させ、全児童を対象とした事業を中心に運営する展開です。



実施計画

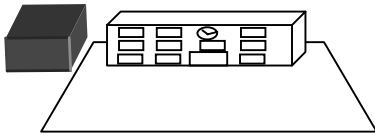
平成17年度(1年間)6小学校区においてモデル実施。

平成18年度~平成20年度、段階的に本格実施を予定。

子どもスキップは、施設の活用の違いにより、次の3つの形態があります。

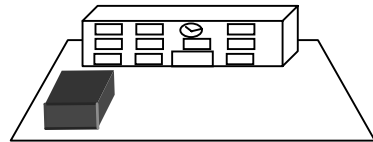
A 隣接型展開

学校と至近距離にある施設と
校舎内の施設の両方を活用する



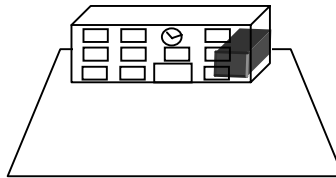
B 学校敷地内展開

学校敷地内にある施設と校舎内の
施設の両方を活用する



C 学校校舎内展開

学校校舎内の施設を活用する



平成17年度モデル実施校（児童数は平成17年1月現在）

	校区	対応児童館	形態	コアスペース	セカンドスペース	児童数
1	巣鴨 4月実施	南大塚	C校舎内	2F教材室	3F多目的室 (2F生活室)	小学校児童数 167名 学童クラブ児童数 40名
2	西巣鴨 4月実施	西巣鴨	A隣接型	西巣鴨児童館 学童クラブ その他（共有）	1F和室	小学校児童数 216名 学童クラブ児童数 25名
3	朝日 7月実施	巢二 (廃止)	C校舎内	1F備蓄倉庫	1F更衣室・倉庫 1F倉庫	小学校児童数 160名 学童クラブ児童数 16名
4	高松 4月隣接 12月 校舎内	高松	A隣接型 C校舎内	高松児 別棟むかし館	高松児 別棟むかし館	小学校児童数 394名 学童クラブ児童数 51名
5	さくら 7月実施	長崎第一	C校舎内	1F物品庫	1F教材室 (1F生活科室)	小学校児童数 356名 学童クラブ児童数 50名
6	南池袋 4月実施	雑司が谷 (廃止)	A隣接型	子どもスキップ 南池袋	子どもスキップ 南池袋	小学校児童数 399名 学童クラブ児童数 73名

*子どもスキップは、基本的にコアスペース、セカンドスペースで事業展開します。コアスペースは主に学童クラブ室及び事務室として利用します。この表には平成16年度まで利用していた部屋の名称を入れてあります。

(5) 中高生のための施策の展開

「十代倶楽部」の整備

中高生や子ども団体が自由に使える、社会参加を育む機能をもった居場所作りは、子ども施策の重要課題の一つです。ある程度遅い時間まで音楽・スポーツ・演劇などができ、情報の集約と発信の機能を組み込み、相談機能も持つ、子どもたちの参画・意見表明の「場」として「十代倶楽部」を整備します。

自転車などでの移動が可能な中高生には、区内2か所程度の設置が適当だと思われます。西部地区には、大明小学校跡（平成17年4月に池袋第五小学校と統合）に設置します。東部地区にも1か所設置予定です。

施設整備、運営などの検討については、区民、特に、子どもの参加、参画のもとに進めていきます。

中学生・高校生と乳幼児との交流促進

少子化や地域での関わり合いの希薄化などにより、中高生が乳幼児と触れ合う機会は減少しています。次世代の親となる中高生が、子育てや地域への関心を深めていくため、保育園などで乳幼児と交流することが大切です。現在も、ボランティアとして関わりを持つ中高生が多くいますが、今まで以上に、交流事業の促進を図ります。

文化・芸術の基礎づくり

豊かな人間性を育む上で、文化や芸術に触れることは重要なことです。特に中学、高校時代は、表現者として、聴衆として、成熟した文化・芸術の担い手となるよう、その基礎づくりをする時期です。豊島区は文化、芸術の環境整備にも力を入れています。今後も、中高生のための文化施策の推進を図っていきます。

(6) 地域の教育力の再構築のための活動支援

子どもたちの人間形成の過程において、地域における活動や人との関わりによって育つものは非常に大きいものがあります。

都市化が進み、乳幼児から小学生の親世代も地域コミュニティを実感することなく育っており、保護者自身が地域との交流を拒んでいる場合も少なくありません。子どもが育つ上で、地域との関わりが大切であることを大人が認識し、子どもの自主性・自発性による活動を地域が支援していく体制づくりを行います。

子育て・子育てに関する知識や技能のある個人や団体の人材リストを作成したり、子どもの関連施設でのボランティア活動などの場や機会を提供し、地域の教育力の再構築を図ります。

また、子育て・子育て支援にかかわる職員や関係者の知識・技術・倫理の向上に努め、地域や団体の実情に即した対応・支援ができる人材の育成を行います。

(7) 区民の自主的活動に対する支援の強化

地域では、近隣で交流したり、助け合って生活していくなど、連帯感を深めていく必要があります。

地域の育成団体や子育てグループの育成支援など、区民の自主的な活動を積極的に支援していきます。また、総合的なコミュニティの創生を目指し、地域区民ひろばの運営協議会との協働を充実し、自立支援を進めていきます。

4 計画の体系と具体策

(1) 計画の体系

権利の主体としての子どもの視点に立った施策の展開

< > 子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいきいきと自分らしく育つ『としま』を実現します

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 【1 子どもの権利保障】 | (1) 子どもの権利を保障する取組 |
| 【2 子どもの遊び場・居場所の充実】 | (1) 屋外遊び場所の充実
(2) 子どもの居場所の整備 |

家庭での子育ての充実と、その喜びの共有

< > 安心して子どもを産み育て、家庭で子育ての喜びを共有できる『としま』を実現します

- | | |
|------------------------|---|
| 【1 安心して子どもを産むための環境づくり】 | (1) 出産までの支援
(2) 子どもの健康確保のための取組 |
| 【2 家庭教育の充実】 | (1) 父親の育児参加の促進
(2) 母親学級等の充実 |
| 【3 子育て環境の充実】 | (1) 子育て中の経済支援
(2) すべての子どもと家庭への支援
(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進 |
| 【4 子育てを視野に入れた住環境整備】 | (1) 子育て期の生活環境・住環境の整備 |
| 【5 特に配慮が必要な家庭への対応】 | (1) 障害等がある子どものいる家庭への支援
(2) ひとり親家庭への支援 |

保育所、幼稚園、学校での生活の充実と各施設の有効活用

< > 楽しく充実した保育・教育機関で子どもを育てる『としま』を実現します

- | | |
|----------------|----------------------------|
| 【1 保育所、幼稚園の充実】 | (1) 保育所の充実
(2) 幼稚園の充実 |
| 【2 幼稚園と保育所の連携】 | (1) 幼稚園と保育所の連携 |
| 【3 学校教育の充実】 | (1) 教育内容の充実
(2) 教育環境の整備 |

地域ぐるみの子どもたちの成長への関わりと子育て支援

< > 地域ぐるみの人々の共生と協働により子どもの成長と子育てを支援する『としま』を実現します

- | | |
|---------------------|--|
| 【1 個々の子どもや家庭に応じた支援】 | (1) 子どもの安全確保
(2) 児童虐待への対策
(3) 障害のある子どもへの支援
(4) 不登校・ひきこもりの子どもへの支援
(5) 外国人の子どもへの支援 |
| 【2 地域の教育力の向上】 | (1) 地域における教育
(2) 地域における子育ての支援
(3) 地域特性を活かした取組 |
| 【3 地域との協働体制の充実】 | (1) 地域団体との協働による子育て支援
(2) 家庭、地域、学校が一体となった教育力の向上
(3) 地域で育まれる子どもの成長 |

計画推進のために

(2) 具体的な施策

計画の体系に基づいて、具体的な子ども家庭施策をまとめました。

○計画前期（平成17～21年度）に新しく実施する事業施策は「新規」と表示しました。

○担当課名は、平成17年4月現在の組織名称です。

○担当課は、分掌事務の変更等により変わる場合があります。

理念（ねがい）

□ 権利の主体としての子どもの視点に立った施策の展開

目 標

< > 子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいき
いきと自分らしく育つ『としま』を実現します

【1 子どもの権利保障】

(1) 子どもの権利を保障する取組

【2 子どもの遊び場・居場所の充実】

(1) 屋外遊び場所の充実

(2) 子どもの居場所の整備

【 1 子どもの権利保障】

(1) 子どもの権利を保障する取組

1994年、日本は「子どもの権利条約」を批准しました。豊島区では、「子どもの権利保障」の理念を尊重し、施策全般に子どもの権利の視点を明確にします。「子どもの権利条例(仮称)」制定、「子ども権利擁護センター(仮称)」設置とともに、子どもの権利擁護のための相談体制も充実します。

事業名	内容	担当課	備考
「子どもの権利条例(仮称)」の制定 新規	「子どもの権利条約」をより具体化し、権利救済の根拠を与え、総合的な施策の展開を図るために区民参加のもとに「子どもの権利条例(仮称)」を制定する。	子ども課	*実施予定 ・17年度制定 制定後、記念シンポジウムを開催
「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置 新規	虐待やいじめなど、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員(仮称)を配置し、子どもの権利侵害を予防、救済する。	子ども課	*実施予定 ・18年度を目途に1か所設置
子どもの権利擁護委員(仮称)相談事業 新規	子どもの権利条例(仮称)の制定後、子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をする。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努める。	子ども課	*実施予定 ・18年度を目途に開始
「子どもの権利委員会」(仮称)の設置 新規	子どもの権利条例(仮称)の制定後、この条例に基づく計画や施策を検証し、その結果として制度の改善等を提言する。	子ども課	*実施予定 ・18年度を目途に設置

事業名	内容	担当課	備考
としま子ども会議 の開催 新規	<p>子どもの社会参加・参画を推進するとともに「子どもが参画したとしま区政」を実現することを目的とし、小学生から18歳程度までの子どもを対象に、区の子ども施策や区政全般、または、子どもの権利に関することについて、テーマ・課題等を設定し、調査・研究・話し合い等、子どもの意見表明の場として開催する。</p>	<p>子ども課 教育指導課</p>	<p>*実施予定 ・年間1~3回開催 ・10~20名参加</p>
としま子ども月間 (仮称) 新規	<p>地域や子どもに関わる施設と連携、協働しながら、子どもの権利に関する普及を図る。</p>	<p>子ども課</p>	<p>*実施予定 ・18年度を目途に制定</p>
不健全図書類等規制 対策事業	<p>豊島区不健全図書類規制に関する条例に基づき、毎年11月に、各地区の青少年育成委員会に依頼し、各地区内の自動販売機の不健全図書類収納状況を調査する。その結果を基に区が追跡調査を行う。</p>	<p>子ども課</p>	<p>*21年度までの目標 ・不健全図書類自動販売設置数 10%減</p>
子ども家庭総合相 談事業	<p>配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにする。ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助。子どもの権利を守るため、他部署と連携して相談・指導、援助を行う。</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>*実施予定 ・年間6000件</p>
エポック10相談 事業	<p>一般相談、専門相談(法律相談、DV相談等)の実施により、男女の広範囲な問題について相談者が自ら解決できるよう支援する。</p>	<p>男女平等推進 センター</p>	

【2 子どもの遊び場・居場所の充実】

(1) 屋外遊び場所の充実

子どもの成長にとって「遊び」は欠かせないものですが、豊島区においては、1人あたりの公園面積が23区中最低であるため、「遊び場」の確保が重要な課題となります。このため、プレーパーク事業を充実させるとともに、公園の整備を推進します。

事業名	内容	担当課	備考
子どもの自由な遊び場「プレーパーク」事業	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を、地域団体との協働体制のもとで推進する。	子ども課	*21年度までの目標 ・参加人数1日あたり 平日30人 休日50人
公園・区民の森・児童遊園等維持管理	区内約160か所の公園等を維持管理する。	公園緑地課	
公園・児童遊園改修事業	既設の区立公園・児童遊園において、住民ニーズ等を踏まえ、改修計画に基づいて整備する。	公園緑地課	
東池袋公園の整備	下水道局占用終了後、全面改修する。	公園緑地課	*実施予定 ・工事平成17年度 ・面積3,221.92㎡
上池袋一丁目地区防災公園整備事業	癌研病院看護師寮跡地部分を防災公園として整備する。	公園緑地課	*実施予定 ・開園平成20年度 ・面積約4,100㎡
椎名町公園の整備	下水道局占用終了後、本格整備する。	公園緑地課	*実施予定 ・第1期工事18年度 第2期工事20年度 ・面積5,113.39㎡
旧高田小学校跡地近隣公園整備事業	旧高田小跡地を近隣公園として整備する。	公園緑地課	*実施予定 ・面積7,502㎡
新規			

(2) 子どもの居場所の整備

子どもは友だちとの関わり合いの中で、いろいろな経験をして成長します。少子化で子どもの数が減り、遊び方も変化してきました。小学生、中高生が安心して過ごせ、子どもどうしの交流が図れるような居場所を整備します。

事業名	内容	担当課	備考
「子どもスキップ」の開設 新規	小学校施設を活用し、学童クラブの機能を持たせた全小学生のための放課後対策として、区内23か所に開設する。	子ども課	*実施予定 ・17年度6か所 ・18年度6か所 ・19年度5か所 ・20年度6か所
「十代倶楽部」の開設 新規	中高生のグループが自由に使える、音楽・演劇などの文化・芸術活動やスポーツ活動を行う場として、またボランティア活動の拠点や友達との語らいや情報交換の場として区内2か所に開設する。	子ども課	*実施予定 ・区内東西2か所開設 (1か所は大明小学校跡施設に開設)

理念（ねがい）

□ 家庭での子育ての充実と、その喜びの共有

目 標

< > 安心して子どもを産み育て、家庭で子育ての
喜びを共有できる『としま』を実現します

- 【1 安心して子どもを産むための環境づくり】
 - （1）出産までの支援
 - （2）子どもの健康確保のための取組
- 【2 家庭教育の充実】
 - （1）父親の育児参加の促進
 - （2）母親学級等の充実
- 【3 子育て環境の充実】
 - （1）子育て中の経済支援
 - （2）すべての子どもと家庭への支援
 - （3）職業生活と家庭生活との両立の推進
- 【4 子育てを視野に入れた住環境整備】
 - （1）子育て期の生活環境・住環境の整備
- 【5 特に配慮が必要な家庭への対応】
 - （1）障害等がある子どものいる家庭への支援
 - （2）ひとり親家庭への支援

【 1 安心して子どもを産むための環境づくり】

(1) 出産までの支援

出産を控えた妊産婦の健康診査と出産資金面での支援により、安心して子どもを産み育てるための環境を整備します。

事業名	内容	担当課	備考
母子健康手帳交付	妊婦に母子健康手帳を交付する。	健康推進課	* 15 年度の状況 ・ 1827 件
妊産婦健康診査事業	妊産婦の健康保持増進を図るため前期、後期の 2 回受診票を交付し、都内の契約医療機関へ業務委託して実施する。	健康推進課	* 15 年度の状況 ・ 受診票受理数 前期 1445 件 後期 1294 件
妊婦超音波検査受診票交付	出産予定日現在満 3 5 歳以上の妊婦を対象に妊産婦健康診査（妊娠後期）の検査項目に超音波項目を加え、妊婦が安心して妊娠、出産するために、無料受診票（1 回分）を交付する。	健康推進課	* 15 年度の状況 ・ 受診票受理数 261 件
妊娠中毒症医療給付事業	妊娠中毒は、出産への影響、母体の生命にも直接関わるため、早期適切な処置を受けられるよう、医療費の助成を行う。	健康推進課	* 15 年度の状況 ・ 助成件数 2 件
妊産婦、乳幼児保健指導事業	低所得者の妊産婦・乳幼児に保健指導票を交付、指定医療機関において保健指導を受けさせる。	健康推進課	* 15 年度の状況 ・ 延件数 102 件
妊産婦入院助産扶助事業	入院して分娩する費用に困窮する妊産婦の介助、分娩前後の処置及び看護に要する費用を支給する。（指定した病院での出産に限る。）	子育て支援課	
出産費資金貸付事業	出産育児一時金支給対象者の国保被保険者の出産に要する資金を貸し付ける。	国保年金課	

(2) 子どもの健康確保のための取組

子どもの健康は保護者にとって最大の関心事であります。子どもの年齢に応じた、きめ細やかな健診・相談体制を図り、急な病気などに対応できる事業を実施します。

事業名	内容	担当課	備考
妊産婦・新生児訪問指導事業	妊婦及び生後 1 か月以内の新生児を対象に保健師・助産師が家庭訪問し、日常生活指導、疾病予防、発育・栄養等相談、異常の早期発見、治療等について指導を行う。	健康推進課	* 15 年度の状況 ・ 訪問人数 645 人
乳児健康診査事業	3～4 か月児の乳児を対象に健康診査、育児相談、栄養相談を行う。並びに 6～7 か月及び 9～10 か月児の健診は都内の医療機関に委託して実施する。	健康推進課	
1 歳 6 か月児健康診査事業	1 歳 6 か月児に歯科健診、保健相談、栄養相談、心理相談を行う。並びに内科健診（1 歳 6 か月～2 歳未満児）は区内医療機関に委託して実施する。	健康推進課	
3 歳児健康診査事業	3 歳児を対象に健康診査、歯科健診、保健相談、栄養相談、尿検査、心理相談を実施する。	健康推進課	
乳幼児歯科相談事業	4 歳未満の乳幼児を対象に歯科健診及び歯みがき指導を実施する。	健康推進課	
出張健康相談事業	保健所、区の施設等を会場として、乳幼児と母親を対象に、身長、体重測定をし、栄養相談、保育相談、健康教育を実施する。	健康推進課	
未熟児養育医療給付事業	医師が入院を必要と認めた未熟児に養育医療給付を行う。	健康推進課	* 15 年度の状況 ・ 給付延人数 56 人

事業名	内容	担当課	備考
予防接種(定期)事業	B C G・ポリオ・ジフテリア・百日ぜき・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎の予防接種を定められた該当年齢に予診票を送付。都内委託医療機関で個別接種(B C G・ポリオのみ集団接種)。また、予防接種による健康被害医療費等給付を行う。	健康推進課	
休日診療事業	区民の健康を守るため、内科・小児科・歯科の休日診療及び内科・小児科の休日準夜及び土曜準夜診療を実施する。	地域保健課	*実施予定 ・年間開設日数 休日 72 日、土曜準夜 50 日程度 ・受診者数 休日(内科・小児科) 年間 2300 人程度 休日(歯科) 年間 500 人程度 準夜(内科・小児科) 年間 380 人程度

【2 家庭教育の充実】

(1) 父親の育児参加の促進

子育てについての第一義的責任は父母が有し、協力していかなければなりません。しかし、実際は父親が子どもと関わる時間は母親よりも短いという統計があります。父親を対象とした事業を行い、父親の育児参加の促進を図ります。

事業名	内容	担当課	備考
子育て講座の開催 新規	父親対象で「トイレット・トレーニング」「言葉と発達」などの子育て講座を実施する。	子育て支援課	

事業名	内容	担当課	備考
父親用家事マニュアルの作成 新規	すぐできる家事について、父親向けにマニュアルを作成し、子ども家庭支援センター等で配付する。	子育て支援課	
一日保育の体験	自分の子どもが通う保育園に行き、一緒に過ごすことにより、どのような保育を受けているか、身をもって体験する。	保育園課	

(2) 母親学級等の充実

妊娠中の栄養からお産の準備、産後には、子どもの発育や食育、そして遊びまで、いろいろな観点から必要なことを学べる講座を開催し、相談できる機会を増やします。

事業名	内容	担当課	備考
母親学級開催事業	妊娠中の栄養、お産の準備、産後の摂生、保育方法について保健師・栄養士等・助産師による講義及び実技と歯科健診及び指導を行う。	健康推進課	* 15年度の状況 ・開催 60回 ・受講者数延 1168人
両親学級開催事業	育児を父母共同の責任としてとらえ、特に父親としての役割を学ぶことを目的とし、父親としての心構え、沐浴の仕方等について指導を行う。	健康推進課	* 15年度の状況 ・開催 11回 ・受講者数延 482人
母乳相談事業	母乳で育てたいと考えている母親のために、年に10回母乳相談事業を実施する。	健康推進課	
母親学級(子育て期)の開催 新規	子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行う。	子育て支援課	

【 3 子育て環境の充実】

(1) 子育て中の経済支援

子どもを育てていく上で大きな負担となるのが、経済的な問題です。各種の援助事業を継続し、医療費助成については、その助成期間の検討などを行い、保護者の負担軽減を図ります。

事業名	内容	担当課	備考
乳幼児医療費助成事業	就学前の子どもをもつ保護者からの申請に基づき乳幼児医療証を発行し、病院等に支払う医療費（保険診療の一部負担金）を助成する。今後は、保護者の負担軽減のために、助成期間の見直しを行う。	子育て支援課	
児童手当支給事業	小学校3年生修了時までの児童の監護者、生計同一者に対し、手当を支給することにより、家庭の負担を軽減する。	子育て支援課	
私立幼稚園等園児保護者援助事業（入園時補助を含む）	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付する。	総務課	* 16年度の状況 （区単独補助分のみ） 1、園児保護者補助金 単価 4000円（月額） 2、入園時保護者補助金 単価 2000～3000円（1回）
就学援助事業（小学校）	経済的理由によって就学困難と認められる児童の保護者に対し、年4回程度に分けて就学援助費を支給する。	教育総務課	
就学援助事業（中学校）	経済的理由によって就学困難と認められる生徒の保護者に対し、年4回程度に分けて就学援助費を支給する。	教育総務課	
外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助	外国人学校に在籍する義務教育年齢相当の児童・生徒の保護者の授業料負担軽減を図るため、補助金を交付する。	総務課	* 16年度の状況 ・単価 6500円（月額）

(2) すべての子どもと家庭への支援

これからは、親の就労形態を問わず、すべての子どもと子どもを育てている家庭に対する支援が必要となります。このため、在宅で子育てをしている家庭及び父親を含めた支援をする施策に取り組みます。

事業名	内容	担当課	備考
産後サポーター事業	産後サポーター（区民の有償ボランティア）を援助の必要な家庭に派遣し、家事や育児の援助及び助言、相談を行う。	子育て支援課	* 15年度の状況 ・年間派遣回数 289回 * 21年度までの目標 ・年間派遣回数 300回
一時保育事業	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、1歳から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育する。	子育て支援課 保育園課	* 16年度の状況 ・定員 25人、3か所 * 21年度までの目標 ・定員 30人、4か所 ・18年度1か所開設予定
短期特例保育	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に保育園で預かる。利用期間は原則1か月以内とする。	子育て支援課	
ファミリー・サポート・センター事業	生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする者（利用会員）及び子育ての援助者（援助会員）を対象とし、会員間のコーディネートを行うことにより子育ての援助を行う。	子育て支援課	* 10年度設置済 * 21年度までの目標 ・援助会員養成講座年2回開催。 ・年間30～40人程度の援助会員の増員を予定。
子どもショートステイ事業 新規	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行う。	子育て支援課	* 21年度までの目標 ・定員 3人 ・3か所

事業名	内容	担当課	備考
一時保育者登録事業	保育が必要な事業の実施に際し、依頼により保育を行うため、保育者を登録・名簿掲載し、各事業の主催者に情報提供する。	学習・スポーツ課	<p>*今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回登録者を募集し、名簿を作成。 ・保育者に対し、年1回研修会を開催。
東部・西部子ども家庭支援センター事業	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図る。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供する。西部の障害児通園事業については、平成15年度より支援費制度へ移行し、児童デイサービス事業として実施している。	子育て支援課	<p>*今後の予定</p> <p>(両センター共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子遊び広場：年末・年始、国民の休日を除く毎日実施、各センター1日約80人 ・子育て機能を高めるための育児講座開催：各センター年10～15回 ・連絡調整会議：年4回 <p>(西部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児不安の高い母親のグループ相談：年36回 ・関係機関対象学習会：4～5回 ・発達支援事業児童デイサービスの他、未就学児、就学児の親子のフォローを継続的に実施：未就学グループ年40～45回、就学児年3～4回 <p>*18年度以降、2施設の統合を検討</p>

(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

就労形態の多様化が進展し、保育へのニーズは高度化・複雑化してきました。これらに対応するため、仕事と子育てが両立できる保育サービスを実施し、両立支援の充実を図ります。

事業名	内容	担当課	備考
休日保育事業 新規	休日勤務がある保護者のために、休日保育を実施する。	保育園課	* 21年度までの目標 ・ 定員 10 人、1 か所 ・ 18 年 4 月開設予定
病後児保育事業 新規	病後回復期にあり、集団保育の困難な期間、対象児童を保育する。	保育園課	* 21年度までの目標 ・ 定員 2 人、1 か所 ・ 18 年 4 月開設予定
特定保育事業 新規	週に数回または午前のみ午後のみ、など保育に欠ける児童を保育する。	保育園課	* 21年度までの目標 ・ 定員 6 人、2 か所
保育所入所事務	申し込みのあった世帯について児童の保育に欠ける状況を調査し、入所選考を行う。 所得税額・住民税額に応じ、入所決定した世帯から応益負担・応能負担の考え方にに基づき算定した保育料を徴収する。	子育て支援課	* 16年度の状況 ・ 選考会議を毎月開催 (4月入所以外は月1回)
区立保育所管理運営	保護者の就労・疾病等の理由により、保育に欠ける乳幼児を区立保育所で保育する。	保育園課	* 16年度の状況 ・ 28 か所 * 21年度までの目標 ・ 24 か所
管外公立・管外私立保育所に対する保育委託事業	保護者の通勤等の事情により、区外の認可保育所への入所を希望する児童について、家庭状況等の調査を行い、希望先の自治体で入所承認を受けて、委託により保育を実施する。また、委託先の自治体に対して、委託経費として運営費を支弁する。	保育園課	
管内私立保育所に対する保育委託及び助成事業	保護者の希望に基づいて、日中保育に欠ける児童の保育を区内の認可私立保育所に委託するとともに、その運営費の支弁及び助成金の交付を行う。	保育園課	* 16年度の状況 ・ 6 か所 * 21年度までの目標 ・ 10 か所

事業名	内容	担当課	備考
保育室運営事業委託	認可保育園に入園するまで、または保育が不要になる状況になるまで保育に欠ける子どもに十分な保育を施すため、都区で定める一定の基準を満たした保育室と委託契約を締結。保育室は、少人数の特徴を生かした家庭的できめ細かな保育、産休明けからの延長保育等保護者の実態に合った保育を行う。	子育て支援課	
通常保育事業	保護者の就労等により、保育に欠ける乳幼児を保育する。	保育園課	* 16年度の状況 ・定員 3177 人、34 か所 * 21年度までの目標 ・現状維持
延長保育事業	通常保育の時間を超えて勤務がある保護者のために、保育時間の延長で対応する。	保育園課	* 16年度の状況 ・定員 610 人、29 か所 * 21年度までの目標 ・現状維持
夜間保育事業	夜 10 時までの夜間保育を実施する。	保育園課	* 16年度の状況 ・定員 30 人、1 か所 * 21年度までの目標 ・現状維持

【 4 子育てを視野に入れた住環境整備】

(1) 子育て期の生活環境・住環境の整備

子どもにとって住環境は非常に重要であります。豊島区では家賃が高いなどの問題があり、必ずしも良好な環境とはいえません。このため、子育て中の世帯にとって良質な住環境を整備するための施策に取り組みます。

事業名	内容	担当課	備考
区立区民住宅管理事業	区内17か所の区民住宅の維持管理及び利用予定者の公募を行う。	住宅課	*16～20年度の合計事業量 ・50戸
区民住宅の入居者資格の見直し 新規	ファミリー世帯の定住を促進する観点から入居資格要件のうち「義務教育終了前の児童がいること」という要件を削除する。また40歳未満の若年夫婦については、2人でも入居できるように改める。	住宅課	
親世帯との近居・同居に対する支援 新規	親もしくは子との同居に応じた間取りの変更工事等のリフォームに対する助成制度の導入を図る。 親世帯との近居を支援するため、ファミリー世帯に対する家賃補助制度の導入を図る。	住宅課	*16～20年度の合計事業量 40件 30世帯
良質なファミリー向け住宅の供給誘導 新規	都心共同住宅供給事業等を活用し、敷地の共同化や快適な住環境の形成を図りつつ、ファミリー向けの良質な住宅の建設を誘導する。	住宅課	*16～20年度の合計事業量 ・1450戸
区営住宅管理事業	区内10か所の区営住宅の維持管理及び利用予定者の公募を行う。	住宅課	*16～20年度の合計事業量 ・80戸
区営・区立福祉住宅管理事業	区内14か所の福祉住宅の維持管理及び利用予定者の公募を行う。	住宅課	*16～20年度の合計事業量 ・20戸
安心住まい提供事業	立退き等により緊急に住宅を確保しなければならない高齢者・障害者・ひとり親世帯に、借上民間賃貸アパートをあっせんする。	住宅課	老朽住宅借替え
高齢者世帯等住み替え家賃助成事業	区内の民間賃貸住宅に住む高齢者・障害者・ひとり親世帯で、取り壊しによる立ち退きを求められた世帯が区内転居する場合に、従前の家賃と転居後の家賃との差額の一部を助成する。	住宅課	*16～20年度の合計事業量 ・90世帯

事業名	内容	担当課	備考
高齢者等入居支援事業	引き続き区内に居住することを希望しながらも住宅の確保が困難な高齢者・障害者・ひとり親世帯に対し、東京都宅地建物取引協会豊島区支部及び全日本不動産協会豊島文京支部との連携による「住宅情報の提供」を行うほか、区の家賃等の債務保証制度等の活用による入居促進制度利用者への利用料の一部助成を行う。	住宅課	* 16～20年度の合計事業量 ・ 80世帯
交通安全施設整備事業	区管理の道路において、自動車・歩行者等の日常生活に支障をきたさないための安全確保を行う。	道路整備課	* 15年度の状況 ・ 交通安全施設に係る処理件数・・・716件
歩行者路網対策事業	交通安全用看板等の設置及びスクールゾーンカラー舗装工事を実施する。	交通安全課	* 今後の予定 ・ スクールゾーンカラー舗装・・・年12か所程度 ・ 交通安全用看板設置及び更新・・・年60枚程度
街路灯事業（防犯灯）	夜間における区民の安全を確保するため、町会が保有している防犯灯に対し、補助金を交付する。	公園緑地課	
街路灯維持管理事業	夜間における区民の安全を確保するため、区が設置した約1万3000基の街路灯の維持管理を行う。	公園緑地課	

【5 特に配慮が必要な家庭への対応】

（1）障害等がある子どものいる家庭への支援

障害のある子どものいる家庭に対しては、個々の状況に応じた適切な支援が必要となります。このため、各種手当の支給など、きめ細かな施策を展開します。

事業名	内容	担当課	備考
障害児福祉手当 (国)支給事業	心身に重度の障害を有し、日常生活において常時介護を要する20歳未満の方(所得制限等有り)を対象とし、国の手当を支給する。	障害者福祉課	
障害児夏休みクラブ等育成助成事業	団体が実施している心障学級や養護学校に通学している児童のための春・夏休みや土曜日における遊び場の設定に補助金を交付する。	障害者福祉課	
心身障害者(児)おむつ支給事業	寝たきりまたは失禁状態のため、おむつが必要な心身障害者(身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上・脳性まひ・進行性筋萎縮症者)を対象とし、月100枚を限度として受給者宅へ現物を配送する。	中央保健福祉センター	
心身障害者(児)おむつ購入費助成	入院中でおむつの支給が受けられない心身障害者(身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上・脳性まひ・進行性筋萎縮症者)を対象とし、月5,000円を限度として、おむつ代を助成する。	中央保健福祉センター	
障害児に対する支援費支給事業	居宅介護事業(ホームヘルプサービス)、デイサービス事業、短期入所事業(ショートステイ)を利用した障害児に対し、支援費を支給する。	中央保健福祉センター 子育て支援課	
身体障害児童に対する補装具交付事業	身体障害者手帳を所持している、18歳未満の児童を対象とし、補装具を交付する。	中央保健福祉センター	
小中学校心身障害学級就学奨励費	心身障害学級在籍児童の保護者の負担能力に応じて、給食費・学用品等を学期毎に支給する。 (就学援助認定者は除く)	教育総務課	

事業名	内容	担当課	備考
障害児育成医療給付事業	保護者が区内在住の18歳未満の児童で身体上の障害を有する方、また現存する疾患を放置すると障害が残り、治療効果が期待できる方を対象とし指定医療機関における医療給付及び治療用補装具看護及び移送代の支給をする。	健康推進課	
結核児療育医療給付事業	18歳未満の児童で骨関節結核及びその他の結核にかかっている方のうち治療のため医師が入院を必要と認めた方に、指定医療機関における入院医療及び日用品、学用品の給付を行う。	健康推進課	

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への相談体制を充実させるとともに、生活支援のための経済援助等、各家庭の状況に応じたきめ細かな支援を推進します。

事業名	内容	担当課	備考
児童育成手当支給事業	母子家庭または父子家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童の保護者 障害を有する20歳未満の方の保護者を対象に、申請に基づき、所得制限内であるか等について審査を行い、手当を支給する。	子育て支援課	
児童扶養手当支給	母子家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方、または障害を有する20歳未満の方の監護者または養育者を対象に、申請に基づき、所得制限内であるか等について審査を行い、手当を支給する。	子育て支援課	

事業名	内容	担当課	備考
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親または監護生計維持者及び児童の保険診療の一部負担金を区が負担する。	子育て支援課	
ひとり親家庭等家事援助事業	ひとり親を対象に、無料で家政婦を派遣し、日常の家事の援助を行う。	子育て支援課	
母子福祉資金貸付事業	母子家庭を対象に、修学資金・就学支度資金等の貸付を行う。	子育て支援課	*実施予定 ・年間90件貸付〔修学する者(子)の申請可〕
緊急一時保護宿泊費助成事業	母子・女性を対象とし、配偶者からの暴力から逃げてきた被害者をホテル等に一時保護する。	子育て支援課	*16年度の状況 ・年間約80件
私立母子生活支援施設保護委託及び助成事業	母子を入所させて保護するとともに、自立促進のため生活のあらゆる分野での指導・相談・援助を行う。	子育て支援課	
私立母子生活支援施設相談事業助成	ひとり親家庭の抱えるさまざまな心の問題について、専門的な知識及び経験を有する臨床心理士が相談に応じる。事業は、母子生活支援施設「愛の家ファミリーホーム」に委託している。	子育て支援課	*16年度の状況 ・週1回実施
私立母子生活支援施設等緊急一時保護委託事業	母子等を一時的に母子生活支援施設に保護し、生活指導・相談、生活用品の貸与、日用品・食費の支給等を行う。事業は「愛の家ファミリーホーム」「皐月」に委託している。	子育て支援課	*16年度の状況 ・DV等の被害より保護 約140件
母子福祉社会事業助成	母子福祉会が行う事業に助成金を交付する。	子育て支援課	*実施予定 ・年間100～120人参加

理念（ねがい）

□ 保育所、幼稚園、学校での生活の充実と各施設の
有効活用

目 標

< > 楽しく充実した保育・教育機関で子どもを
育てる『としま』を実現します

- 【 1 保育所、幼稚園の充実】
 - （ 1 ）保育所の充実
 - （ 2 ）幼稚園の充実
- 【 2 幼稚園と保育所の連携】
 - （ 1 ）幼稚園と保育所の連携
- 【 3 学校教育の充実】
 - （ 1 ）教育内容の充実
 - （ 2 ）教育環境の整備

【 1 保育所、幼稚園の充実】

(1) 保育所の充実

仕事と子育ての両立を支援するためには、保育所の充実は重要な課題となります。多様な保育ニーズに対応できるように、公立・私立保育所の協働体制を構築し、充実を図ります。

事業名	内容	担当課	備考
区立保育所の民営化 新規	多様化し、複雑化した保育需要や新たな子育て支援需要に公私協働で対応していくため、区立保育所の民営化・委託化を進める。	保育園課	* 実施予定 ・ 18年度 2園 (南池袋、駒込第三) ・ 19年度 1園 (雑司が谷) ・ 20年度 2園 (南大塚、西池袋第一) ・ 21年度 2園 (千早第一、池袋本町)
認証保育所運営費等補助事業	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行う。	保育園課	* 16年度の状況 ・ 定員 66人、2か所 * 21年度までの目標 ・ 定員 100人、3か所
南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業	南池袋三丁目地区(旧雑司が谷小学校跡地)に保育所を整備する社会福祉法人に対し、用地費全額及び施設整備費の一部を補助する。また、施設建設後に廃園となる区立保育所在籍園児の円滑な移行に係る助成を行う。	保育園課	* 実施予定 ・ 平成 18年 4月新保育所開所

(2) 幼稚園の充実

幼児期は人格形成の大切な時期であるため、幼稚園の充実を図るとともに、地域の実態や多様化する保護者のニーズに応えるため、サポート保育(預かり保育)を推進します。

事業名	内容	担当課	備考
私立幼稚園教育環境整備費補助金	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を支給する。	総務課	* 16年度の状況 ・交付園 18園
区立幼稚園管理運営	区立幼稚園の運営により、幼児教育の場を提供し、幼児の心身の発達を助長する。	教育総務課	
サポート保育（預かり保育）の推進	幼稚園で実施するサポート保育（預かり保育）を需要に応じて実施する。	総務課 子育て支援課 教育総務課	

【 2 幼稚園と保育所の連携】

（ 1 ） 幼稚園と保育所の連携

幼稚園と保育所については、地域や保護者の多様なニーズに応じた設置・運営が求められているため、両施設を有効に活用させるための施策を実施・検討します。

事業名	内容	担当課	備考
幼保一体化の総合施設の整備検討 新規	幼児教育と保育についてのニーズの多様化に対応するため、幼保一体化の総合施設の設置を検討する。	保育園課 教育総務課 教育指導課 教育改革推進課 総務課	
研修の合同実施についての検討 新規	子どもの理解、時代に即した保育を実践するため幼稚園教諭と保育士との研修を合同実施できるよう検討する。	子ども課 教育指導課 総務課	

事業名	内容	担当課	備考
各種事業の共同開催 新規	節分、七夕等の季節行事や運動会、発表会を幼稚園と保育所で共同開催し、子どもたちの交流と親睦の機会を増やす。	保育園課 教育総務課	

【 3 学校教育の充実】

(1) 教育内容の充実

子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、通常授業以外にも特色ある学習内容を実践します。個別に対応が必要な場合には、個々の状況に応じた、きめ細かい適切な指導を行います。

事業名	内容	担当課	備考
移動教室(小学校)	区立小学校の小学生を対象に宿泊をとまなう移動教室を実施し、自然観察等の学習を行う。	学校運営課	
移動教室(中学校)	区立中学校の中学生を対象に宿泊を伴う移動教室を実施し、規律ある生活態度を身に付け、健康・体力の増進を図る。	学校運営課	
日光林間学校	区立小学校の6年生を対象とし、7月下旬から8月初旬に、日光において、2泊3日の行程で自然観察等の学習を行う。	学校運営課	
心身障害学級秩父移動教室	小学校心身障害学級の3年生から6年生を対象とし、5月上旬に、秩父において、1泊2日の行程で自然観察等の学習を行う。	学校運営課	

事業名	内容	担当課	備考
心身障害学級中学校 移動教室	中学校心身障害学級全学年を対象とし、猪苗代または山中湖において、2泊3日の行程で自然観察等の学習を行う。	学校運営課	
心身障害教育充実	心身障害教育担当教員のための研修会を行う。	教育指導課	
中学校の少人数指導 事業	中学生学力向上事業の一環として、区立中学校に習熟度別学習など、個に応じた指導を行うための講師を各校2科目程度派遣する。	教育指導課	
水曜トライアルスク ール	中学生学力向上事業の一環として主に毎週水曜日の放課後、2時間程度「英語検定」「数学能力検定」「漢字検定」等の合格を目指して学習する教室を開催する。	教育指導課	
外国人講師の学校派 遣（小学生）	外国人講師を、5・6年生以外の児童を対象とし、年14時間派遣する。	教育指導課	
区立小学校英語教育 推進事業	区立各小学校の5・6年生に週1回程度外国人講師を派遣し、英語教育の推進を図る。	教育指導課	
外国人講師の学校派 遣（中学生）	外国人講師を、中学2年生は年間30時間、1、3年生は年間9時間派遣する。	教育指導課	
豊島スクールスタッ フ事業	総合的な学習の時間や特色ある教育活動等に必要とする人材を講師として派遣する。	教育指導課	

(2) 教育環境の整備

子どもが充実した学校生活を送るためには、教育環境の整備が前提となります。学習環境に適した安全・快適な施設整備などの推進を図ります。また、子ども、保護者、教員等への相談体制を整備します。

事業名	内容	担当課	備考
小中学校施設整備	児童の学習環境に適した、また、安全で快適な学校生活を送れるように、区立小中学校の施設(校舎、屋内運動場、プール、校庭、校具、みどり、諸設備等)の整備を充実させる。	学校運営課	*実施予定 ・17～18年度の2年間で、小学校11校の普通教室、計109室に冷暖房機を設置。同2年間で、小学校5校、中学校3校の耐震補強工事を実施
竹岡健康学園	区立小学校の3年生以上の喘息・肥満・虚弱・偏食児童を対象としている。区立小学校に募集チラシを配布し、入園希望者に対して説明会、バス見学会、入園面接、健康診断を実施し、選考会において入園を決定する。その他、施設の整備・維持管理を行う。	教育指導課 学校運営課	
新中学校建設事業	区立明豊中学校と長崎中学校を統合し、新中学校を建設する。	学校運営課	*実施予定 ・18年1月末竣工 ・同年4月新校舎開校
小中学校学習用コンピューター環境整備	小中学校教育における情報活用能力及び国際性の養成を推進するため、コンピューター等の機器をリースにより配備し、ソフト・消耗品等の経費予算を配分する。また、学校内のLAN環境やインターネット環境を整える。	学校運営課	*実施予定 ・17年度、校内LANを小学校2校、中学校1校に敷設

事業名	内容	担当課	備考
部活動維持	区立中学校の部活動に、外部指導員を依頼する。 ブラスバンド部の楽器の購入・修理をする。	教育総務課 学校運営課	
学校栄養士雇用	安全で円滑な給食事業を行うため、区費で非常勤栄養士を雇用し、都費栄養職員が配置されていない学校へ配置する。	学校運営課	
小中学校学校保健管理	児童・生徒に対する各種健診事業及び、学校の管理下における事故等に対する共済給付を行う。	学校運営課	
小中学校環境衛生	学校環境衛生検査（飲料水・給食室・照度・騒音等）及び、校舎内・校庭に発生した害虫の駆除を行う。	学校運営課	
学校運営連絡協議会運営	開かれた学校づくりを推進し、学校の活性化を図るため、各学校で会議を年2回以上運営する。	教育指導課	
区立小学校生活指導支援事業	教員の指導力不足、児童の問題行動等の要因により、学校が正常に運営できない状況が発生した場合に、学級の立て直しを支援するため、教育経験を有する学級経営補助員を配置する。	教育指導課	
教育情報提供	教育情報提供の収集、整理保管をし、区立小・中学校へ提供する。また、区立小・中学校の教育に関する問題・課題について調査研究を行うほか、教科書の常設展示及び展示会を開催する。	教育指導課	

事業名	内容	担当課	備考
特色ある学校づくり 推進事業（プロポー ザル制度）	幼稚園、小・中学校を対象とし、児童・生徒及び地域の実態や区の教育課題に応じた特色ある教育活動を展開して魅力ある学校教育を行う。学校の提案内容に応じて、予算配分を決める。	教育指導課	
こども科学教室	区内在住の小学校5・6年生、中学校1年生を対象とし、学校週5日制対応として学校では行わない実験を通して、児童・生徒に理科・科学への興味をもたせ、学習効果を上げるため、科学教室を開催する。年間計画に基づき、理科の実験・観察学習を年10回行う。	教育指導課	
開かれた教育推進事業の紹介事業	広く区民に学校教育の内容を周知するため、「学校案内」のカラー化、教育委員会報「教育だより豊島」の発行、ホームページの運営を行う。	教育指導課 教育総務課	
スクールカウンセラ ー派遣事業	都公立学校スクールカウンセラー、教育センター相談員を区立小中学校に派遣し、いじめや不登校などの問題行動等を未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行う。	教育指導課	
教育相談	いじめ・不登校等教育上の悩みをもつ子ども、保護者、学校、保育園、幼稚園関係者を対象に臨床心理士によるスクールカウンセリングを行い、また、教育センターでの来所相談、電話相談を受ける。	教育指導課	

理念（ねがい）

□ **地域ぐるみの子どもたちの成長への関わりと子育て支援**

目 標

< > 地域ぐるみの人々の共生と協働により子どもの成長と子育てを支援する『としま』を実現します

【1 個々の子どもや家庭に応じた支援】

- (1) 子どもの安全確保
- (2) 児童虐待への対策
- (3) 障害のある子どもへの支援
- (4) 不登校・ひきこもりの子どもへの支援
- (5) 外国人の子どもへの支援

【2 地域の教育力の向上】

- (1) 地域における教育
- (2) 地域における子育ての支援
- (3) 地域特性を活かした取組

【3 地域との協働体制の充実】

- (1) 地域団体との協働による子育て支援
- (2) 家庭、地域、学校が一体となった教育力の向上
- (3) 地域で育まれる子どもの成長

【 1 個々の子どもや家庭に応じた支援】

(1) 子どもの安全確保

交通事故、子どもの連れ去り、施設への不審者の侵入など、子どもが事故や犯罪に巻き込まれるケースが非常に増えています。このため、子どもの安全を確保するための各種対策を講じます。

事業名	内容	担当課	備考
メール送信システムの導入 新規	保育園、小中学校、「子どもスキップ」における不審者情報等の提供を行うメール送信システムを導入するとともに、「豊島区安全安心情報」を区のホームページで閲覧できるようにする。	治安対策担当課	*実施予定 ・17年度開始
防犯出前講座の実施 新規	保護者向けの親子コミュニケーションスキルの出前講座を実施する。	治安対策担当課	*実施予定 ・17年度開始
防犯カメラの設置 新規	セキュリティー向上のため、小中学校及び「子どもスキップ」に、防犯カメラを設置する。	治安対策担当課	*実施予定 ・17年度開始
子ども110番	協力していただける方にプレートを掲出してもらい、助けを求めてきた子どもを避難させてもらう。	治安対策担当課	*16年度の状況 ・「子ども110番の家」の皆様をお願いしたいこと(マニュアル)を作成し、プレートを掲出してもらっている家に配付約2000部

事業名	内容	担当課	備考
安全・安心パトロールの実施	区民からの相談等について調査に出向き、当分の間の対応としてパトロールを行うほか、学校や児童施設の安全点検を行う。	治安対策担当課	<ul style="list-style-type: none"> *実施予定 ・1隊2名 ・区内全域（主に区立小学校等の施設に立ち寄り、安全点検。その他犯罪発生等により地域を指示。） ・自転車使用 ・指示により、防犯パトロール任務につく場合あり
防犯ブザーの配布	小・中学生全員に防犯ブザーを貸与し、登下校時の安全確保を図る。	学校運営課	
小学校学童誘導	児童の通学時の交通事故を未然に防止し、安全を確保するための業務委託を行う。	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> *16年度の状況 ・56か所 ・小学校区域ごとの交通危険か所に誘導員を配置
交通安全対策事業	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施する。各種交通安全教室・講習会の実施。交通安全資材の貸出し、交通安全協会活動支援などを行う。	交通安全課	<ul style="list-style-type: none"> *実施予定 ・交通安全協議会 年2回開催 ・講習会の実施 年20回開催 ・交通安全資料購入 ビデオテープ年5本程度 ・交通安全協会活動支援 (池袋、目白、巣鴨)
子ども事故予防センター運営	健診事業を利用した保護者への事故予防啓発の実施。パンフレットの配布、事故予防ビデオの貸し出しを行う。	健康推進課	

(2) 児童虐待への対策

虐待は深刻な問題となっており、区のみによる対応には限界があります。このため、各関係機関と連携して取り組むシステムを構築します。

事業名	内容	担当課	備考
子どもの権利擁護事業	児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図る。児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行う。マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図る。児童虐待防止に関する普及・啓発活動を進める。	子育て支援課	* 今後の予定 ・ ケース会議開催 ・ 児童相談センター連絡会 月1回 ・ 職員研修 年約10回 ・ 情報誌の発行 年4回 ・ ビデオの活用 (貸出：保健所、保育所)
虐待防止の仕組みづくり	平成12年度に虐待防止ネットワークが構築されているが、より効果的な仕組みづくりについて検討する。	子育て支援課	* 今後の予定 子ども家庭支援センター ・ 虐待防止連絡会議 年1回 ・ 専門部会 年6回 参加機関 19 先駆型子ども家庭支援センター ・ 見守りサポート事業 ・ 虐待防止訪問支援事業

(3) 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもには、年齢や障害の違いによるきめ細やかな対応が必要となります。このため、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を展開するとともに、家族や関係職員を対象とした相談を行います。

事業名	内容	担当課	備考
特別支援教育の実施 新規	17年度内に、各小・中学校に特別支援教育のための「校内委員会」を設置し、校内の支援体制の構築・充実を図るとともに、特別支援教育に関する教員研修を実施する。特別支援教育検討委員会において、19年度からの特別支援教育のあり方について協議する。	教育指導課	
小学校心身障害学級運営	外部講師を招いての研修会の実施、心身障害学級の発表会「まとめ展」の経費の支出及び「ことばときこえの教室」等の運営を行う。また、保護者からの相談に対して、指導・助言をするとともに、就学相談委員会を設置し障害児の適切な就学先について検討・決定を行う。	教育指導課	
中学校心身障害学級運営	心身障害学級案内や研究年報の印刷及び心身障害学級の発表会「まとめ展」の経費の支出。また、保護者からの相談を受け、適切な教育環境を検討する。	教育指導課	
心身障害学級指導員等配置	心身障害学級に指導員を配置し、担任教諭の補助業務、児童・生徒の生活習慣の指導。また介助員を配置し、児童の安全管理を行う。	教育指導課	

事業名	内容	担当課	備考
障害児保育事業	<p>障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図る。</p> <p>発達上問題のある子どもとその家族及び関係職員を対象とし、専門家による、発達に関する相談を行う。また、保育所や児童館を巡回して障害児保育に関する具体的なアドバイスを行う。</p>	保育園課 子育て支援課	

(4) 不登校・ひきこもりの子どもへの支援

不登校やひきこもりの状態にある子どもが安心して過ごせる居場所の整備に取り組んでいきます。また、さまざまな学習指導、適応指導により自己学習の機会をつくるとともに、通級できるように促します。

事業名	内容	担当課	備考
不登校・ひきこもりのための居場所整備 新規	<p>不登校やひきこもりの子どものために、年齢に関係なく、安心して過ごせる居場所を整備する。</p>	子ども課	
マイスクールネット事業	<p>適応指導教室にも参加できないひきこもりの状態にある児童・生徒に対し、インターネットを介して学習指導、適応指導を実施する。児童・生徒は、家庭からインターネットを介して自分のペースで学習内容・時間を選択して自己学習をする。また、担当者とのメール交換、担当者の家庭訪問等を通して、まず、適応指導教室への通級をめざす。</p>	教育指導課	*21年度までの目標 ・ひきこもり状態にある児童・生徒の半減

事業名	内容	担当課	備考
袖の木教室	区立小・中学校の不登校児童・生徒に対して、それぞれの状況に応じ、学習の援助や助言を行う。各学校・家庭を訪問したり、関係諸機関との連携を図ったりしていく。	教育指導課	
生活体験学習	教育センターの適応指導教室に通所している不登校傾向の児童・生徒に対して、遠足、宿泊体験学習を実施し、学校とは違う小集団の中での集団活動を体験させる。	教育指導課	

(5) 外国人の子どもへの支援

外国人家庭は年々増加しているため、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を目指します。

事業名	内容	担当課	備考
日本語学級運営	区立小学校に就学している日本語能力が不十分な児童に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を容易にする。	教育総務課	* 16年度の状況 ・豊成小学校 1学級 ・池袋小学校 2学級
日本語指導教室	帰国・外国人児童・生徒に対し、日本語指導をし、相談や適応指導を行う。	教育指導課	
外国人児童・生徒に対する通訳派遣	日本語の会話の力が十分でない外国人児童・生徒及び保護者に対し、一定期間通訳を派遣する。	教育指導課	
外国人児童の保育	言葉や習慣の違いから保育への不安を持っている、区内在住の外国人の乳幼児を受け入れ、保護者が安心して働ける環境を作る。	保育園課	

【2 地域の教育力の向上】

(1) 地域における教育

地域の教育力は低下してきており、各種講座の開催、啓発誌発行などにより回復を図る施策を展開します。

事業名	内容	担当課	備考
人材リストの作成 新規	子育て・子育てに関する知識や技能のある個人や団体のリストを作成し、活用する。	子ども課	
子ども家庭部研修	専門知識を有し、地域や団体の実情に即した対応・支援ができる職員を育成するため、区立保育所、私立保育所、認証保育所、認可外保育施設及び区立幼稚園、児童館の全職員を対象とした専門研修を実施する。	子ども課	*実施予定 ・17年度 年間約50件
家庭教育推進事業	各小学校区域より1～2名の家庭教育推進員を選出し、学びあいの場とする。さらに、その成果を各家庭にフィードバックしていく。 家庭教育学級を開催し、家庭教育のあり方やその重要性をともに考える。 PTAによる家庭教育講座の開催を支援する。	学習・スポーツ課 教育総務課	*16年度の状況 ・家庭教育推進員 年8回の全体会と学習発表会を開催 ・家庭教育学級 コース別講座を開催 延回数20回 延人数300名 ・家庭教育講座 延回数25回 延人数1250名
男女共同参画啓発事業	一般区民・団体・事業者を対象とし、啓発講座の開催、啓発誌の発行、区民企画事業の開催を行う。	男女平等推進センター	*実施予定 ・講座 年8回 ・啓発誌 年2回 ・区民企画事業 年4回

事業名	内容	担当課	備考
エポック10管理運営事業	一般区民・団体・事業者（当センターの目的に合った研修等の利用に限る）を対象とし、施設の貸出し、図書・ビデオの貸出し、交流コーナーの場の提供を行う。	男女平等推進センター	

（２）地域における子育ての支援

今後は、保育園に通っている子どもの親だけではなく、在宅で子どもをみている親たちへの支援が必要となります。保育園がこれまで培ってきた知識・経験を地域に還元する事業を展開します。

事業名	内容	担当課	備考
乳幼児健全育成事業	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、ふれあい体験保育、育児相談を実施する。	保育園課	

（３）地域特性を活かした取組

子どもが成長していく過程で、区の特徴を理解し、さまざまな文化・芸術に接することは非常に重要です。このため、豊島区の地域特性を活かした、各種事業を実施します。

事業名	内容	担当課	備考
普及推進事業	一般区民、リサイクル・清掃推進員、事業者、区内在学の小中高生を対象とし、リサイクル講座、リサイクル実践教室、ポスター募集、リサイクル環境フェア、マイバッグ・再生品利用キャンペーン、コンポスト化容器等あっせん、子ども向けパンフレット作成・エコPバッグの販売等を実施する。	エコライフ課	

事業名	内容	担当課	備考
子ども向け環境学習講座事業の開催、子どもの自主的な環境学習活動の支援等	新エネ・省エネ設備等の紹介を始め、身近なことから環境問題を考えていく体験型学習講座を開催する。また、子どもたちが仲間とともに主体的に環境に関する学習や活動を行う子どもエコクラブの支援等を行う。	環境保全課	
赤い鳥児童文学賞実施助成事業	豊島区目白が童話・童謡雑誌「赤い鳥」の創刊地であることから、「赤い鳥文学賞」「新美南吉児童文学賞」「赤い鳥さし絵賞」の贈呈式実施運営に対する助成を行う。	文化デザイン課	
文化芸術創造支援事業	旧朝日中学校施設を活用し、NPO団体が行う文化芸術創造事業を支援する。舞台芸術団体等の稽古場などとして場の提供を行うほか、各種講座、シンポジウム、ワークショップ等を実施する。特にワークショップについては、子どもと芸術を結びつけ、理解を深めるためのプログラムに取り組む。	文化デザイン課	
としま区民芸術祭助成	区民文化祭、舞踊鑑賞講座等において、子どもの発表機会や各分野の文化芸術に触れる機会を設ける。	文化デザイン課	*実施予定 ・各分野年1回
ジュニア・アーツ・アカデミー他	東京音楽大学等の協力を得ながら、区内の児童（小学生）が気軽に音楽や演劇など、さまざまな芸術に触れ、親しむ場と機会を提供する。	文化デザイン課	*実施予定 ・定期練習 年間24回

事業名	内容	担当課	備考
池袋演劇祭助成	池袋の「劇場都市」のイメージを定着させ、区民が芸術に親しむ機会を提供するため、豊島区舞台芸術振興会による「池袋演劇祭」に助成を行う。	文化デザイン課	*実施予定 ・毎年9月開催
庁舎ロビーコンサート	区民に広く音楽に接する機会を提供するため、東京音楽大学の協力により本庁舎ロビーで昼休みにコンサートを行う。	文化デザイン課	*実施予定 ・17年度5回
池袋西口公園ステージライブ	区民が芸術に親しむ機会を提供するため、池袋西口公園野外ステージを会場にコンサート等を実施する。	文化デザイン課	*実施予定 ・17年度4回
区民参加による アート・ステージ 新規	東京音楽大学及び東京芸術劇場と連携し、子どもから大人まで幅広い層の参加により、オペラなどを公演する。平成17年度はオペラ「夕鶴」を公演する。	文化デザイン課	*実施予定 ・練習 月2～3回 ・公演 年1回
小・中学校音楽鑑賞教室	小学校5年生及び中学校2年生を対象とし、年1回本格的なオーケストラの演奏を鑑賞して、音楽教育や情操教育の充実に資する。	教育指導課	
邦楽鑑賞教室	豊島区の「文化の風薫る街としま」構想を受け、区立小学校の5年生の児童を対象に邦楽鑑賞教室を開催する。これにより、自国の伝統文化である邦楽への理解を深めることによって、国際社会に生きる日本人としての自覚を育む。豊島区邦楽連盟の協力を得て、邦楽鑑賞教室を区内2～3ブロックの会場で行う。	教育指導課	

【 3 地域との協働体制の充実】

(1) 地域団体との協働による子育て支援

充実した子育て支援を展開していくため、地域で子どもたちのために活動している各種団体との協働体制を構築します。

事業名	内容	担当課	備考
「地域区民ひろば運営協議会」との協働 新規	地域との連携・協働を充実し、「地域区民ひろば運営協議会」設立へ向けた体制を推進する。	地域区民ひろば課	* 実施予定 ・ 17 年度 : 「地域区民ひろば運営協議会」設立に向けた取組 ・ 18 年度以降 : 可能な地域から順次立ちあげ
「子ども部会」との協働 新規	地域区民ひろば運営協議会のもとに、子どもに関することを話し合う「子ども部会」を立ち上げ、地域・学校・家庭・関係機関との連携の中で、地域のさまざまな力を結集し、地域の子育て力・教育力の向上を図るとともに、地域で子どもを見守っていく拠点を築く。	子ども課	* 実施予定 ・ 17 年度開始 ・ 学期毎に 1 回開催 (その他必要に応じて)
民生委員 ・ 児童委員事業	乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行う。ケースによっては、区対し的確な情報提供を行い望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開する。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力する。	管理調整課	* 今後の予定 ・ 三者地区連絡協議会 年 1 回開催 ・ 区の子育て支援事業への協力 ・ 子どもの権利推進事業への関与 ・ 「子育てサロン」などの実施 ・ 月 1 回程度 (1 2 回 × 6 地区 7 0 回程度)
保護司会助成事業	豊島区保護司会に対し、団体の運営費及び見学研修会の費用の一部を補助する。	子ども課	* 16 年度の状況 ・ 青少年相談開催日数 120 日

事業名	内容	担当課	備考
青少年育成委員会運営	各地区が行う独自の健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、育成委員名簿・育成委員ガイド・「としまのいくせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施する。	子ども課	* 16年度の状況 ・各地区行事参加者数 60,000人 ・研修会参加人数 200人
社会を明るくする運動事業	豊島区社会を明るくする運動実行委員会に対し、事業費の一部を補助するとともに、区は本運動の円滑な推進に向けて実行委員会とともに運動を進めていく。	子ども課	* 16年度の状況 ・行事参加人数 40,000人
地域団体青少年健全育成行事助成事業	地域団体（町会・PTA・青年団体・少年団体・ボランティア団体等）が青少年の健全育成を図るために行う行事に対して、補助金を交付する。	子ども課 * 補助金の査定は区民活動推進課で行う。	* 16年度の状況 ・行事参加人数 10,000人
青少年委員事業	地域の青少年の余暇活動、青少年団体の育成または青少年指導者に対する援助を行う。	学習・スポーツ課	* 16年度の状況 ・地域活動への援助 ・関係団体との意見交流 年7回 ・研修会 年6回 ・定例会 毎月 * 今後の予定 ・17年度に事業のあり方を見直す。

（2）家庭、地域、学校が一体となった教育力の向上

子どもの成長過程を、家庭、地域、学校が一体となって見守ることが必要です。このため、学校を活用した活動を継続するとともに、新たな地域支援システムについて考えます。

事業名	内容	担当課	備考
豊島区版地域プラットフォーム構想 新規	学校、家庭、地域と行政が協力して、子育て・教育にあたる「学校への広域的な地域支援」体制を整備する。そこでは、地域・大学・NPO・企業等の、広域的な人材等の資源を活用して、区立学校を支援するとともに、家庭や地域の教育力を高めるための施策を展開していく。	教育改革推進課	
豊島区子ども読書活動推進会議の設置 新規	区のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域をはじめ図書館、学校などの役割を明確にし、推進に関する施策の方向性や取組みを示す。	中央図書館	
小学校開放事業	個人開放（放課後・学校休業中の子どもたちの遊び場を提供する） 施設開放事業（区民の生涯学習活動の場と機会を提供する）	教育総務課	*実施予定 ・全校（23校）実施 ・個人開放年間利用者 350,000人 ・団体開放年間利用者 150,000人
中学校開放事業	中学生等を対象とし、体育施設を毎週土曜日に開放する。	教育総務課	*実施予定 ・中学校開放年間利用者 60,000人
施設開放事業	閉校施設の校庭・体育館等を開放する。	施設再構築・活用担当課	*実施予定 ・個人開放年間利用者 20,000人

事業名	内容	担当課	備考
中学校体育大会経費助成	豊島区中学校体育連盟が実施する体育大会の経費を助成し、豊島区のスポーツ振興と、中学生の健全な育成をめざす。	教育指導課	* 16年度の状況 ・ 種目数 11 種目 ・ 参加人員 2890 人

(3) 地域で育まれる子どもの成長

子どもの成長過程において、地域との交流は非常に重要であります。都市化の進展などにより、希薄化しているのが現状です。このため、地域との交流を促進していく施策を新たに展開します。

事業名	内容	担当課	備考
「子どもスキップ」の開設 新規	小学校施設を活用し、学童クラブの機能を持たせた全小学生のための放課後対策として、区内 2 3 か所に開設する。	子ども課	* 実施予定 ・ 17 年度 6 か所 ・ 18 年度 6 か所 ・ 19 年度 5 か所 ・ 20 年度 6 か所
* 再掲			
「子育てひろば」の開設 新規	地域の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を小学校区単位に整備し、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行う。	地域区民ひろば課 〔子育て支援課〕	* 実施予定 ・ 17 年度 6 か所実施 * 18 年度以降、順次実施して 23 か所設置
「十代倶楽部」の開設 新規	中高生のグループが自由に使える、音楽・演劇などの文化・芸術活動やスポーツ活動を行う場として、またボランティア活動の拠点や友達との語りや情報交換の場として区内 2 か所に開設する。	子ども課	* 実施予定 ・ 区内東西 2 か所開設 (1 か所は大明小学校跡施設に開設)
* 再掲			

事業名	内容	担当課	備考
保育園ボランティア	子どもとの交流を通して保育の楽しさを知り、また社会参加の意義、重要性の認識を深めるため、区立保育園において、ボランティア活動希望者の受け入れを行う。特に7月下旬から9月上旬にかけては学生を中心に募集している。	保育園課	
中学校地域スポーツクラブの育成モデル事業	いつでも、どこでも、だれでも参加できるスポーツクラブを設立するため、土曜日にスポーツ活動を実施する。	学習・スポーツ課	<p>*16年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西巢鴨中学校地域スポーツクラブ 会員数 109 名 活動日 第 2・4・5 土曜日 ・道和中学校地域スポーツクラブ 会員数 87 名 活動日 毎週土曜日 ・千早中学校地域スポーツクラブ 会員数 33 名 活動日 土曜日 (月 2～3 回)
生涯学習の推進	生涯学習ガイドブックを作成し、乳幼児から高齢者までの生涯学習への参画を促すとともに、学習団体の育成を図る。また、小中学校の児童・生徒に博物館等における展示会の鑑賞を促す。	学習・スポーツ課	<p>*16年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ガイドブック発行 前期(4月～9月) 後期(10月～3月)
青少年指導者養成事業	小学校4年生から中学生がコミュニケーション力を高め、一人ひとりの持つ可能性を發揮することで地域を含め社会の中で、自主的・創造的に活動できるよう支援する。	学習・スポーツ課	<p>*16年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアリーダー講習会 夏編・秋冬編 延回数 16 回 延参加者 480 名

計画推進のために

事業名	内容	担当課	備考
青少年問題協議会 運営	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策について調査審議するとともに、施策を適切に実施するため関係行政機関相互の連絡調整を図る。	子ども課	
地域協議会の運営 新規	本計画の進捗状況を公表し、計画の推進等について意見・要望を受け、行政運営に活かすため、区民参加の地域協議会を運営する。	子ども課	*実施予定 ・17年度発足 ・年2回開催
豊島区特定事業主 行動計画策定委員 会の運営	次世代育成支援対策推進法に基づき、区職員の仕事と家庭の両立や勤務環境の整備等に関し、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画を策定するために策定委員会を設置した。委員会は、行動計画の達成状況や実施状況の把握、また、計画の見直し等を図ることとする。	人事課	*実施予定 ・年2回開催
企業・事業所への啓 発事業 新規	次世代育成支援のための施策を推進していくときに、保護者の働き方の問題が大きく影響するため、区内の企業・事業所に、本計画への理解をもとめ、働き方の見直しなどの啓発事業を行う。	子ども課	

事業名	内容	担当課	備考
国・都への働きかけ	社会状況の変化に伴い、子どもや家庭に関わる施策が大きく変わろうとしているなか、区が行う事業に関しても、国や都に制度の充実や財政的な支援を働きかけ、連携を強化していく。	全庁	

(3) 計画事業の主な目標事業量

行動計画のうち、下記事業については平成 2 1 年度までに達成する予定の目標事業量を設定し、国、東京都に報告しています。

事業名・事業内容	現状 (平成 16 年度)	目標事業量 (平成 21 年度)
通常保育事業 保護者の就労等により、保育に欠ける児童を対象として行うもの。	定員 3,177 人	現状維持
延長保育事業 保育所の開所時間 (1 1 時間) の後、延長して保育を実施するもの。	定員 610 人 29 か所	定員 610 人 29 か所
休日保育事業 保護者の就労等により、日曜・祝祭日等の保育に欠ける児童を対象として行うもの。	未実施	定員 10 人 1 か所 * 18 年度開設予定
夜間保育事業 保護者の就労等により、おおむね夜 1 0 時まで保育に欠ける児童を対象として行うもの。	定員 30 人 1 か所	定員 30 人 1 か所
一時保育事業 保護者の傷病、出産、冠婚葬祭等の事由により、緊急・一時的に保育に欠ける乳幼児を対象として行うもの。保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の理由により、保育を行うもの。保護者の短時間勤務等により、原則として週 3 日程度保育に欠ける児童を対象として行うもの。利用は時間単位。	定員 25 人 3 か所	定員 30 人 4 か所 * 18 年度 1 か所開設予定
特定保育事業 週 2 ・ 3 日程度または午前か午後のみなど、必要な時間に柔軟に児童の保育を行うもの。	未実施	定員 6 人 2 か所
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育 (派遣型)) 保育所に通所している児童等が病気の「回復期」であるため、集団保育が困難で、かつ保護者の就労等の理由により保育に欠ける場合、看護師・保育士等の養育者を派遣し、児童福祉施設等の余裕スペース、医療機関、当該児童宅、保育士等の自宅で保育を行うもの。	未実施	施設型で対応

事業名・事業内容	現状 (平成 16 年度)	目標事業量 (平成 21 年度)
<p>乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育（施設型））</p> <p>保育所に通所している児童等が病気の「回復期」であるため、集団保育が困難で、かつ保護者の就労等により保育に欠ける場合、児童福祉施設、病院・診療所に付設された施設等、適切な処遇が確保される施設で保育を行うもの。</p>	未実施	定員 2 人 1 か所 * 18 年度開設予定
<p>子育て短期支援事業（ショートステイ事業）</p> <p>保護者が疾病、出産、事故等により家庭において児童の養育ができない場合、緊急一時的に保護者に代わり児童養護施設・区内受託家庭等において養育を行うもの。利用期間は年間 6 泊以内。</p>	未実施	定員 2 人 2 か所
<p>子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）</p> <p>保護者が就労等により、恒常的に帰宅が夜間にわたり、また休日不在で、保育に欠ける場合、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院等において預かり、生活指導・食事の提供等を行うもの。利用時間は、平日夜 10 時まで。（夜間から引き続き宿泊可の場合もある）休日預かりは日中。</p>	未実施	他の事業で対応
<p>訪問型一時保育事業</p> <p>保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育に欠ける場合、保育士等が児童の自宅において保育を行うもの。利用期間は、連続利用の場合は 7 日以内。</p>	未実施	施設型で対応
<p>認証保育所（A型）</p> <p>認可保育所に準じる施設として東京都の認証を受けた保育所。保護者が保育所との直接契約により入所し、保育料を直接納入するシステム。認証要件は、待機児対策、長時間保育、0 歳児保育を実施しているなど。</p>	定員 66 人 2 か所	定員 100 人 3 か所

事業名・事業内容	現状 (平成16年度)	目標事業量 (平成21年度)
<p>・子育てひろば事業(A型) ・地域子育て支援センター事業 (子育てひろば事業B型) ・つどいの広場事業 (子育てひろば事業C型)</p> <p>身近な地域での子育て家庭の支援を行うため、0～3歳児の孤立しがちな子育て家庭を中心につどいの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援などを行うもの。</p> <p>A型：東京都単独事業。保育所・児童館の機能・スペースを活用し、初歩的な問題について話し相手になる。</p> <p>B型：国事業名は「地域子育て支援センター事業」。各区市町村で特に積極的に事業を行う保育所等を1か所指定し、専用スペースを確保し、地域保育所等との連携等を行い、子ども家庭支援センターを中心とした子育て支援ネットワークの充実に努める。</p> <p>C型：国事業名は「つどいの広場事業」。NPOや民間事業者を含めた多様な運営主体が、商店街の空き店舗や学校の余裕教室等においてボランティアを活用して育児相談等を行う。</p>	<p>A型 23か所設置</p>	<p>C型 23か所設置</p>
<p>産後支援ヘルパー事業(豊島区名称：産後サポーター事業)</p> <p>出産後間もないため、家事や育児が困難な核家族家庭等に対し、看護師・保育士等が訪問して身の回りの世話や家事・育児を行う。派遣は1日4時間以内、原則、退院後1か月で10日を限度とする。</p>	<p>15年度延べ派遣回数 289回</p>	<p>年間延べ派遣回数 300回</p>
<p>放課後児童健全育成事業(学童クラブ)</p> <p>保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。</p>	<p>定員 954人 25か所</p>	<p>定員 1,100人 23か所 *「子どもスキップ」 内学童クラブで対応</p>

事業名・事業内容	現状 (平成 16 年度)	目標事業量 (平成 21 年度)
<p>ファミリー・サポート・センター事業 育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織として「ファミリー・サポート・センター」を設立し、その会員が地域において育児に関する相互援助を行うことを支援する事業。</p>	平成 10 年度設置済	現状継続
<p>子ども家庭支援センター事業 地域における総合的な子どもと家庭を支援するネットワークを構築し、総合相談 在宅サービスの提供 サービス調整（関係機関の連携による援助の実施） 地域組織化（子育てひろばの活動支援含む） 見守りサポート 虐待防止訪問支援 在宅サービス基盤整備の機能を果たすもの。 ＊先駆型： ～ の事業を実施するもの ＊従来型： ～ の事業を実施するもの（ の実施可）</p>	平成 13 年度、東・西 2 か所設置済み。 （平成 16 年度より東部子ども家庭支援センターが先駆型へ移行）	1 か所
<p>虐待防止ネットワーク事業 地域における児童虐待の防止と早期発見に努めるため、地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関・団体等から構成する児童虐待防止連絡会議を設置し、定期的に様々な検討を行うとともに、具体的な虐待事例の検討を随時行うもの。</p>	平成 12 年度連絡会議設置済	現状継続

資料

・子どもと家庭をとりまく社会状況

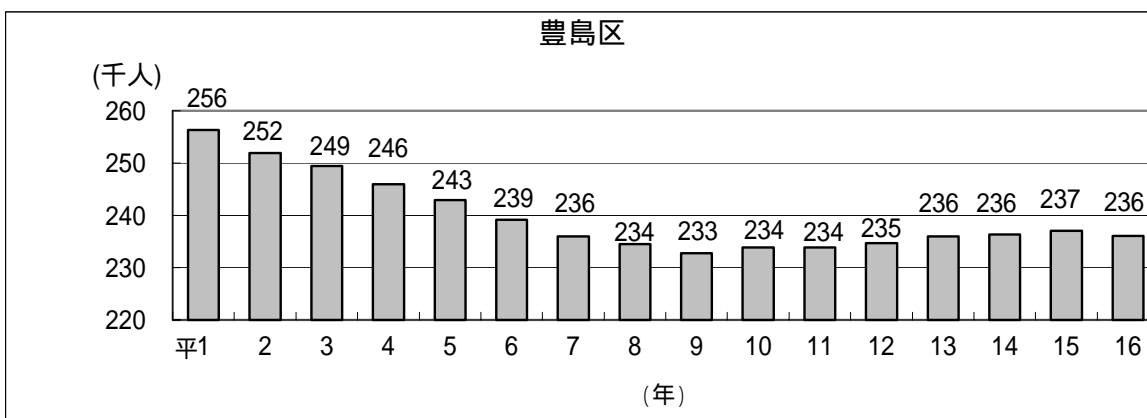
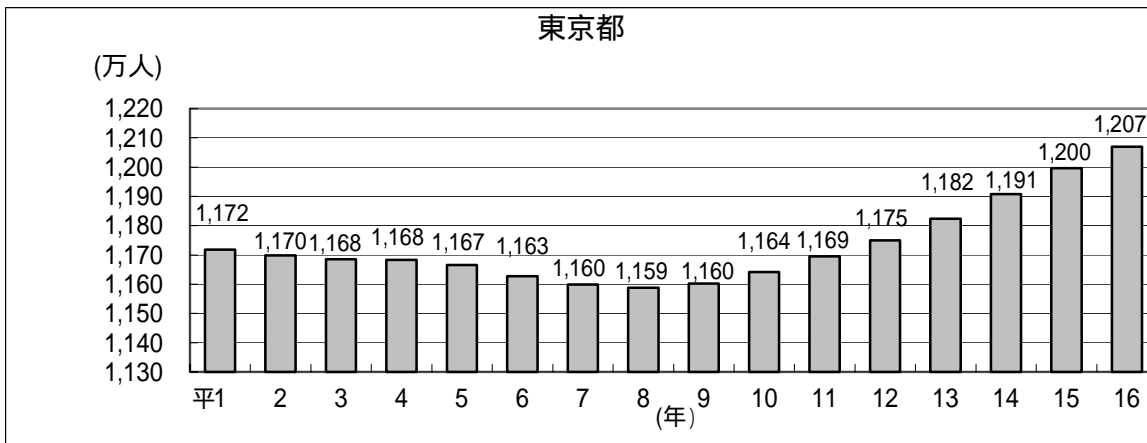
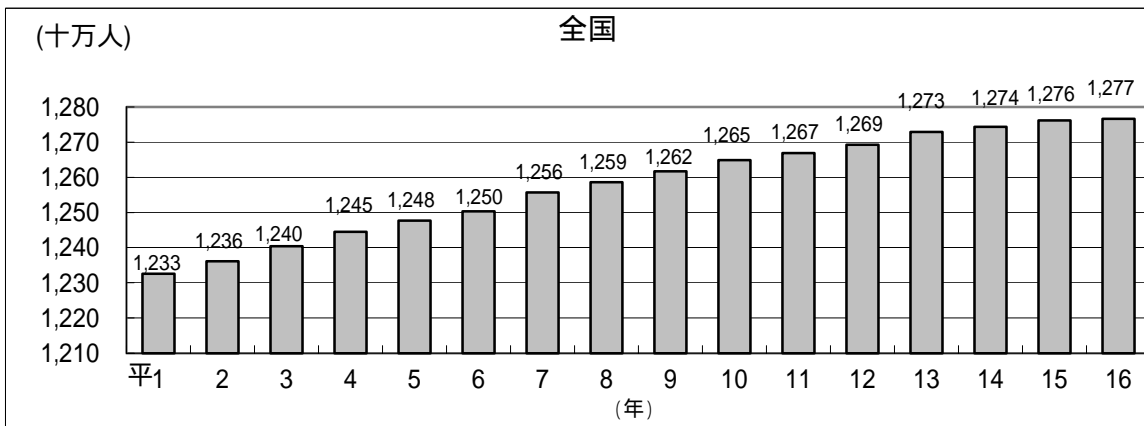
- 〔資料1〕人口比較（全国・東京都・豊島区）
- 〔資料2〕0～14歳人口比較（全国・東京都・豊島区）
- 〔資料3〕0～17歳人口比較（全国・東京都・豊島区）
- 〔資料4〕出生数・出生率比較（全国・東京都・豊島区）
- 〔資料5〕合計特殊出生率比較（全国・東京都・豊島区）
- 〔資料6〕将来人口推計(全国)
- 〔資料7〕一般世帯数（豊島区）
- 〔資料8〕人員別一般世帯数（豊島区）
- 〔資料9〕母子世帯・父子世帯数（豊島区）
- 〔資料10〕外国人登録者数（豊島区）
- 〔資料11〕身体障害者手帳所持者数（豊島区）
- 〔資料12〕愛の手帳所持者数（豊島区）
- 〔資料13〕児童育成手当支給対象児童数（豊島区）
- 〔資料14〕公園・児童遊園数（豊島区）
- 〔資料15〕豊島区歳出予算の推移

・「ニーズ調査」について

- ・豊島区青少年問題協議会条例
- ・豊島区青少年問題協議会専門委員名簿
- ・豊島区次世代育成支援行動計画検討会設置要綱
- ・豊島区次世代育成支援行動計画検討会委員名簿
- ・計画策定検討組織の審議経過
- ・用語解説

子どもと家庭をとりまく社会状況

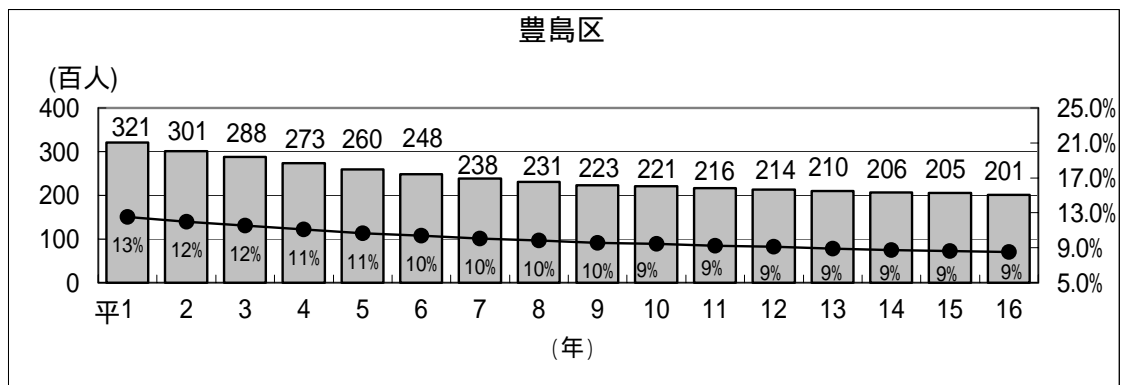
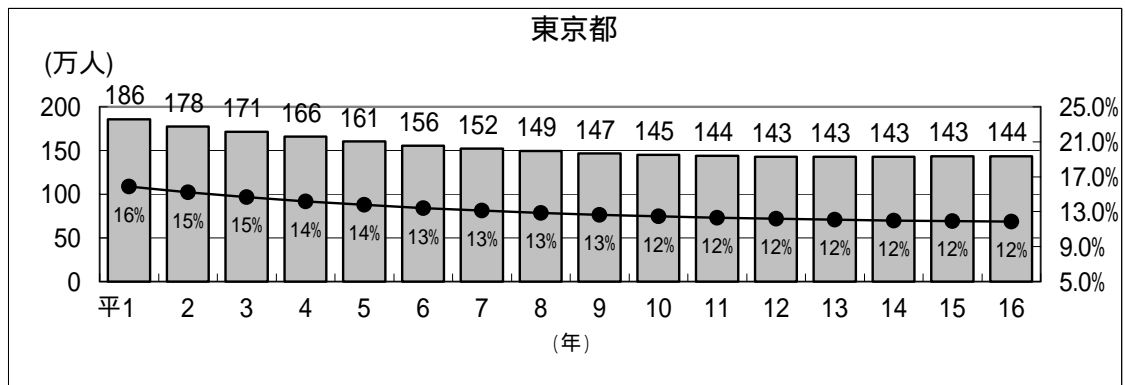
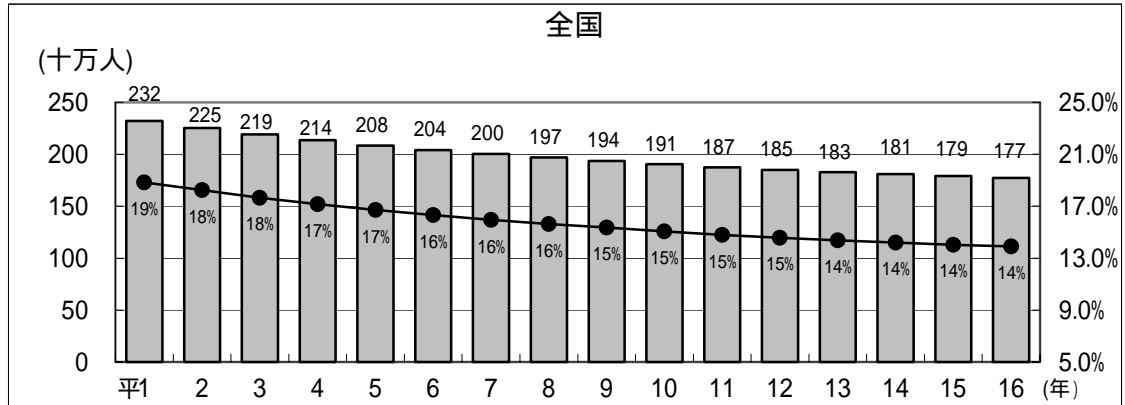
〔資料1〕人口比較(全国・東京都・豊島区)



* 「全国」は人口推計(総務省統計局)、「東京都」「豊島区」は住民基本台帳による。

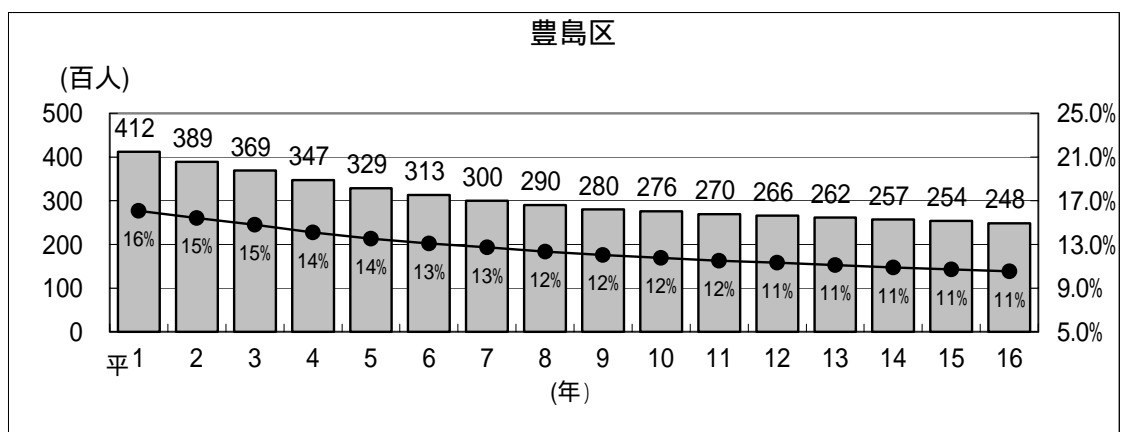
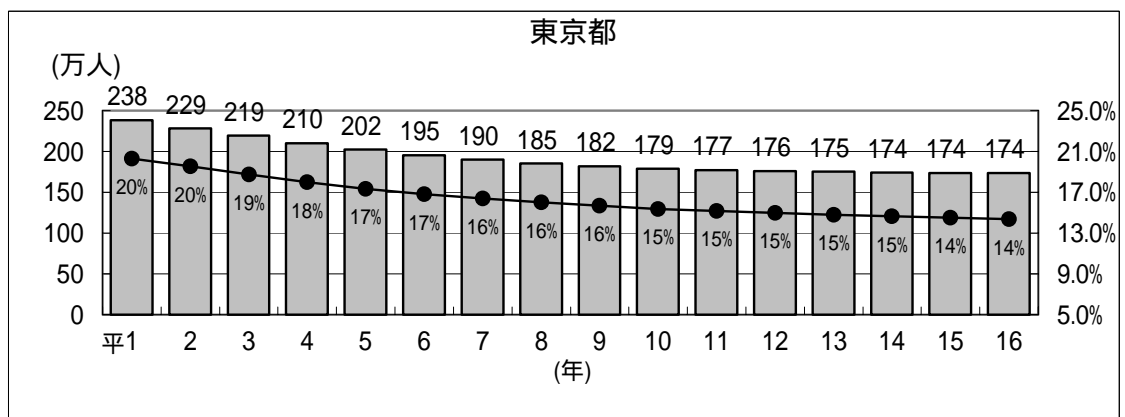
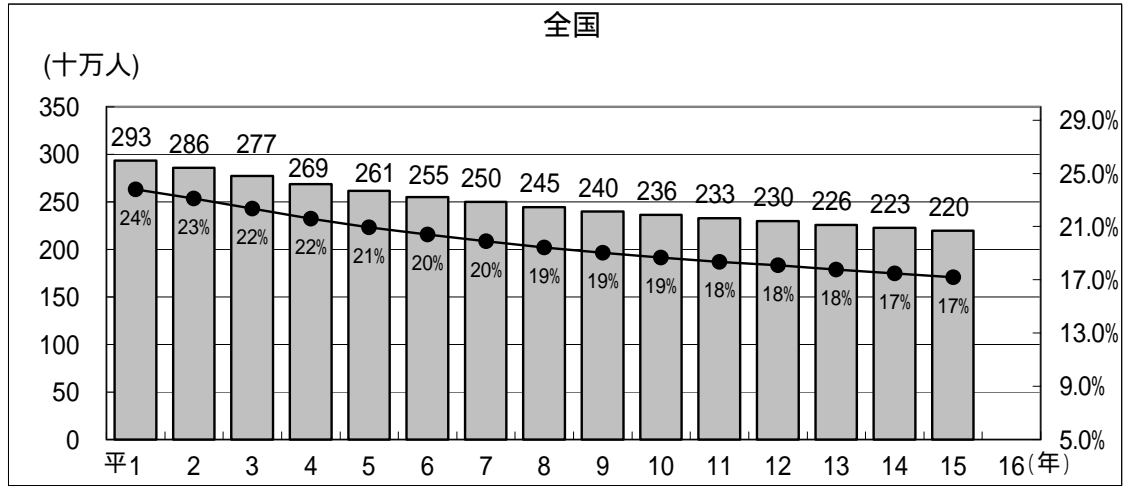
* 「全国」の平成16年数値は、概算である。

〔資料2〕0～14歳人口比較（全国・東京都・豊島区）



- * 棒グラフは（左軸）は年少人口、折れ線グラフ(右軸)は年少人口比率。
- * 「全国」は人口推計（総務省統計局）、「東京都」及び「豊島区」は住民基本台帳による。
- * 「全国」の平成16年数値は、概算である。

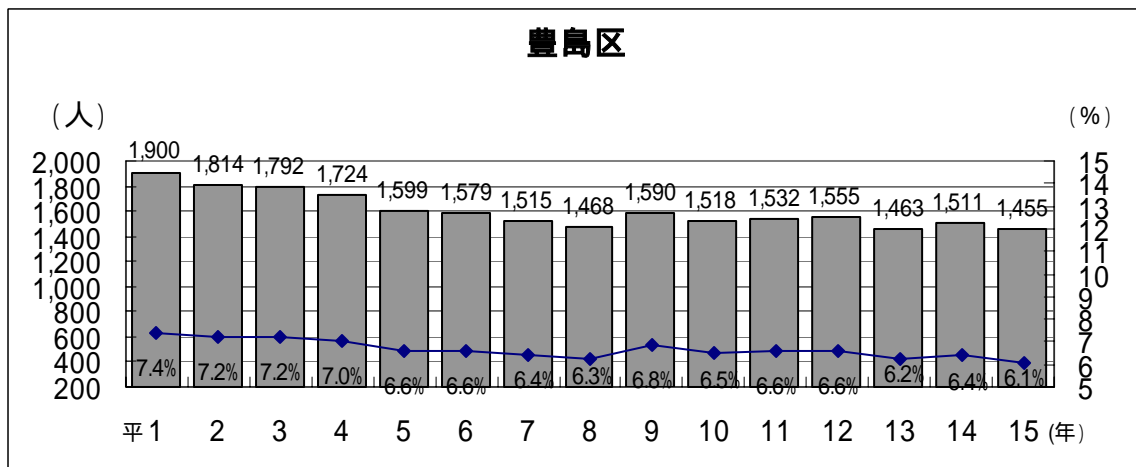
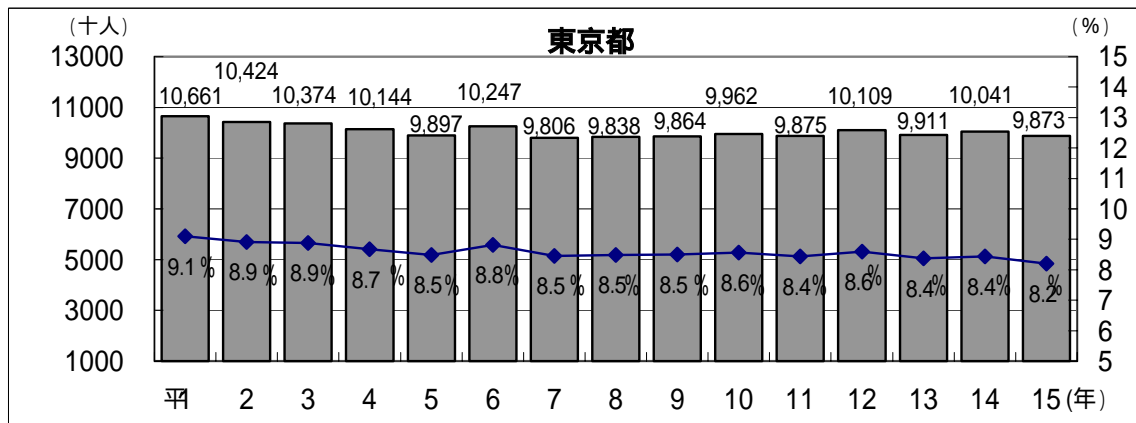
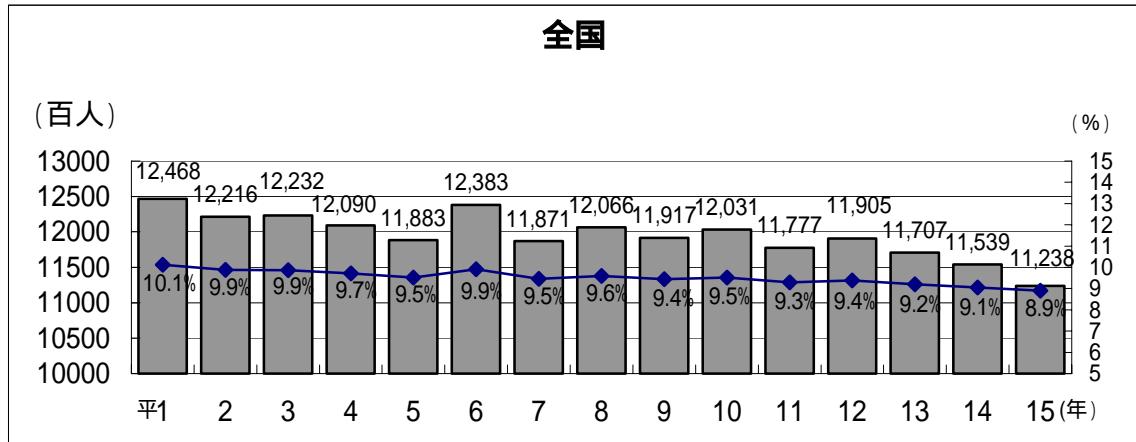
〔資料3〕0～17歳人口比較(全国・東京都・豊島区)



* 棒グラフ(左軸)は年少人口、折れ線グラフ(右軸)は年少人口比率。

* 「全国」は人口推計(総務省統計局)、「東京都」及び「豊島区」は住民基本台帳による。

〔資料4〕出生数・出生率比較（全国・東京都・豊島区）

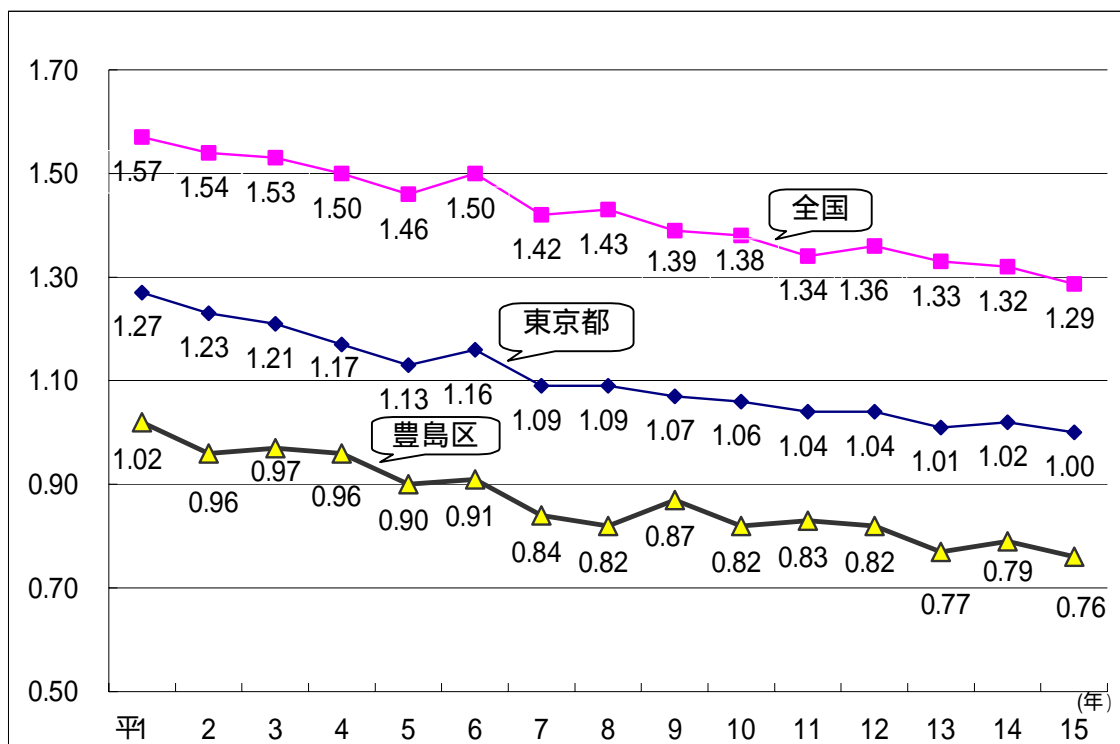


* 出生率は人口千人あたりの出生数。（人口は10月1日現在の値により計算しますが、「東京都」および「豊島区」の算出にあたっては、便宜的に1月1日現在の人口を使用しています）

* 棒グラフ（左側）は出生数、折れ線グラフ（右軸）は出生率。

* 「全国」は人口動態調査（厚生労働省）、「東京都」および「豊島区」は住民基本台帳による。

〔資料5〕合計特殊出生率比較（全国・東京都・豊島区）

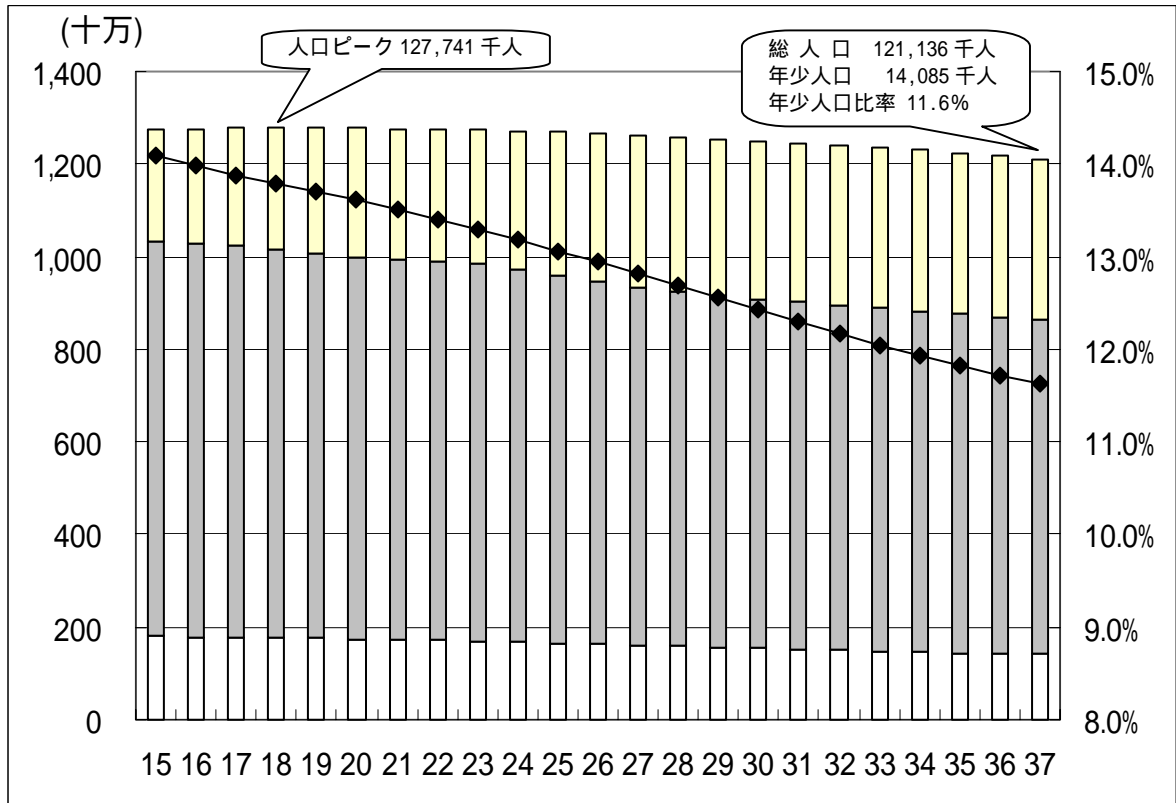


*人口動態調査（厚生労働省）による。

合計特殊出生率

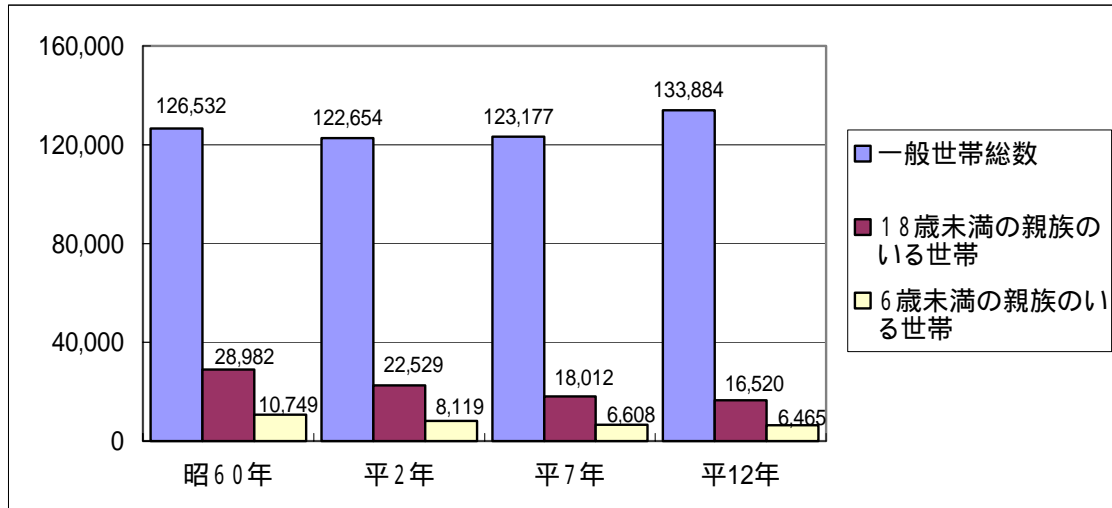
15～49歳までの女性の年齢別出生数を年齢別女性人口で割ったものの合計で、女性が一生の間に産む子どもの数を表します。この数値が2.08よりも低い場合、人口が減少するといわれています。日本は昭和48年に2.08を割り込んで以来、この水準にもどることなく現在にいたっています。

〔資料6〕将来人口推計（全国）



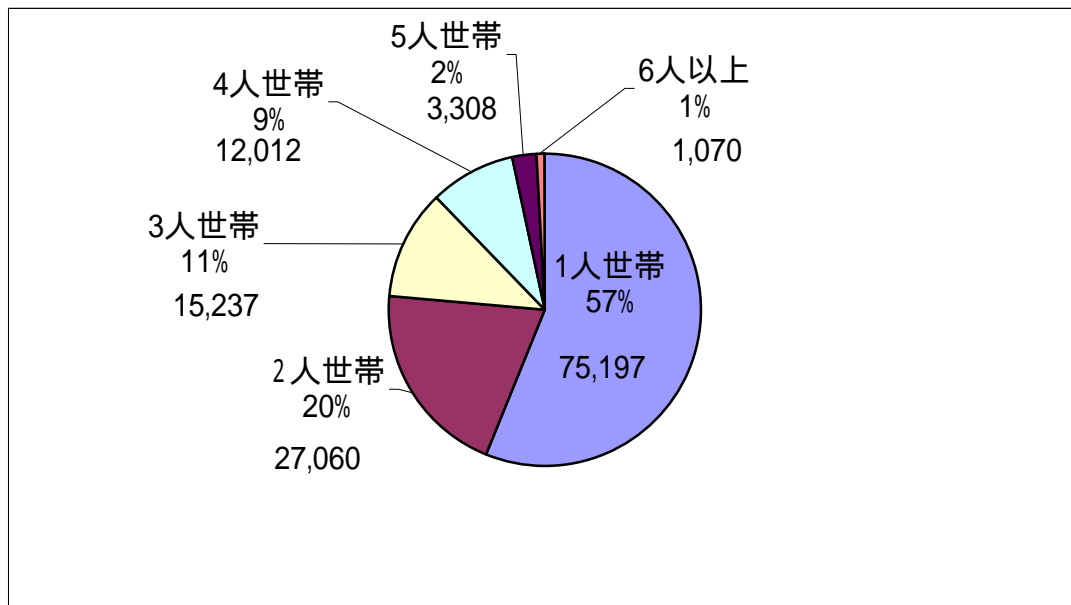
- * 「日本の将来人口推計・平成14年1月推計」(国立社会保障・人口問題研究所編集)による。
- * 棒グラフ(左軸)は、3区分人口である。下から0～14歳、15～64歳、65歳以上。
- * 折れ線グラフ(右軸)は、年少(0～14歳)人口比率。

〔資料7〕一般世帯数（豊島区）



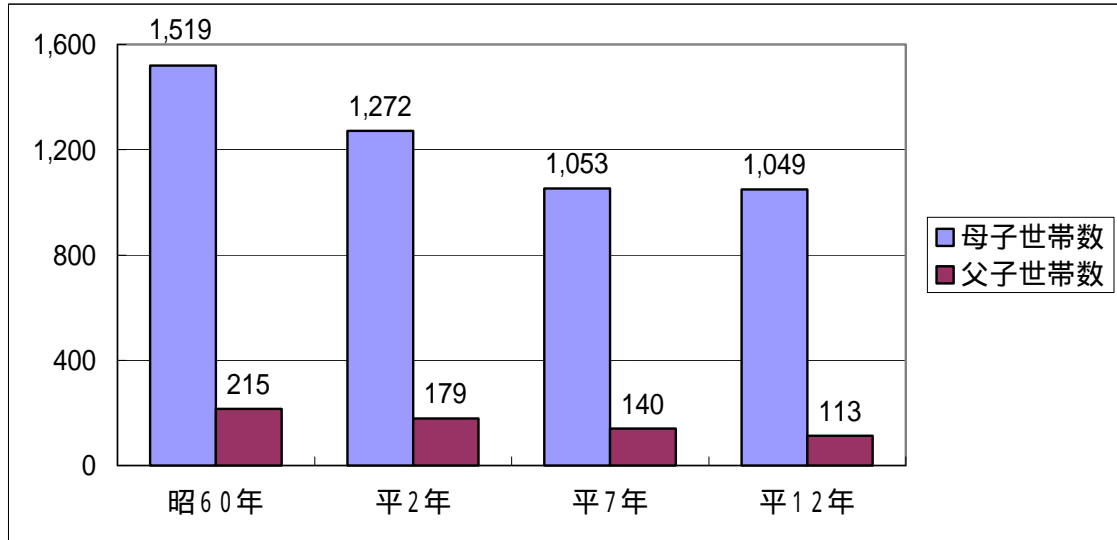
* 国勢調査による。

〔資料8〕人員別一般世帯数（豊島区）



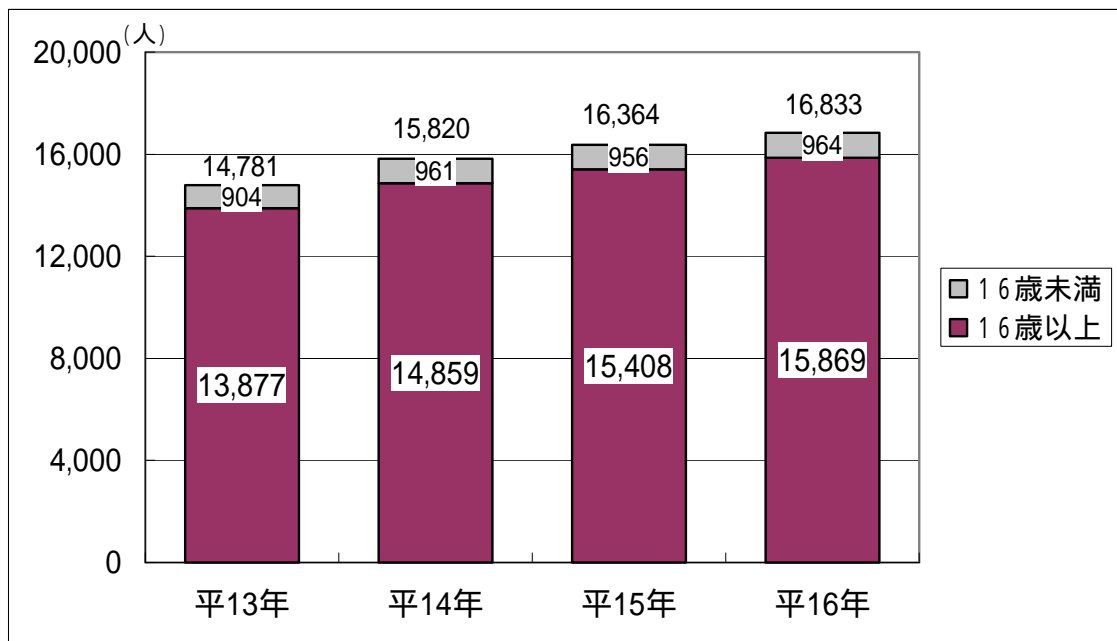
* 平成12年国勢調査による。

〔資料9〕母子世帯・父子世帯数（豊島区）



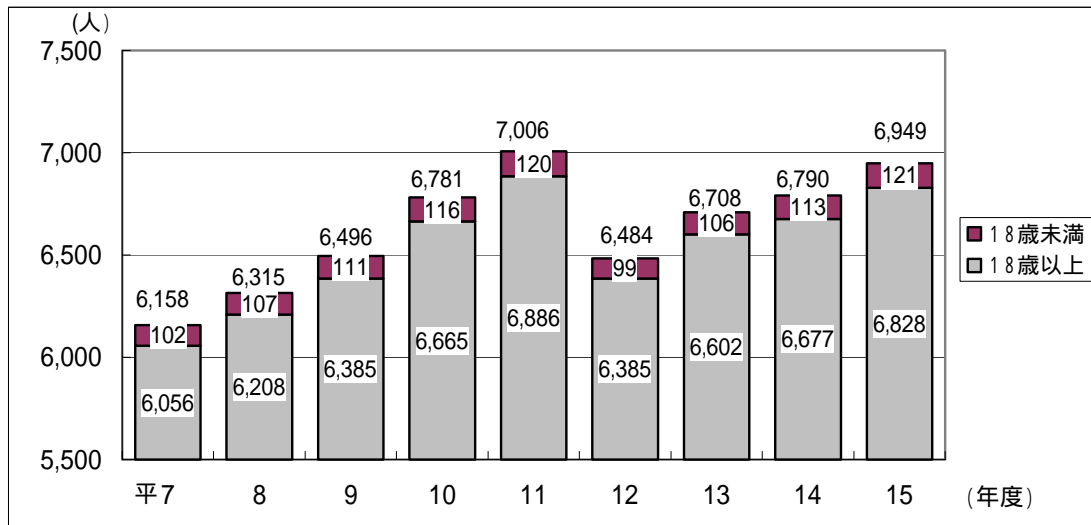
* 国勢調査による。

〔資料10〕外国人登録者数（豊島区）



* 豊島区外国人登録国籍別人員調査表による。

〔資料 1 1〕身体障害者手帳所持者数（豊島区）

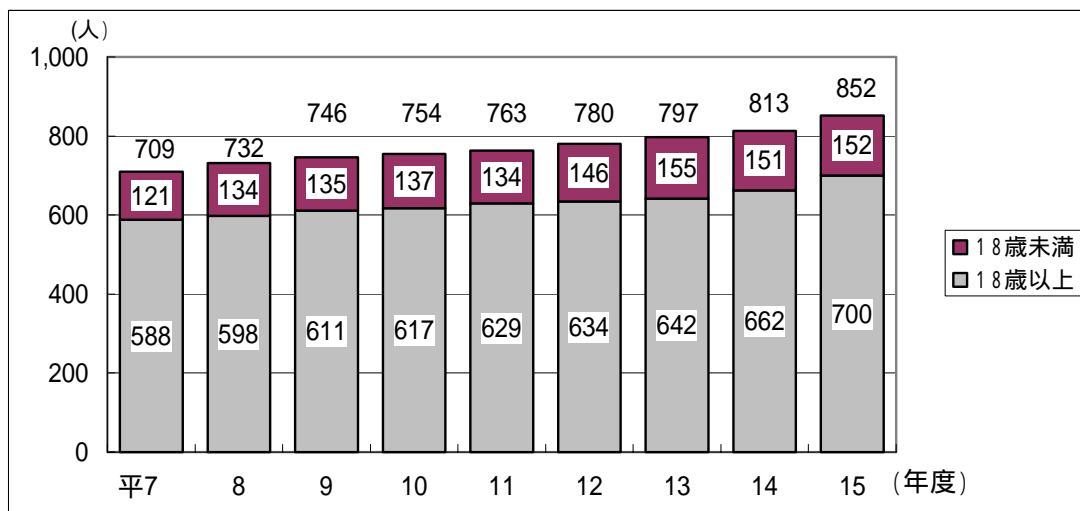


* 「豊島区の社会福祉」による

* 身体障害者手帳：身体障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳。障害の種類は、視覚障害、聴覚障害、音声・言語障害、肢体不自由、内部障害がある。障害の程度により、1～6級に等級が定められている。

* 平成12年度以降、データ・システム化により、転出者等を削除。

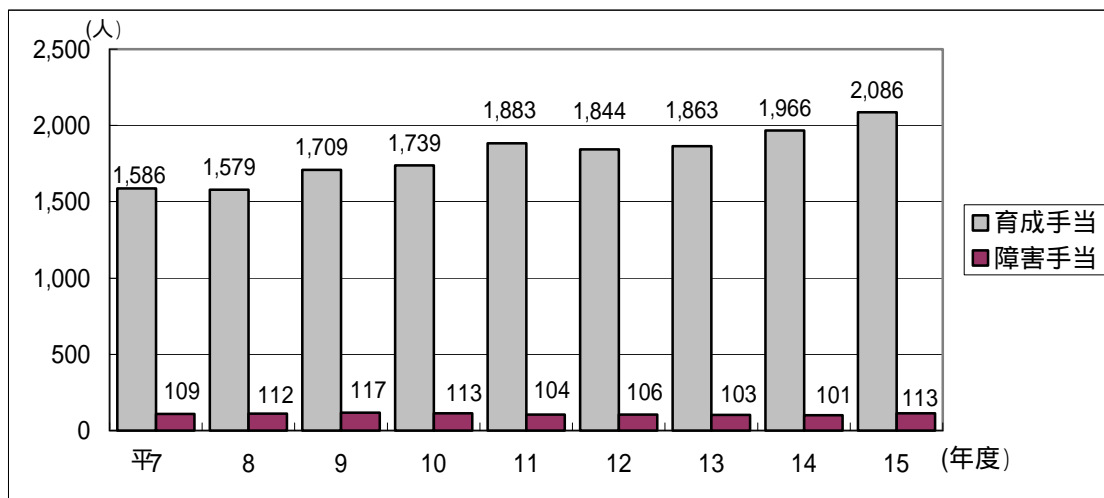
〔資料 1 2〕愛の手帳所持者数（豊島区）



* 「豊島区の社会福祉」による。

* 愛の手帳：知的障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳。障害の程度は、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）に区別される。

〔資料 1 3〕 児童育成手当支給対象児童数（豊島区）



* 「豊島区の社会福祉」による。

* (1) 育成手当：父または母が死亡・離婚・障害・生死不明等の状態にある18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童を養育している方に支給。所得制限あり。施設入所者は非該当。金額は児童1人につき月額、平成7年度は13,000円、平成8年度以降は13,500円。

(2) 障害手当：身体障害手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の20歳未満の児童を養育している方に支給。所得制限あり。施設入所者は非該当。金額は児童1人につき月額、平成7年度は15,000円、平成8年度以降は15,500円。

〔資料 1 4〕 公園・児童遊園数（豊島区）

	施設数	面積	区民一人あたり面積
公園	60	134,689.34 m ²	0.57 m ²
児童遊園	101	43,603.59 m ²	0.19 m ²

* 「豊島区公園・児童遊園・仮児童遊園現況一覧」(平成16年4月1日現在)による。

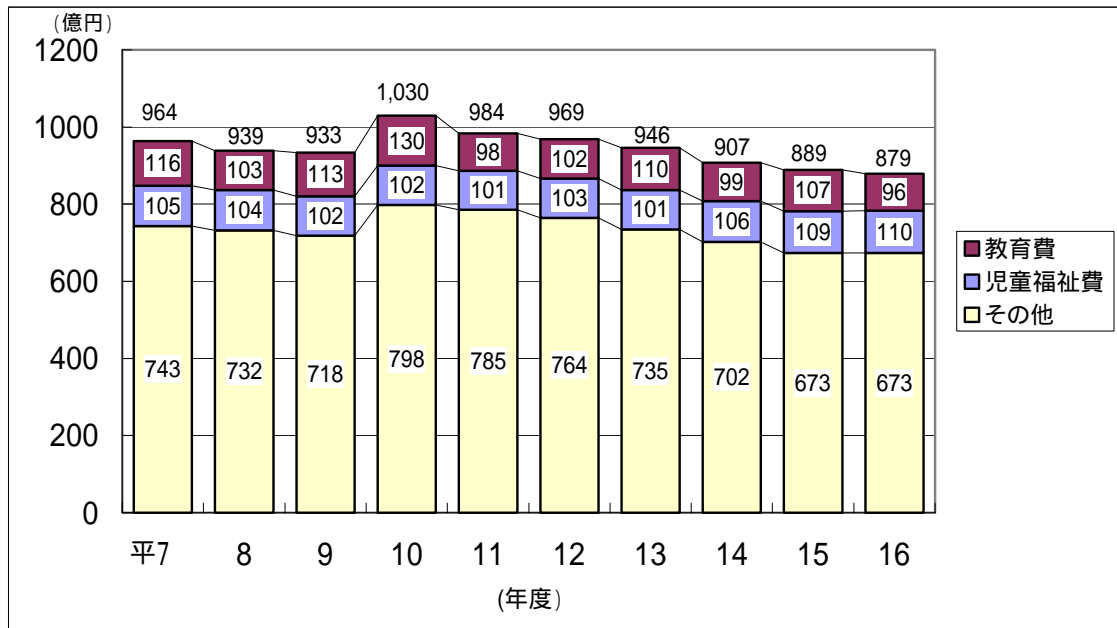
* 公園は、区民の森(目白・池袋)及び目白庭園を含む。

* 児童遊園は、仮児童遊園を含む。

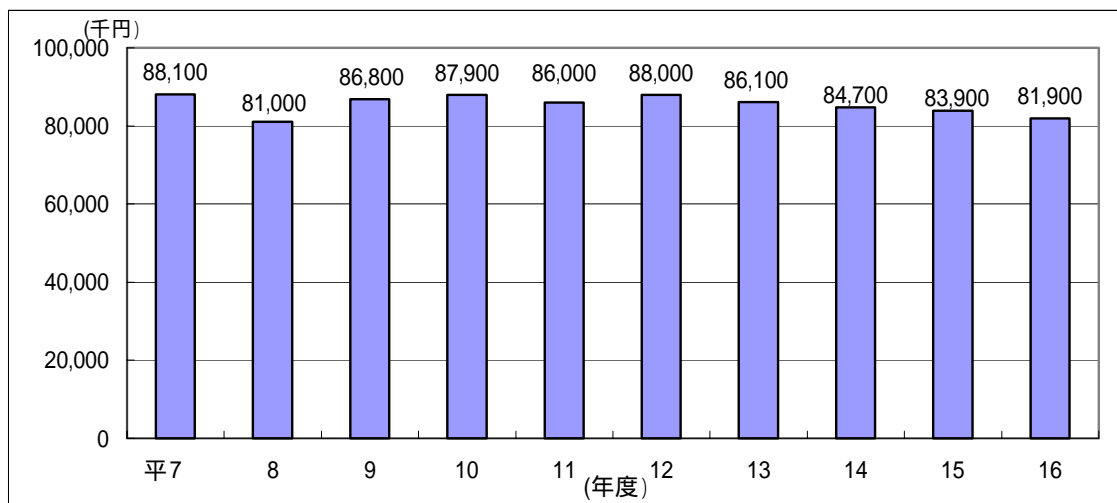
〔資料15〕豊島区歳出予算の推移

(一般会計に占める教育費・児童福祉費)

* 一般会計は、平成10年度をピークに減少を続けていますが、児童福祉費については、ここ数年増加傾向にあります。



(母子保健対策経費)



「ニーズ調査」について

豊島区では、行動計画策定にあたり、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的・質的なニーズを把握するため、ニーズ調査を実施し、「豊島区子ども白書」(平成15年11月発行)としてまとめました。

1 調査内容

(1) 調査時期

0～8歳の子どもの保護者については、平成14年5月、9～17歳の子どもとその保護者については、平成15年2月です。

(2) 調査票回収件数・回収率

0～17歳未満の子どもを3歳刻みに6層に分け、住民基本台帳から各層の人口の約1割にあたる400人の子どもとその保護者を抽出し、調査票を郵送しました。

回収件数・回収率は下表のとおりです。

	子どもの満年齢(14年4月1日現在)						合計
	0～2	3～5	6～8	9～11	12～14	15～17	
保護者回収件数	259	256	237	207	179	164	1,302
回収率	64.8%	64.0%	59.3%	51.8%	44.8%	41.0%	54.3%
子ども回収件数				207	154	144	505
回収率				51.8%	38.5%	36.0%	42.1%

(3) 調査からうかがえる平均的な世帯像

- *家族の人数 4.25人
- *子どもの数 2.05人
- *世帯構成 両親と子どもの核家族
- *父の年齢、職業 41.7歳、フルタイムの勤め人
- *母の年齢、職業 38.8歳、専業主婦・パート・アルバイト
- *主たる保育者 母(半数が就労)

2 対象者別の主な調査結果

(1) 0～5歳(保護者の調査票から)

保育の状況(保育所、認可外保育所、幼稚園、在宅保育等)とニーズ

* 8項目の主な保育方法から、利用しているものを全て選択。

主な保育方法	回答数	備考
1. 公立保育所	140	平均利用時間8時間21分 希望利用時間の平均10時間34分
2. 認可私立保育所	23	平均利用時間9時間26分 希望利用時間の平均12時間19分
3. 認可外保育施設	12	認証保育所4件、保育室4件 勤務先保育室2件、その他1件
4. ファミリー・サポート	4	-
5. ベビーシッター・ホームヘルパー	7	-
6. 同居していない親族や知人	25	平日に時々見てもらう形態が多い
7. 幼稚園	140	平均利用時間4時間35分 希望利用時間の平均6時間26分
8. 保護者や家族が見ている	200	午前・午後ともに自宅で過ごす割合が高い
合計	延551	

保育サービス

* 88.2%の人は、自宅近くでの保育サービスを希望しています。

* 79.3%の人は、住み替えの際は、保育サービスや保育所の近くであることを考慮するとしています。

子育ての価値観、社会参加

* 84%の人は、育児期は子育て中心、家庭生活は子ども中心であるべきだと考えています。

* 子育てのために、社会参加活動の機会が狭められている傾向があります。

(2) 6～11歳(保護者の調査票から)

学習塾等

* 88%の子どもは学習塾・習い事に通い、半数を超える子どもが複数の学習塾や習い事に通っています。

* 低学年はスポーツが中心、高学年は学習中心です。

(3) 12～14歳(子どもの調査票から)

中高生のための施設への意見

* 「のんびりできる場所、特に理由がなくてもいられる場所」「気軽に運動ができる場所」が望まれています。

学校生活

* 83%の子どもは学校が楽しいと感じています。

豊島区の印象

* 61%は「豊島区を好き」と回答しています。

(嫌い12%、わからない25%)

* 23%は「住みつづけたい」と回答しています。

(ほかに移りたい19%、わからない57%)

(4) 15～17歳(子どもの調査票から)

中高生のための施設への意見

* 「のんびりできる場所、特に理由がなくてもいられる場所」「気軽に運動ができる場所」が望まれています。

豊島区の印象

* 29%は「住みつづけたい」と回答しています。

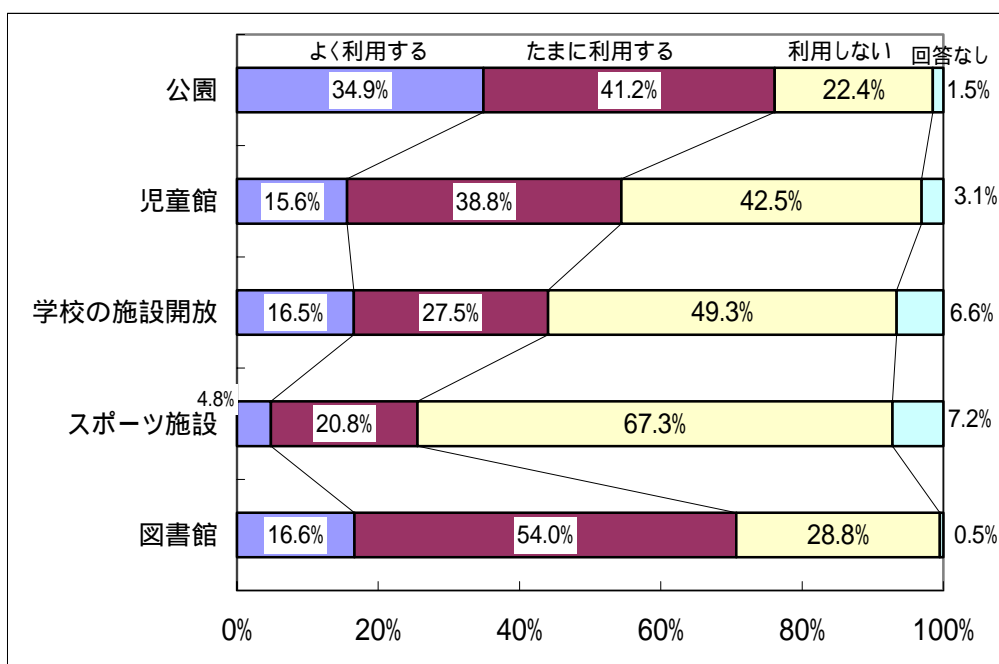
(ほかに移りたい18%、わからない52%)

3 施設に関する主な調査結果

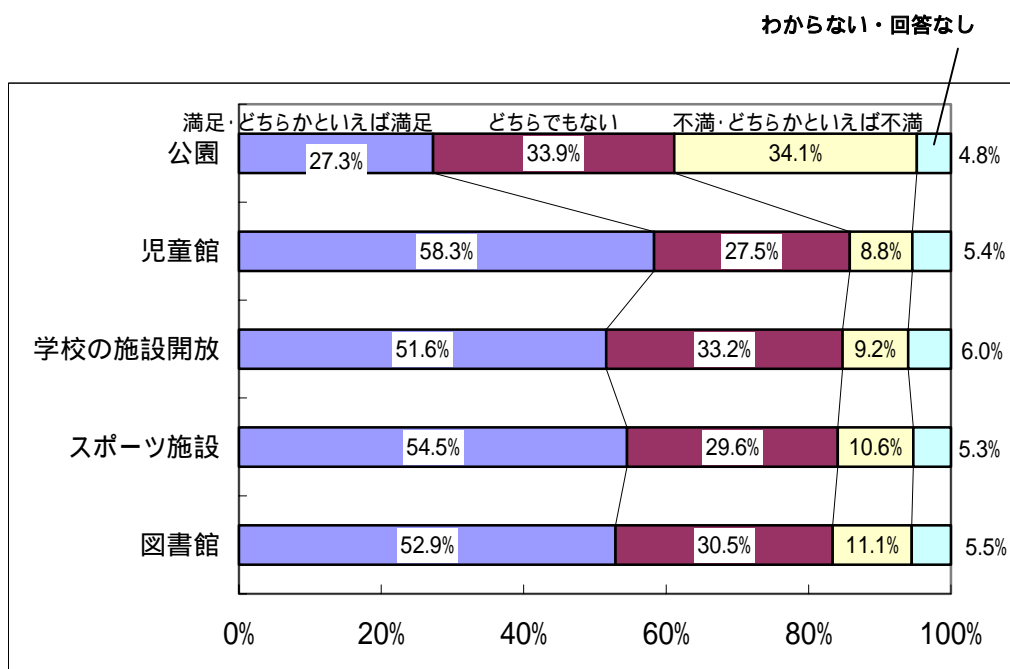
(1) 公園等の利用と満足度

(0～8歳の保護者、9～17歳の子どもの調査票から)

利用頻度

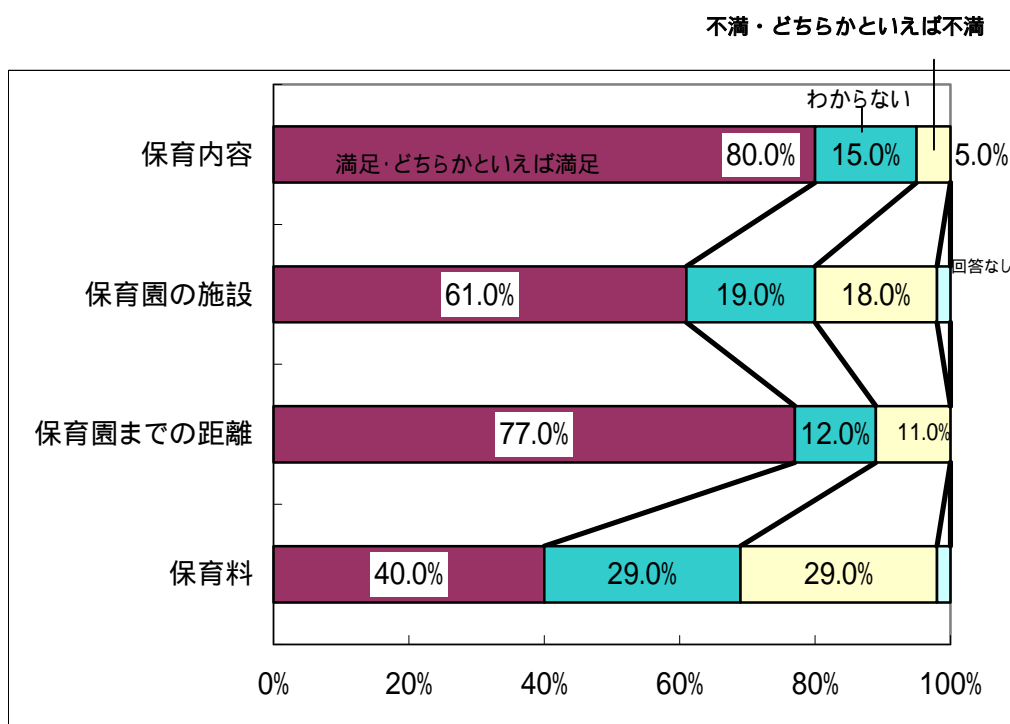


満足度

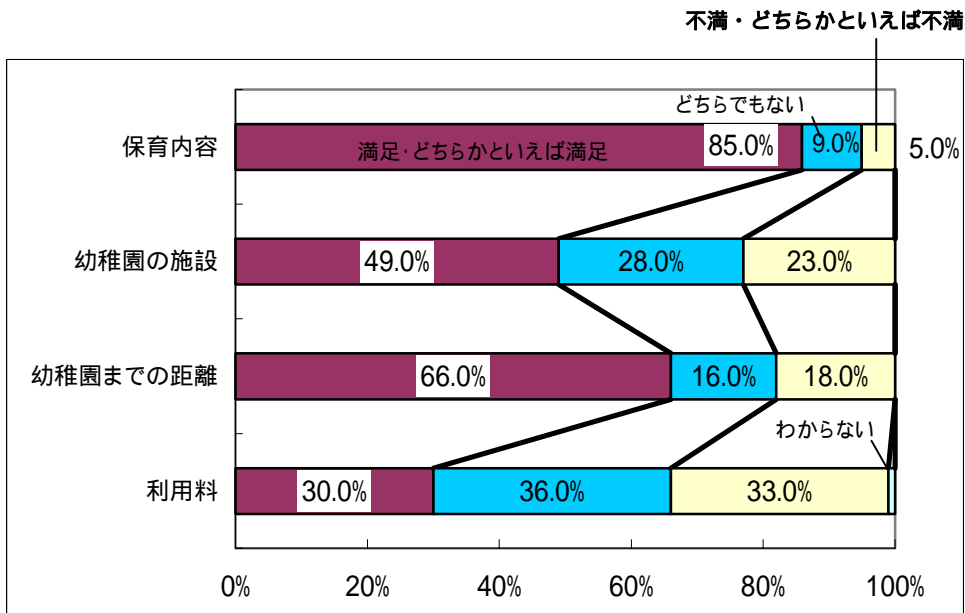


(2) 保育所等の満足度

保育所(0～5歳の子どもの保護者の調査票から)

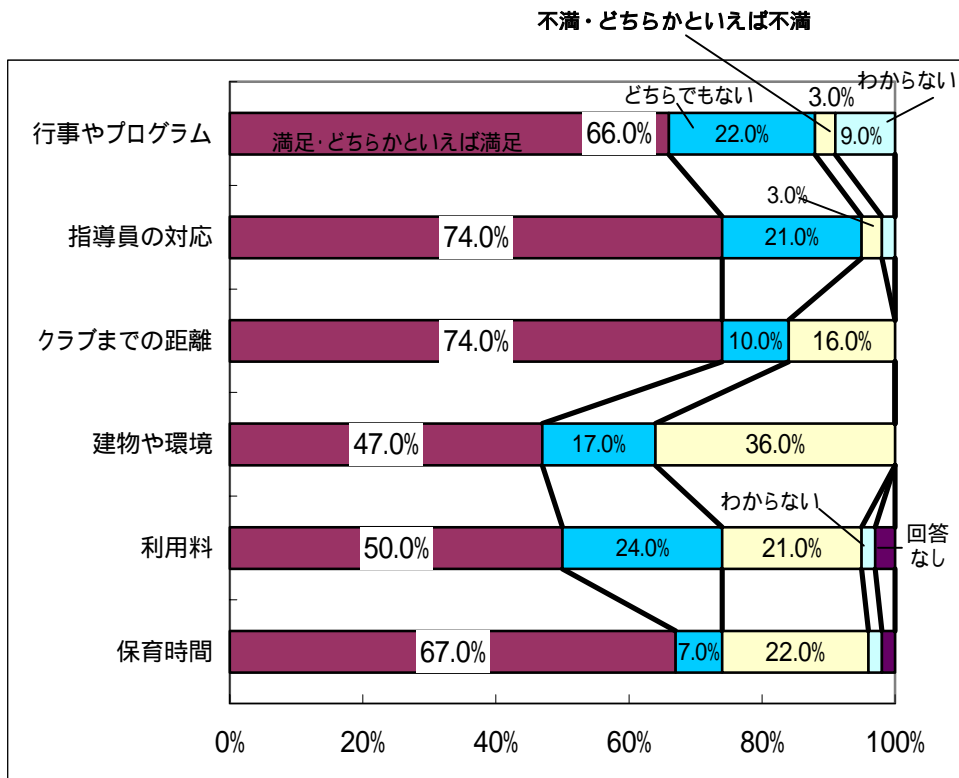


幼稚園(0～5歳の子ども保護者の調査票から)



学童クラブ

(6～8歳の子ども保護者の調査票から)



豊島区青少年問題協議会条例

(昭和31年3月10日 条例第4号)

改正 昭和42年7月15日 条例第15号

平成12年12月12日 条例第70号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区青少年問題協議会(以下「協議会」という。)をおく。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員若干名をもって組織する。

- (1)区議会議員
- (2)学識経験者
- (3)関係行政機関の職員

(委員の任期)

第3条 前条第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長をおく。
- 3 副会長は、委員が互選する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(召集)

第5条 協議会は、区長が召集する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

(定員数及び表決数)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要なことは、区長が決める。

附則 この条例は、昭和31年4月1日から施行する。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

豊島区青少年問題協議会専門委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	選出母体	備考
委員長	松平 信久	学校法人立教学院院長	
副委員長	照内 義雄	豊島区青少年育成委員会連合会会長	16年5月26 日まで
副委員長	石川 智枝子	豊島区青少年育成委員会連合会会長	16年5月27 日から
委員	西郷 泰之	大正大学教授	
委員	恒吉 僚子	東京大学助教授	
委員	根岸 幸子	青少年委員	
委員	西野 幸江	公募	
委員	飯田 栄子	公募	

豊島区次世代育成支援行動計画検討会設置要綱

平成 16 年 3 月 10 日

区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画(以下「行動計画」という。)の策定にあたり、同法第 21 条第 1 項の次世代育成支援対策地域協議会として、豊島区次世代育成支援行動計画検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画について意見を述べること。
- (2) 行動計画の策定に必要な情報を区長に報告すること。
- (3) その他検討会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員 16 人以内をもって組織する。

- (1) 児童の育成に関する活動を行う者
- (2) 区内の児童関係施設職員
- (3) 区内の児童関係施設を利用する者
- (4) 公募区民
- (5) 豊島区職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

(座長及び副座長)

第 5 条 検討会に座長及び副座長各一人を置く。

- 2 座長は助役の職にあるものとし、副座長は委員の中から座長が指名する。
- 3 座長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故のある時はその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は必要に応じ、関係人の出席を求めて意見を聞くことができる。

(幹事)

第 7 条 検討会に幹事を置く。

- 2 幹事は、子ども家庭部子ども課長、同子育て支援課長、同保育園課長をもって充てる。

(庶務)

第 8 条 検討会の庶務は、子ども家庭部子ども課において処理する。

附則 この要綱は、平成 16 年 3 月 10 日から施行する。

豊島区次世代育成支援行動計画検討会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	選出母体	備考
座長	水島 正彦	豊島区助役	
副座長	和田 健男	豊島区主任児童委員	
委員	稲垣 幸房	第3地区青少年育成委員会会長	
委員	角本 史夫	私立白鳩幼稚園園長	
委員	齋藤 玲子	私立みのり保育園園長	
委員	佐藤 房江	区立目白第2保育園園長	
委員	塩谷 紀子	区立要町第1児童館館長	
委員	一条 まゆみ	子どもの権利担当係長	16年5月27日まで
委員	今井 有里	東部子ども家庭支援センター職員	16年5月28日から
委員	田村 満	区立南池袋小学校教員	16年5月27日まで
委員	若林 正人	区立さくら小学校教員	16年5月28日から
委員	鈴木 弘	私立立教池袋中学校・高等学校教員	
委員	野崎 浩之	立教大学学生	
委員	神山 郁子	区立保育園利用者	
委員	堀江 俊一郎	区立児童館利用者	
委員	石川 智枝子	公募	
委員	石田 千恵子	公募	
委員	小池 哲男	公募	

計画策定検討組織の審議経過

* は主な議題

年月	青少年問題協議会	青少年問題協議会専門委員会	次世代育成支援行動計画検討会
平15 12月	平15.12.18 第1回 *子どもプラン策定に向けて		
平16 1月		平16.1.29 第1回 *子どもプラン素案について	
2月		平16.2.18 第2回 *子どもプラン素案について	
3月		平16.3.26 第3回 *子どもプラン素案について	平16.3.24 第1回 *行動計画策定指針について
4月		平16.4.21 第4回 *子どもプランの構成について	
5月		平16.5.27 第5回 *子どもプランの構成について	平16.5.28 第2回 *子どもプラン素案(子どもの権利保障)について
6月		平16.6.30 第6回 *子どもプラン素案について	
7月			平16.7.6 第3回 *子どもプラン素案(子育て環境の充実)について
9月	平16.9.1 第2回 *子どもプラン素案について		平16.9.3 第4回 *子どもプラン素案(地域における教育)について
10月			平16.10.21 第5回 *子どもプラン素案(計画実現のためのシステムづくり)について
11月			平16.11.25 第6回 *子どもプラン素案について
平17 1月		平17.1.13 第7回 *子どもプラン素案について	平17.1.18 第7回 *子どもプラン素案について
2月	平17.2.1 第3回 *子どもプラン案について		

用語解説

<計画・法律関係>

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2003年7月現在で192の国と地域が締結している。

本条約は、1924年の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」、1959年の「子どもの権利宣言」を受けて成立したもの。

前文と本文54条からなり、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障している。その中には、子どもの「情報へのアクセス権」を定めた第17条や、子どもの「性的搾取からの保護」を定めた第34条などが含まれている。ユニセフは、この「子どもの権利条約」の定める子どもの基本的人権の実現をその使命としている。

日本は1994年(平成6年)4月22日に158番目の国として批准している。

エンゼルプラン

1994年(平成6年)12月、文部・厚生・労働・建設の4省が合意し、少子化時代において、子どもを安心とゆとりをもって生み育てることのできるように、教育、労働、住宅の面での条件整備などをもりこんだ政府の子育て支援総合計画。

基本的方向

1. 子育てと仕事の両立支援推進
2. 家庭における子育て支援
3. 子育てのための住宅及び生活環境の整備
4. ゆとりある教育の実現と健全育成の推進
5. 子育てにかかる費用の軽減

プラン具体化の一環として、厚生省は緊急保育対策等5ヵ年事業を大蔵・自治省との3省合意で決定した。

新エンゼルプラン(重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について)

1999年(平成11年)12月19日「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として策定。(大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣の合意)

主な内容は下記の通り。

1. 保育サービス等子育て支援サービスの充実
2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
3. 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
4. 母子保健医療体制の整備
5. 地域で子どもを育てる教育環境の整備
6. 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現
7. 教育に伴う経済的負担の軽減
8. 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援

仕事と子育ての両立支援策の方針について

2001年(平成13年)7月6日、閣議決定

13・14年度に開始し、遅くとも平成16年度までには実施するとした。
基本方針は下記の通り。

1. 各企業が、仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制などに一層積極的に取り組む。そのため、政府としても各種支援・要請を行うとともに、税務上も円滑な対応に努める。
2. 育児休業制度ならびに出産休暇の十分な活用を求める。とりわけ男性の育児休業取得を奨励するとともに、父親の出産休暇の全員取得をめざす。
(「父親の産休5日間」)
3. 企業の両立指標を開発・公表する。また、各企業に両立支援の風土を育てるため、経営者や幹部の研修を推進する。
4. 労働契約の形式上期間雇用者であっても、実質上期間の定めなく雇用されている者については、育児休業の対象となることを明確化する。

次世代育成支援対策推進法

公布：2003年（平成15年）7月16日

施行：2003年（平成15年）7月16日

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律。

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとしている。

少子化社会対策基本法

公布：2003年（平成15年）7月30日

施行：2003年（平成15年）9月1日

急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした法律。施策の基本理念は下記の通り

- 1．少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。
- 2．少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜら

れなければならない

- 3．少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。
- 4．社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

少子化社会対策大綱

2004（平成16年）6月

平成15年7月の少子化社会対策基本法に基づいた大綱を策定。

少子化の流れを変える3つの視点は下記の通り。

- 1．自立への希望と力
『若者の自立が難しくなっている状況を変えていく』
- 2．不安と障壁の除去
『子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく』
- 3．子育ての新たな支えあいと連帯 家族のきずなと地域のきずな
『生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を深めていく』
『子育て・親育て支援社会づくり、地域や社会全体で変えていく』

<その他>

キャリア教育

望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。

協働（パートナーシップ）

地域の諸団体、大学や研究機関等と行政とが、互いにパートナーとして認め合い、それぞれが役割と責任を果たし、共通の課題の解決を図り、地域における公的サービスを担っていくこと。

ティームティーチング

児童・生徒一人一人の個性を生かす教育を行うために、複数の教員が一つの学習集団に対し、組織的・計画的に分担・協力して適宜、個別指導、グループ指導を行う方法。

認証保育所

多様化している保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都独自の基準による新しいスタイルの保育所。平成13年度、事業開始。保育時間は13時間以上で、0歳児から受入れている。

都、区から補助金を支出。

豊島区には、平成17年1月現在、2か所の認証保育所がある。

パブリックコメント制度

区の重要な施策、方針などを策定または改定する際に、あらかじめ案を公表し、区民の皆さんからのご意見をお受けし、ご意見を十分考慮した上で最終的な意思決定を行い、寄せられた意見とそれに対する区の考え方を公表する制度である。

プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれ、デンマークをはじめヨーロッパを中心に1940年代以降に広がった遊び場。最初のプレーパークは、1937年にスウェーデンのストックホルムの公園の中で実施された。児童遊園等のように固定遊具はなく、自然の原っぱを想定した公園で、工具や火や水を使って遊んだりできる。プレーパークは禁止事項も少なく、自分の責任で友だちと協力しながら遊ぶことをモットーにしている。

プレーパークには、プレーリーダーと呼ばれる遊びを見守ったり、指導したりする大人が配置され、地域の協力で運営されている。

日本では、関東大震災後の日比谷公園等に児童指導員が配置され、一時期、全盛期を迎えるが、やがて下火になる。

1979年（昭和51年）世田谷区羽根木公園で、冒険遊び場から発展したプレーパークができる。現在各地に広まっている。

大きな公園の一部にプレーパークを設けるのが一般的だが、団地のオープンスペースや校庭の中に設けることもある。

豊島区子どもプラン - 次世代育成支援行動計画 -

平成17年3月

豊島区子ども家庭部子ども課

〒170-8422

東京都豊島区東池袋1-18-1

電話 03(3981)1111(代表)